

2017国民春闘アンケート結果

〈2017年1月〉

【目次】

○今回の調査の概要と集約状況	1
○「自治労北海道本部2017国民春闘アンケート」用紙	2
○2017国民春闘アンケートの結果について	4
I. 組織構成（属性）の概要	4
II. アンケート集計の特徴	9
○自治労北海道本部「2017国民春闘アンケート」によせて	31
釧路短期大学教授 杉本 龍紀 さん	
○2017国民春闘アンケート調査結果表	37

自治労北海道本部

今回の調査の概要と集約状況

1. 調査の目的

自治労北海道本部は2017国民春闘を取り組むにあたり、例年通り、組合員の要求・意識に関するアンケート調査を実施した。

自治労と当時の公務員共闘が賃金要求額に関わるアンケート調査を始めたのは1972年、道本部として独自で調査結果をまとめるようになったのは1977年からである。長い歴史を持つ調査であるが、春闘のたたかい方や労働運動総体のあり方も時代の変化の中で問われ続けてきたが、この道本部の調査も、その都度学習会・検討会を行いながら、意義や質問項目の見直しなどを行っている。

今回も一部設問内容の見直しを行い、春闘関連の生活・家計状況、要求額と重点課題、職場環境の年休や超勤実態などの基礎的な継続調査項目に加えて、職場・仕事をめぐる問題点、非正規職員の処遇、人事評価制度をめぐる受け止めなどについての項目を設定した。

調査結果を道本部春闘討論集会上に報告して議論の素材に活用しながら「道本部2017国民春闘方針（案）」に反映させるとともに、中央本部や公務員連絡会などにも意見反映して春闘のより一層の強化をめざすこととしたい。

2. 調査方法と日程

全単組・全組合員を対象に、別掲調査用紙で、組合員の直接記入するアンケート方式で、2016年11月18日（金）から12月1日（木）を調査期間とした。

3. 回収状況と集計の方法

回収状況は237単組・総支部（除く直属支部）中193単組・総支部が実施した（昨年は239単組・総支部中187単組・総支部）。組合員の回収状況は、50,443人中30,649人から回答を得た。これは組合員比60.8%であり、昨年に比べ3.6ポイント高くなった。

集約日は12月4日としたが、コンピュータの入力作業は12月14日到着分までを含めて、送付されたアンケートの2割を無作為抽出して集計した。

なお、今回もアンケート調査において、これからの春闘やその他についての記述式の意見を求めたところ（Q12）861人から寄せられた。（昨年は953人）

また、7年前から設問でも選択肢として「その他」の記述欄を増やし、（Q3、Q8、Q11）回答の幅を広げたが、ここに記入された意見も569件あった。

これらの意見については全て文書として記録して、今後の運動に役立てていく。

4. 自治労北海道本部「国民春闘アンケート」によせて（杉本釧路短期大学教授）について

今回もアンケートの実施にあたり、アドバイザーとして関わっていただいている釧路短期大学の杉本教授から貴重な意見・提案などをいただき、調査結果をまとめるにあたっては標記コメントを寄せていただいた。特に政府や財界が進める「働き方改革」「（日本型）同一労働同一賃金」の狙いと危険性について、踏み込んだ分析がされており、職場での学習・討議に役立てていただきたい。

Q7. Q6の超勤のうち、「未払い超勤」（「サービス残業」と呼ばれる不払い労働）はどれくらいですか。

- ①全くない ② 1～29時間 ③ 30～59時間 ④ 60～89時間
 ⑤ 90～119時間 ⑥120～149時間 ⑦150時間以上

Q 7	
--------	--

Q8. 仕事や職場について、特に不満や不安を感じることを、以下から「3つまで」選んで下さい。

- ①賃金 ②人員不足 ③休暇取得 ④仕事量 ⑤仕事の内容
 ⑥時間外労働 ⑦サービス超勤 ⑧職場の人間関係 ⑨パワハラ ⑩セクハラ
 ⑪福利厚生 ⑫職場（仕事）・雇用の将来 ⑬賃金や処遇の差別
 ⑭昇進や異動・人事評価 ⑮労働環境・安全衛生面
 ⑯介護・育児などとの両立 ⑰その他（ ）

Q 8		

Q9. 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか。

- ①（恒常的な業務なら）正規職員化をはかるべき
 ②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を非正規職員優先で配分すべき
 ③均等待遇（勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件）をはかるべき
 ④現行のままでもいい ⑤わからない

Q 9	
--------	--

Q10. 地方公務員法の改正により、2016年4月から各自治体において人事評価制度が導入されています。あなたは導入された制度について、理解していますか。

- ①十分理解している ②ある程度理解している
 ③あまり理解していない ④理解していない
 ⑤わからない

Q 10	
---------	--

Q11. 2017国民春闘で、特に重点をおくべきだと考えるものを選んでください。（いくつでも選択可）

- ①賃金引き上げ・改善の取り組み
 ②独自削減（賃金合理化）に対する取り組み
 ③非正規職員（臨時・非常勤・嘱託など）の処遇改善の取り組み
 ④労働時間短縮・人員確保の取り組み
 ⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み
 ⑥職場の男女平等の取り組み
 ⑦育児・介護など両立支援の取り組み
 ⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み
 ⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み
 ⑩最低賃金制度の改善
 ⑪年金・医療・介護など社会保障制度改革の取り組み
 ⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み
 ⑬労働基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み
 ⑭労働法制改悪に反対する取り組み
 ⑮その他（ ）

Q 11		

Q12. 自治労道本部の2017春闘のとりくみについて、あなたの提案があれば記述してください。

— ご協力ありがとうございました —

アンケート結果は、道本部春闘討論集会（2017年1月10日）で報告するとともに、機関紙及びホームページ（<http://www.jichiro-hokkaido.gr.jp/>）に掲載しますのでご覧ください。

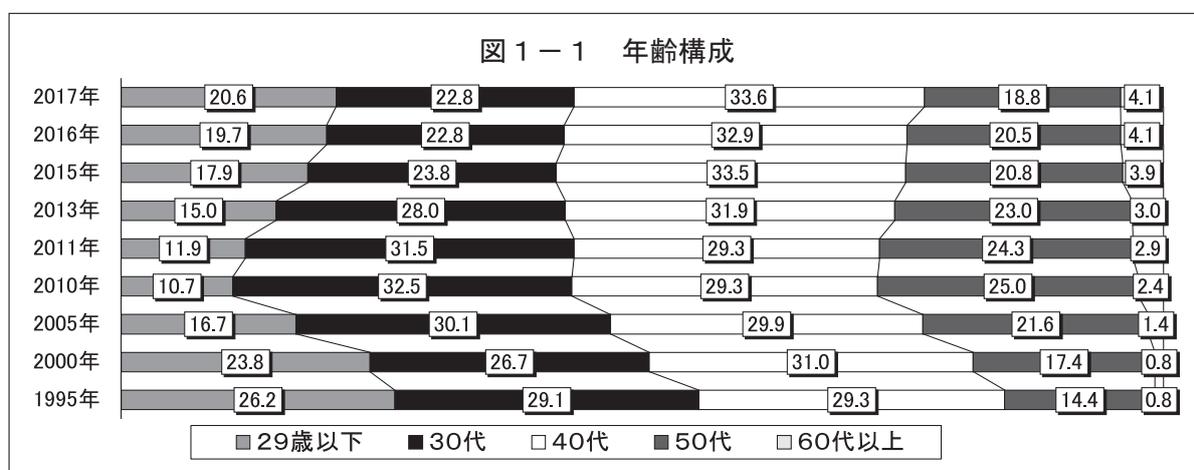
2017国民春闘アンケートの結果について

I 組織構成（属性）の概要

2017国民春闘アンケートの各設問への回答の特徴をみるため、まずは回答者がどのような組織構成（属性）にあるかをみてみた。

なお、文中では、可能な限りグラフ化して見やすくする努力をしているが、その他の属性分析結果を詳しく見る場合は、巻末の「2017国民春闘アンケート結果」表を参照していただきたい。

1 年齢構成「29歳以下」の比率が2割を超え、「50歳代」より多くなる

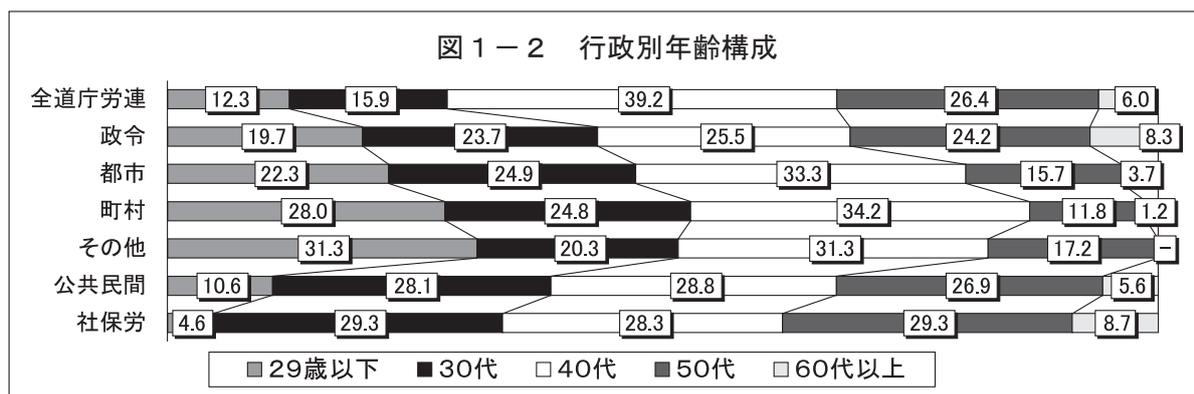


まず、回答者の年齢構成であるが、95年調査からの推移（図1-1）を参照してもらいたい。

このグラフでは、定数削減・新規採用の抑制によって1995年からどんどん組織構成の高齢化が進み、2010年には20歳代以下が10.7%と、わずか1割にまで下がった。その後、「団塊の世代」以降の退職増などもあって、近年では新規採用が再開・拡大されてきている反映で、10代、20代が増えてきており、今回は「29歳以下」がついに2割を超え（20.6%）、2割を切った50歳代より多くなった。

その一方で、新規採用の抑制が続いた時代の反映と思われるが、30歳代の減少が続いており、2012年に3割を割り込んで今回の調査では22.8%まで低下した。40歳代は33.6%と1/3を超え、過去最高レベルになっている。60歳以上は変化なく4.1%になっている。

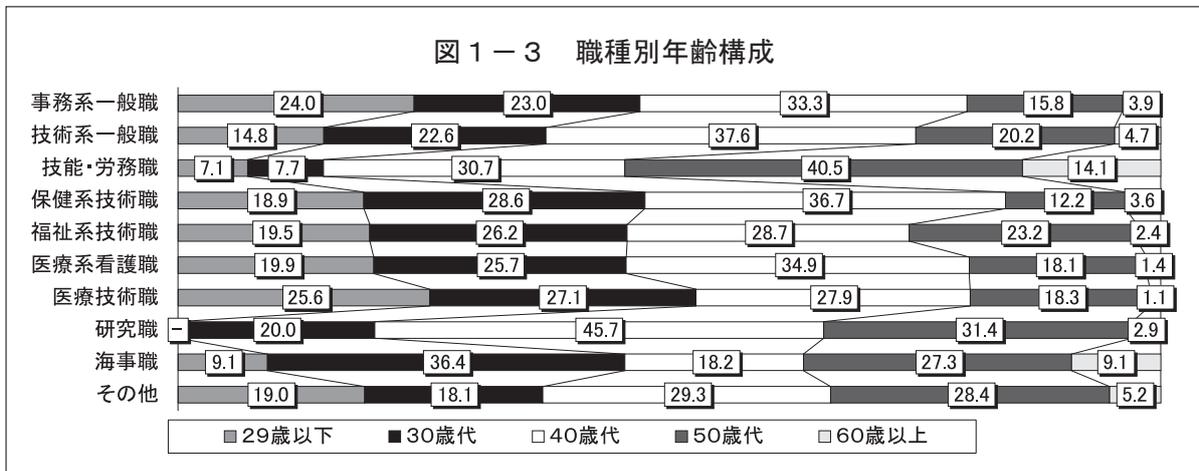
ただしこの点は行政別では大きな違いがある。「29歳以下」の青年層の割合は、町村職と都市職



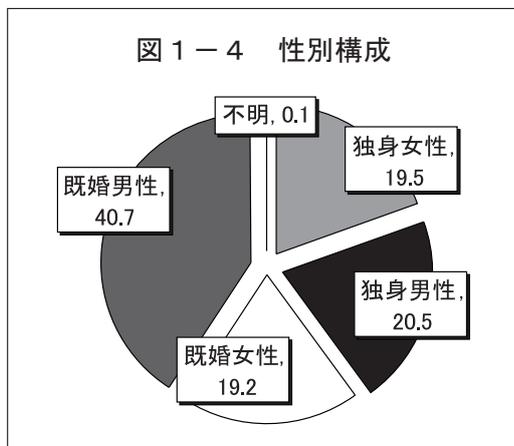
では2割を超えている（町村は28%と3割に迫る！）のに対して、全道庁労連は12.3%となっている。この間の道庁における急激な職員定数の削減に伴う新規採用の抑制が強く影響しているが、それでも全道庁でもこの4年間で一気に増加しており（6.2→8.2→10.0→11.8→12.3）、青年層の拡大は全体に共通した傾向になっている。

また「50歳以上」は、町村職では13.0%、都市職でも19.4%なのに対し、全道庁労連で32.4%、政令でも32.5%と3分の1近くになっている。全道庁は29歳以下だけでなく30歳代も他に比べて極端に少ない。職場の構成自体が相当大変な状況になっているのがうかがえる。

職種による年齢構成（図1-3）を見てみると、この間の傾向である「技能・労務職」は、「40歳代」以上では85.3%に達して（「50歳以上」でも54.6%）高齢化が進んでおり、この間の現業部門の民間委託、職員の欠員不補充などによるものであるが、前年よりは若い世代が増えている。また、「研究職」も40歳代以上が8割を占めており、これはやはり、かなりの比重を占める道庁の採用減の反映であろうが、前回よりさらに高齢化している。



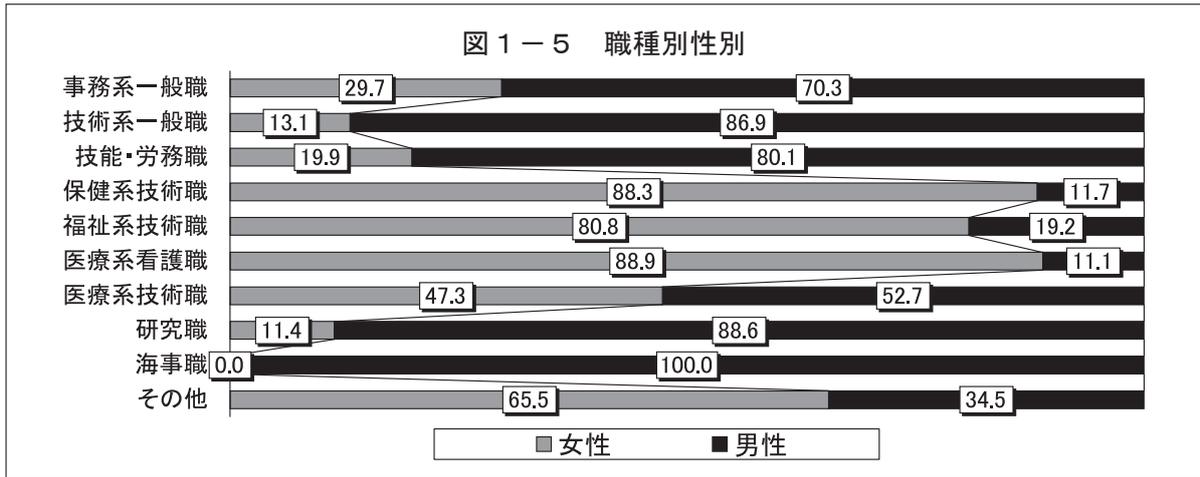
2 性別構成—男性61.2%、女性38.7%。女性の増加は足踏み傾向が続く。



性別の構成は、男性（独身＋既婚）は61.2%（前回60.6%、前々回62.7%）、女性（独身＋既婚）は38.7%（前回39.1%、前々回37.2%）となっている（図1-4）。この間、わずかずつ女性の比率が高くなってきていたが、近年は4割を前に行きつ戻りつという状況になっている。ちなみに、2015年6月に実施した「第12回自治労基本調査」による実態は、北海道本部内の女性組合員の比率は43.2%である。

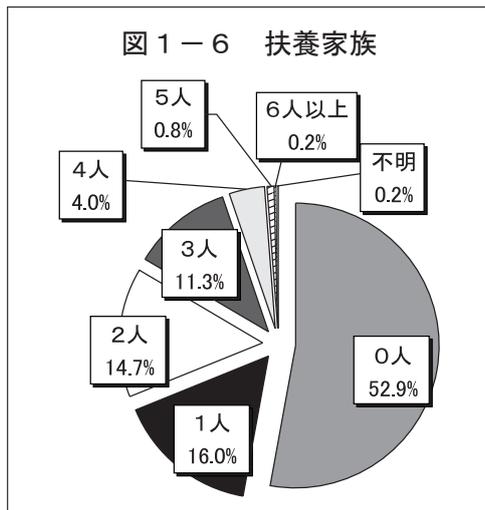
職種で女性が多いのは、「医療系看護職」（88.9%）、「保健系技術職」（88.3%）、「福祉系技術職」（80.8%）など。

逆に男性が多いのは、「研究職」（88.6%）、「技術系一般職」（86.9%）、「技能・労務職」（80.1%）など。「事務系一般職」でも男性が7割を超えている。



行政別で女性組合員の比率が高いのは、「公共民間」62.5%「社保労」56.5%、「都市職」45.2%などで、逆に少ないのは全道庁労連の29.2%となっている。

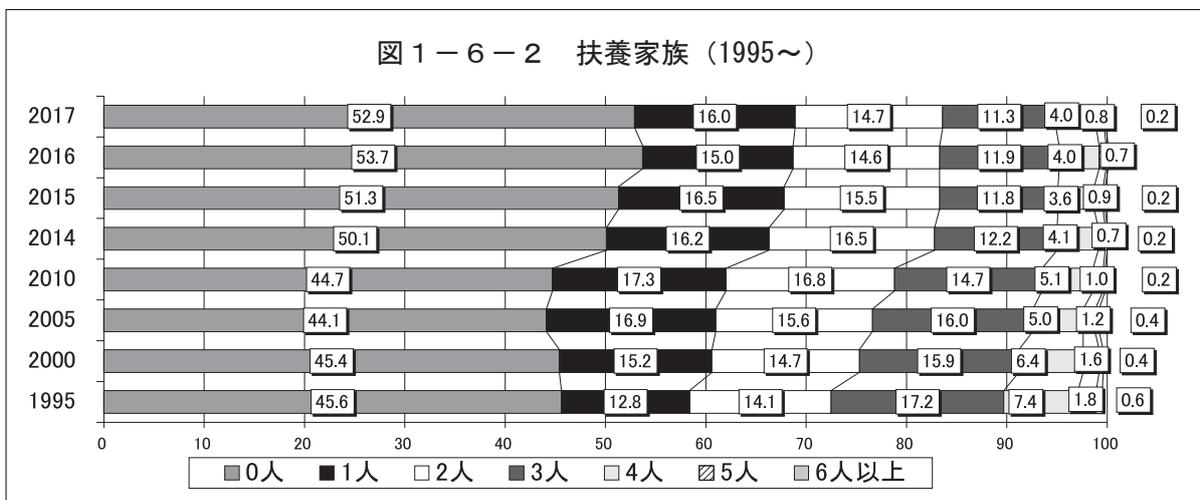
3 扶養家族 扶養「なし」が53.7%に。扶養家族の人数も徐々に減少。



扶養家族の構成は、3年前の2014アンケートから「扶養なし」が過半数になっているが、今回も「0人」が前回からは微減だが52.9%。また、「扶養家族」の人数は「1～3人」までで、全体の42.0%（「扶養家族あり」の89%）を占めている。

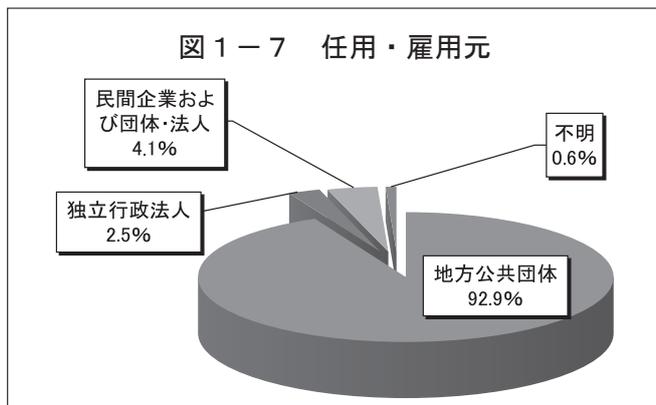
既婚男性の87%に扶養者がおり、既婚女性の64%に扶養者がいない。これは、既婚女性の多くの人々が、いわゆる「共働き」状態のためと思われる。

図 1-6-2 は、少し長いスパンで扶養の状況をみてみた。徐々にではあるが、扶養人数が減り扶養家族なしも増えている傾向が明瞭である。



4 任用・雇用元

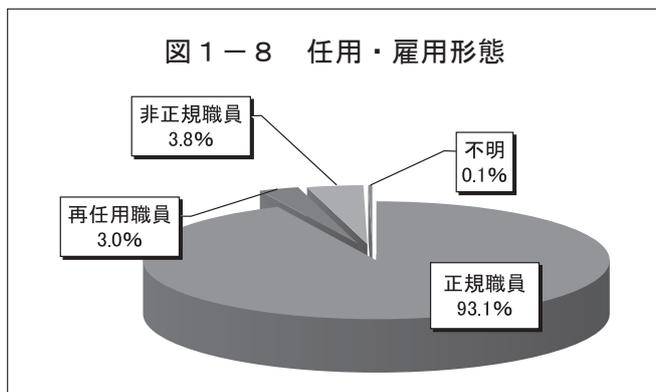
地方公共団体93.4%、独立行政法人2.6%、民間事業所など3.3%



この設問は、6年前から設定した。公共民間の組合員の増加はもとより、非公務員型の独立行政法人が設立され、適用法の違いをはじめ環境が大きく違うことをふまえてフェイス項目に加えたものである。

結果は、「地方公共団体」92.9%、独立行政法人2.5%、民間企業及び団体・法人4.1%となり、前回より民間事業所などが少し増えている。

5 任用・雇用形態 「非正規職員」が3.8%。「再任用職員」は3%。



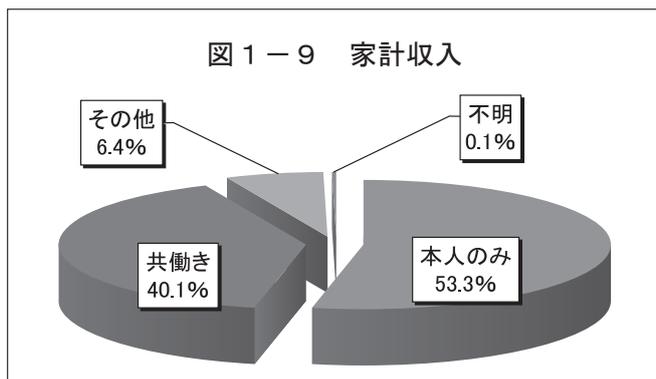
全体では、「正規職員」が93.1%、「再任用職員」が3.0%、「非正規職員」が3.8%となっている。前回に比べると、非正規職員・再任用職員ともに若干増え、その分だけ正規職員が減ったかたちとなった。

「非正規職員」の占める比率が高いのは、職種別では、サンプル数が少ない「その他」を別にすれば、「福祉系技術職」が11.6%、「技能・労務職」4.3%などとなっている。

行政別で高いのは、社保労（40.2%）と公共民間労組（35.0%）、自治体単組では政令が5.5%と比較的高くなっている。性別では、「既婚女性」10.7%、「独身女性」6.8%で、「既婚男性」0.8%、「独身男性」0.6%と比べると、圧倒的に女性の中での比率が高い。

また、「再任用職員」については、職種別では、「技能・労務職」の割合が目立ち（10.7%）、行政別では比率が高いのは「政令」5.7%、「全道庁労連」4.8%などとなっている。

6 家計収入 「共働き」は40.1%



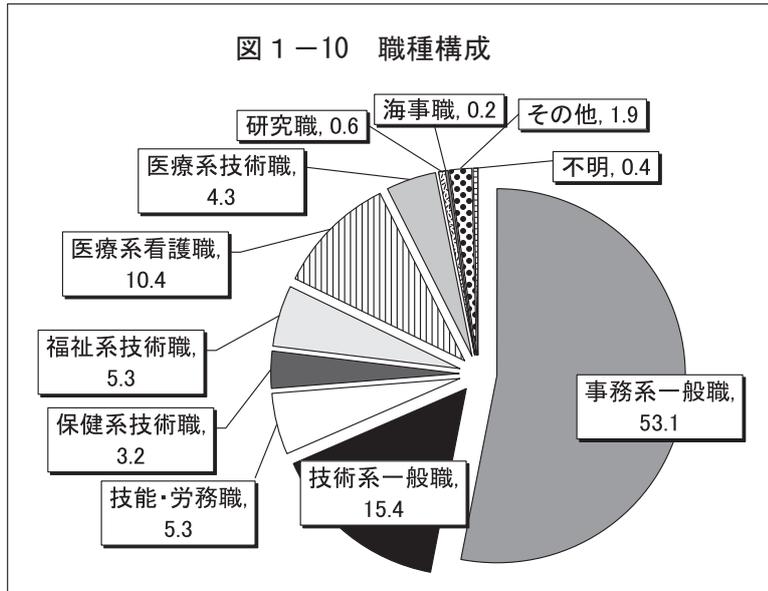
家計収入の状況は、全体では「本人のみ」の収入の人が53.3%。「共働き」の40.1%、「その他」が6.4%。この間の傾向としては、少しずつだが「本人のみ」が減って「共働き」が増えてきている。

行政別にみると、「共働き」が多いのは、町村職44.2%ともっとも高く、続いて公共民間が43.1%、都市職が42.4%となっている。

逆に「本人のみ」の収入が多いのは、全道庁労連の64.2%となっている。道庁は異動があるため定着して働きづら影響が大きいと思われるが、それでもこの間少しずつ共働きは増えてきている。

任用・雇用形態でみると、「正規職員」は比率が圧倒的なので全体平均に近いが、他の2つは（本人のみ：共働き：その他）の比率で、「非正規職員」（31：53：15）、「再任用職員」（67：25：8）という状況であり、非正規職員は「本人のみ」が低く、「共働き」が高くなっている。

7 職種構成 傾向的に続く「技能・労務職」の減少と「一般事務職」の増加

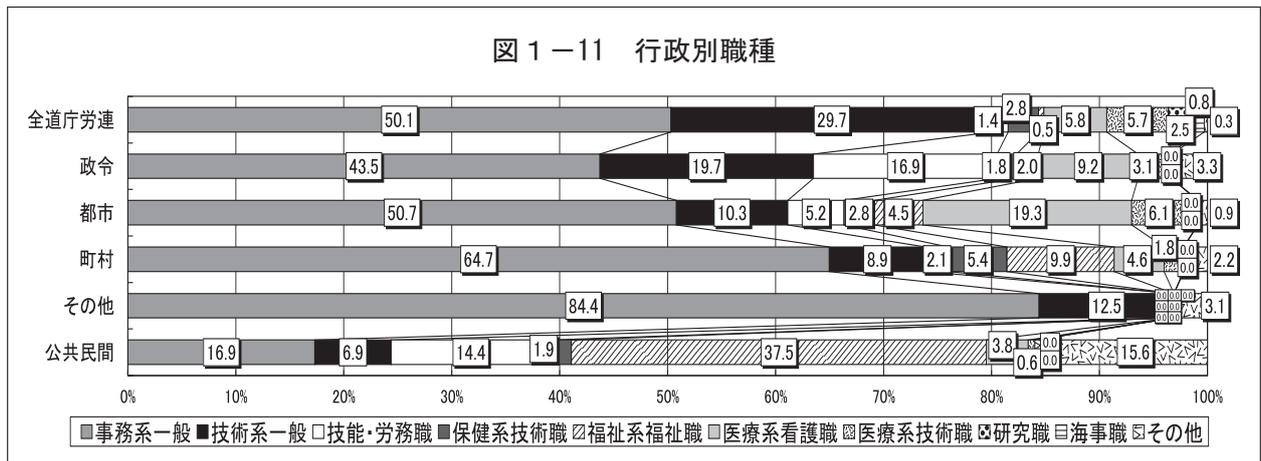


職種構成は、「事務系一般職」はこの10年あまりで約5ポイント増えており、逆に「技能・労務職」は5ポイント減っている。あくまでも、このアンケート回答者の中での構成比であるとは言え、現場での業務の直接執行をどんどん減らしてきた自治体の姿がそのまま反映した格好といえる。

今回も最も高いのは「事務系一般職」で53.1%（前は52.1）になった。ついで「技術系一般職」15.4%、「医療系看護職」10.4%、「福祉系技術職」

「技能・労務職」とがともに5.3%、「医療系技術職」が4.3%となっている。

行政別でもかなり特徴が違う。図1-11を参照いただきたい。



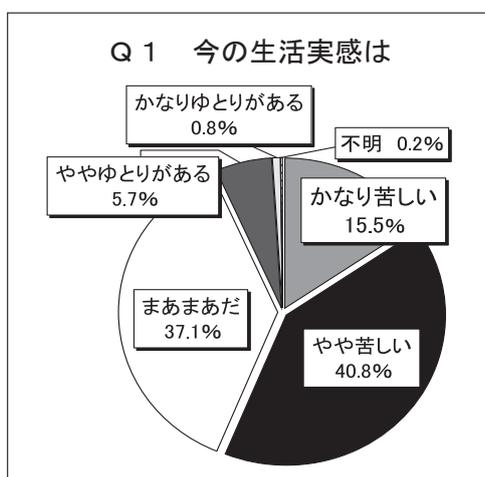
Ⅱ アンケート集計の特徴

Q 1. 「今の生活が苦しい」は56.3%。「ゆとり」は6.5%。

Q 1. あなたの今の生活実感は、次のどれに最も近いですか。

- | | | | |
|------------|---------|-----------|---------|
| ①かなり苦しい | (15.5%) | ②やや苦しい | (40.8%) |
| ③まあまあだ | (37.1%) | ④ややゆとりがある | (5.7%) |
| ⑤かなりゆとりがある | (0.8%) | ⑥不明 | (0.2%) |

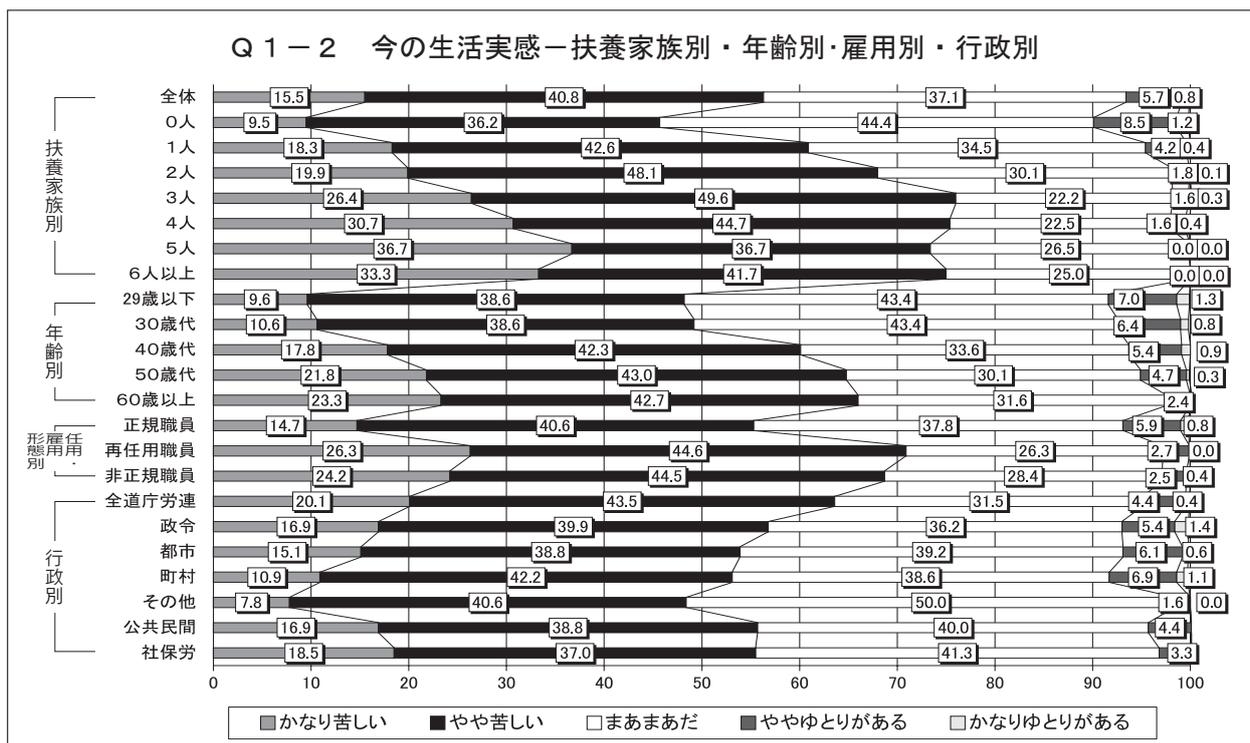
Q 1は「今の生活実感」で最も基本的な設問だが、道本部の春闘アンケートでは初の設定である。この間、Q 2のように「生活の変化（2～3年前と比べて）」の側面から聞いてきたが、2007～2009年の生活悪化のピーク時期以降は、変化を聞くと「変わらない」だけが増加する傾向が続いた。「苦しくなった」は減っても悪化の状況が“変わらない”（苦しいまま）と分析してきたが、あらためて、「今の生活実感」そのものを把握しようとしたものである。



全体の結果は、かなり15.5%、やや40.8%を合わせた「苦しい」が56.3%。かなり0.8%、やや5.7%を合わせた「ゆとりがある」が6.5%。中間の「まあまあ」は37.1%だった。

これを、扶養家族数別・年齢別・任用雇用別・行政別にみてみたのが、次のグラフである。

「扶養家族別」では、「かなり」と「やや」を合わせた“苦しい”が、0人（扶養なし）をのぞいて全て6割を超えている。3人扶養は76%に達しているし、4人以上は「かなり」だけで3割以上になっている。「年齢別」では、年代が高くなるにつれて“苦しい”率が高くなるが、30歳代と29歳



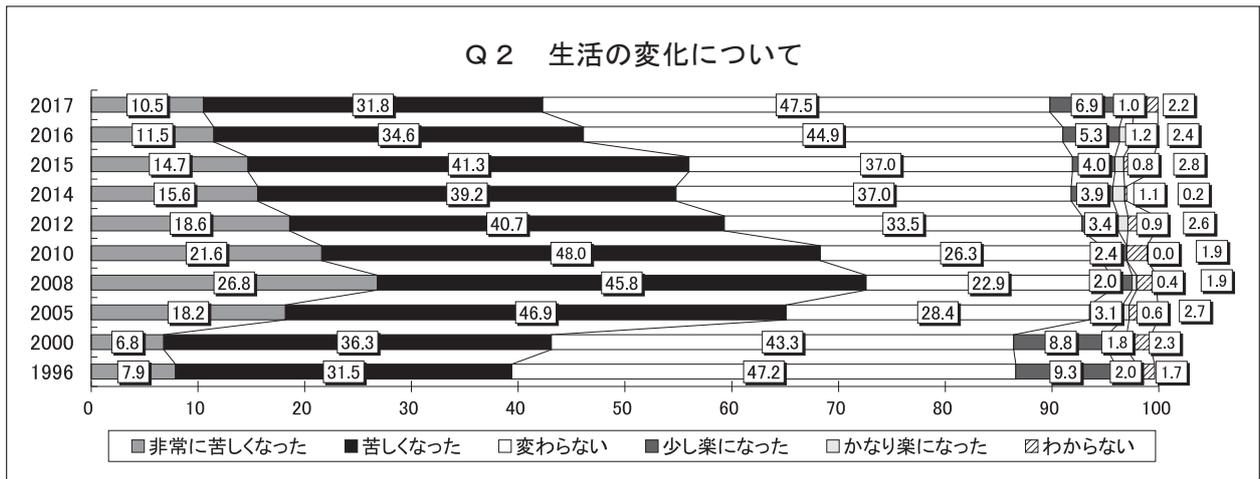
以下は5割に達していない。「任用・雇用形態別」では、正規職員は圧倒的多数で全体平均に近いが、再任用職員は“苦しい”が7割を超えており、非正規職員もほぼ7割に近づいている。「行政別」では、“苦しい”が最も多いのは6割を超えた全道庁で、以下、政令、公共民間、社保労、都市、町村、その他の順になっている。その他は“苦しい”が唯一5割を割り込んでいる。町村は、「やや」と「かなり」を合わせた“ゆとりがある”も8%で最も高くなっている。

気になるQ2との関連は次に見てみよう。

**Q2. 「生活が苦しくなった」は42%に低下、「楽になった」は8%。
しかし“変化”ほどには、実態は改善が進んでいない面も明らか。**

Q2. 2～3前の今ごろと比べてあなたの生活はどうか。

①非常に苦しくなった	(10.5%)	②苦しくなった	(31.8%)
③変わらない	(47.5%)	④少し楽になった	(6.9%)
⑤かなり楽になった	(1.0%)	⑥わからない	(2.2%)
⑦不明	(0.1%)		

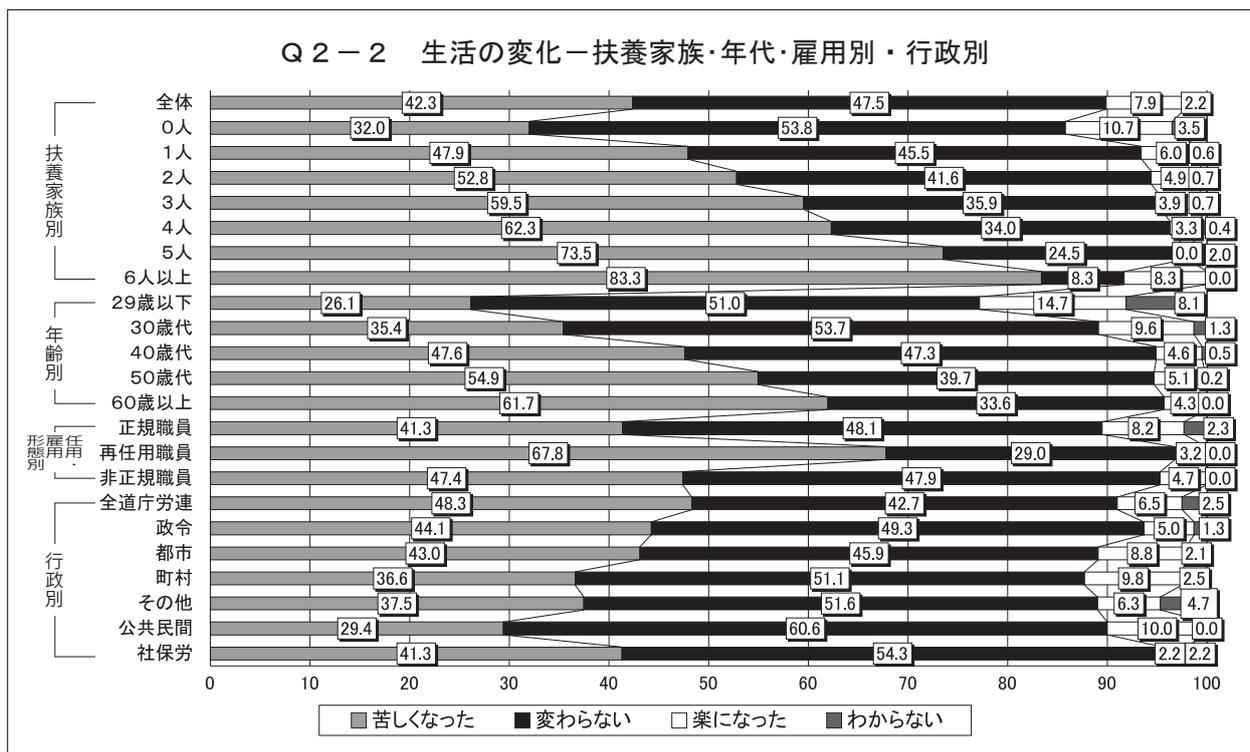


「生活が苦しくなった」（“非常に”の10.5%を含め）は42.3%で、前回に続き5割を切った。「変わらない」がさらに増加して47.5%と「苦しくなった」より多くなり、“かなり”を含めた「楽になった」は微増して7.9%になった。

この間の長期的な変化を見ると、2000年代は、賃金が上がらない状況に加え、少なくない自治体で財政難を理由に独自削減も進められて組合員の生活は急激に悪化していった。社会全体のデフレ不況、賃下げと非正規労働者の増大、リーマンショックと続く頃が最悪の時期で、2007春闘アンケートで、「生活が苦しくなった」（①非常に苦しくなった+②苦しくなった）が初めて7割台に達した。以降3年連続で7割を超え最も高かったのが2008の72.6%だった。2010にやっと7割を切り、2012には6割を切って2014アンケートの54.8%まで徐々に下がってきて、前回2016は46.1%と半数以下になり、「変わらない」が大幅に増えた。

この間、「苦しくなった」は減っても「楽になった」（「少し」+「かなり」）の増加がわずかに留まっていることから、「苦しい」人がそのまま「かわらない」にシフトしているだけであり、「生活が楽になった」とは言い切れないと捉えてきた。

これを、扶養家族数別・年齢別・任用雇用別・行政別にみてみよう。

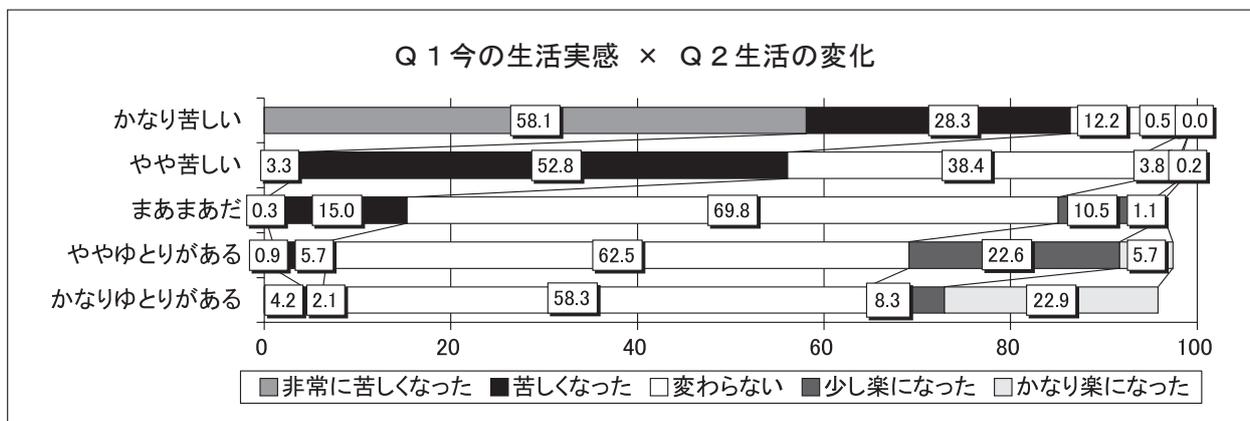


「扶養者」については、「4人」以上で、「苦しくなった」が6割以上となり、「5人」では7割、「6人以上」では8割になっている。年齢別にみると、年齢が上がるにしたがって「苦しくなった」が増えていき、「50歳代」からは5割を超えている。任用・雇用別では「再任用職員」の7割弱が突出している。行政別では、最も多い全道庁労連も5割を切った。

さて、Q1の「今の生活実感」とQ2「2、3年前との生活の変化」との関連を見てみよう。

そもそも単純な数値上も、「苦しくなった」というQ2の“変化”では42%なのに対して、Q1の“今”では56%が「苦しい」と回答している。また、“変化”では「変わらない」が48%、「楽になった」が8%いるのに、“今”は「まあまあ」が37%、「ゆとりがある」は6.5%しかいない。この数値のギャップが、2000年代後半に進んだ生活悪化から改善が思うように進んでいない実態を示している。

その内容をみるために、Q1とQ2の回答をクロスしてみた結果が以下のグラフである。



今「かなり苦しい」人は、生活の変化としては、86%の人が「苦しくなった」（うち58%は「非常に」）

と言っている。また「やや苦しい」人では、56%が変化として「苦しくなった」としており、近年の変化が大きく影響を及ぼしていることが伺える。

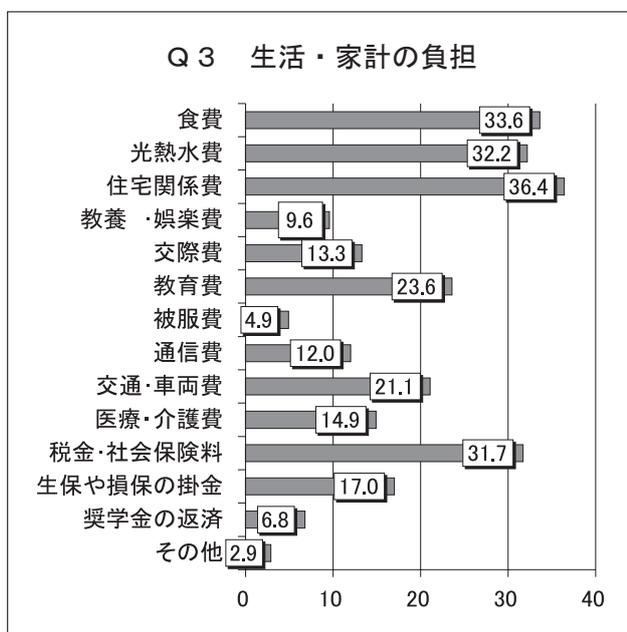
ただし同時に、「かなり苦しい」の人でも12%、「やや」の人では38%もの人が「変わらない」としており、やはり状況の固定化がかなりの比率を占めていることが分かる。

最悪期を脱したのは事実だが、さらなる生活改善にむけた取り組みが求められている。

Q 3. 生活・家計の負担 … 住宅・食費・光熱水費など生活の基礎自体が。年齢別による違いも大きい。

Q 3. 生活・家計の状況で、特に負担に感じている費目を、以下から「3つまで」選んで下さい。

	割合	順位		割合	順位
①食費	33.6%	②	⑨交通・車両費	21.1%	⑥
②光熱水費	32.2%	③	⑩医療・介護費	14.9%	⑧
③住宅関係費	36.4%	①	⑪税金・社会保険料	31.7%	④
④教養・娯楽費	9.6%	⑪	⑫生命保険や損保の掛金	17.0%	⑦
⑤交際費	13.3%	⑨	⑬奨学金の返済	6.8%	⑫
⑥教育費	23.6%	⑤	⑭その他 ()	2.9%	⑭
⑦被服費	4.9%	⑬	⑮不明	1.6%	
⑧通信費	12.0%	⑩			



家計に関しては2003年から収支について聞いてきて、特に「赤字家計」の割合に注目してきた。近年は、Q 2の生活状況の変化と同様に、「赤字」家計は減ってきたが「余裕あり」は増えず、「ギリギリ生活」が増えるという傾向が続いたので、今回は家計収支そのものではなく、家計の実際の負担感を聞いてみて、特に負担感の強いものを「3つまで」回答してもらった。

結果はご覧の通り、全体では、高い順に「住宅関係費」「食費」「光熱水費」「税金・社会保険料」が3割を超えている。もちろん属性別ではかなりの違いも見受けられるが、このトップ4は、そもそもが生活の基礎支出であり、属性による

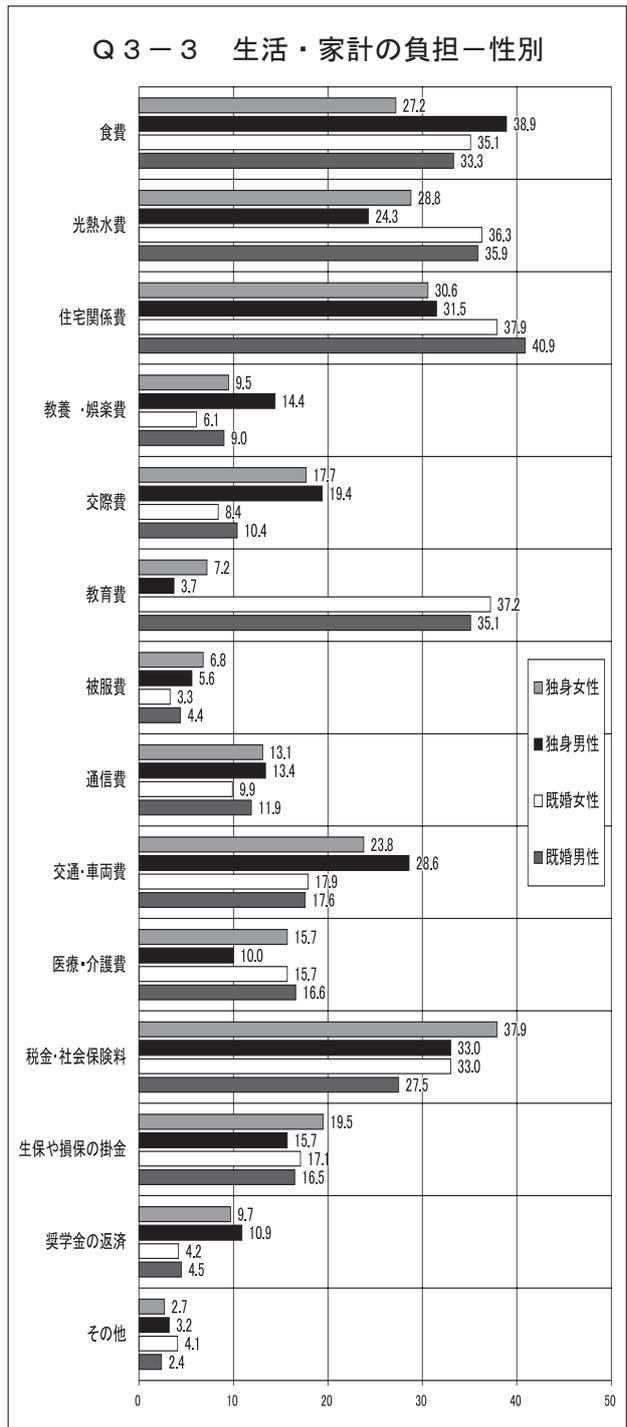
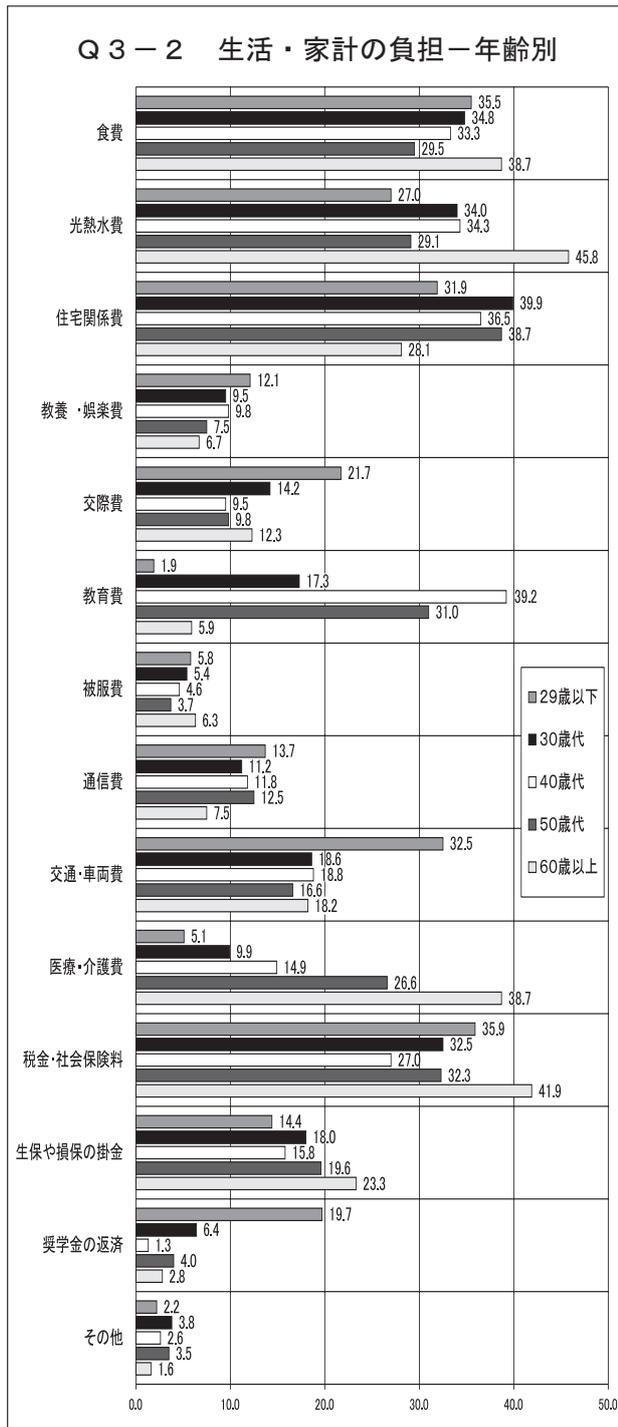
違いが小さく共通した項目である。そのあとは、「教育費」「交通・車両費」が2割台で続いている。

Q 3-2は年齢別にとったグラフである。トップ4はいずれの年齢でも高いが、とりわけ「60歳以上」の高さが目立つ。年代別のトップは、「60歳以上」が光熱水費、「50代」と「30代」は住宅関係費、「40代」は教育費、「29歳以下」では税金・社会保険料になっている。年齢毎の違いが目立つ項目は、当然ではあるが何と言っても教育費、40代ではほぼ4割、50代でも3割が挙げている。「交通・

車両費」は29歳以下が他の年代の倍近い高さになっている。さらに細かく年齢を刻むと、「20～24才」では38.6%、「19歳以下」では42.4%を占め、「交通・車両費」がこの年代でトップになっている。交際費や教養・娯楽費も「29歳以下」の年代で高いのは、その絶対額ではなく、家計に対する比率の問題であろう。

また、「奨学金の返済」は29歳以下ではほぼ20%に及んでおり、特に「25～29才」では23.6%に達していた。もはや社会問題化している奨学金返済問題は、組合員の中でも深刻な課題になっていると言える。

解説は省略するが、Q3-3で性別のグラフもつけてみた。巻末のクロス表での他のより詳細な内容とあわせ、ご覧いただきたい。

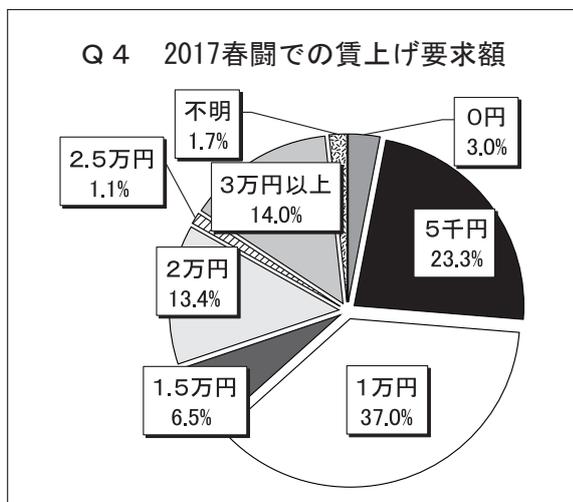


Q 4. 2017春闘要求額は、10,588円（昨年比-234円） 2年連続でダウン。

Q 4. 2017春闘での賃上げ要求について、あなたは要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか。

- | | | | | | |
|-----------|-------|---------|-------|-----------|-------|
| ① 0円 | 3.0% | ② 5千円程度 | 23.3% | ③ 1万円程度 | 37.0% |
| ④ 1.5万円程度 | 6.5% | ⑤ 2万円程度 | 13.4% | ⑥ 2.5万円程度 | 1.1% |
| ⑦ 3万円以上 | 14.0% | ⑧ 不明 | 1.7% | | |

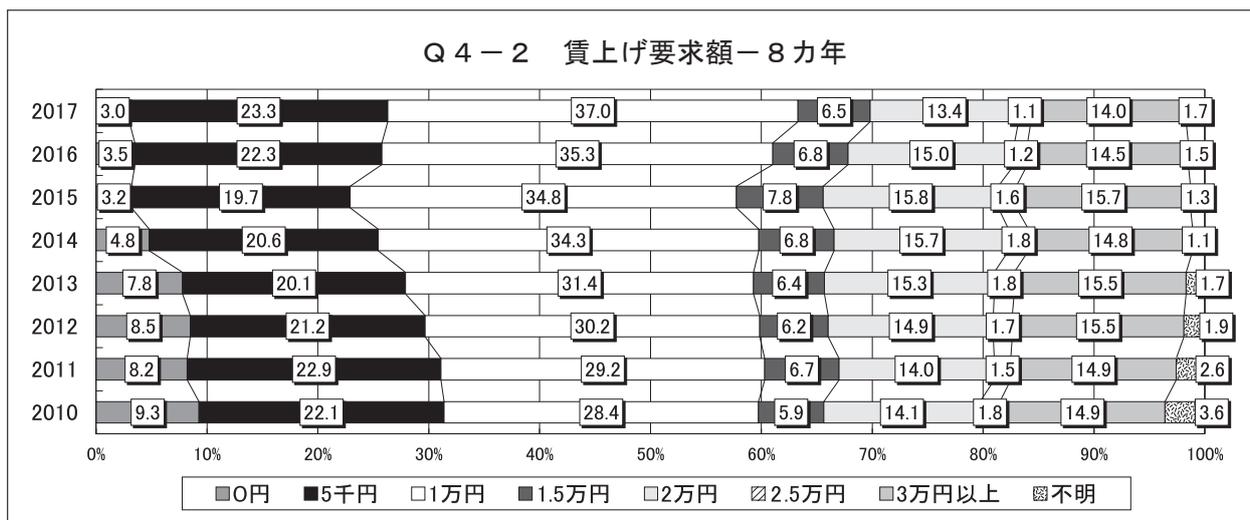
賃上げ要求額の調査は一時期中断した時期もあった。道本部の調査でも2000年春闘から3年間、それまでの「賃上げ要求額」から「生活必要額」に切り替えられてきた。2003年の見直し作業の際に、あらためて「生活必要額」ではなく労働組合としての「賃上げ要求額」の調査を復活させた。



また2004年の調査から、さらに全体の賃金闘争の現状（民間ではほとんどが定昇のみ要求）や、自治体でも財政難からの独自削減の広がりも考慮して、組合員の意識を正確に反映するため、あえて「0円（定昇のみ）」という選択肢も加えている。

今回の要求額の調査結果は、前回と比べて234円ダウンして10,588円という数値となった（昨年の要求額は10,822円）。2010年に調査開始以来の最低額になって以降、前回まで5年連続で要求額がアップしてきたが、前回で6年ぶりに前年からダウンし、今回は2年連続でのダウンとなった。グラフQ 4-2

に示したように、ここ8年間で言えば、「0円」が最低レベルに減っているものの「5千円～1万円程度」のゾーンが最も多くなっている。



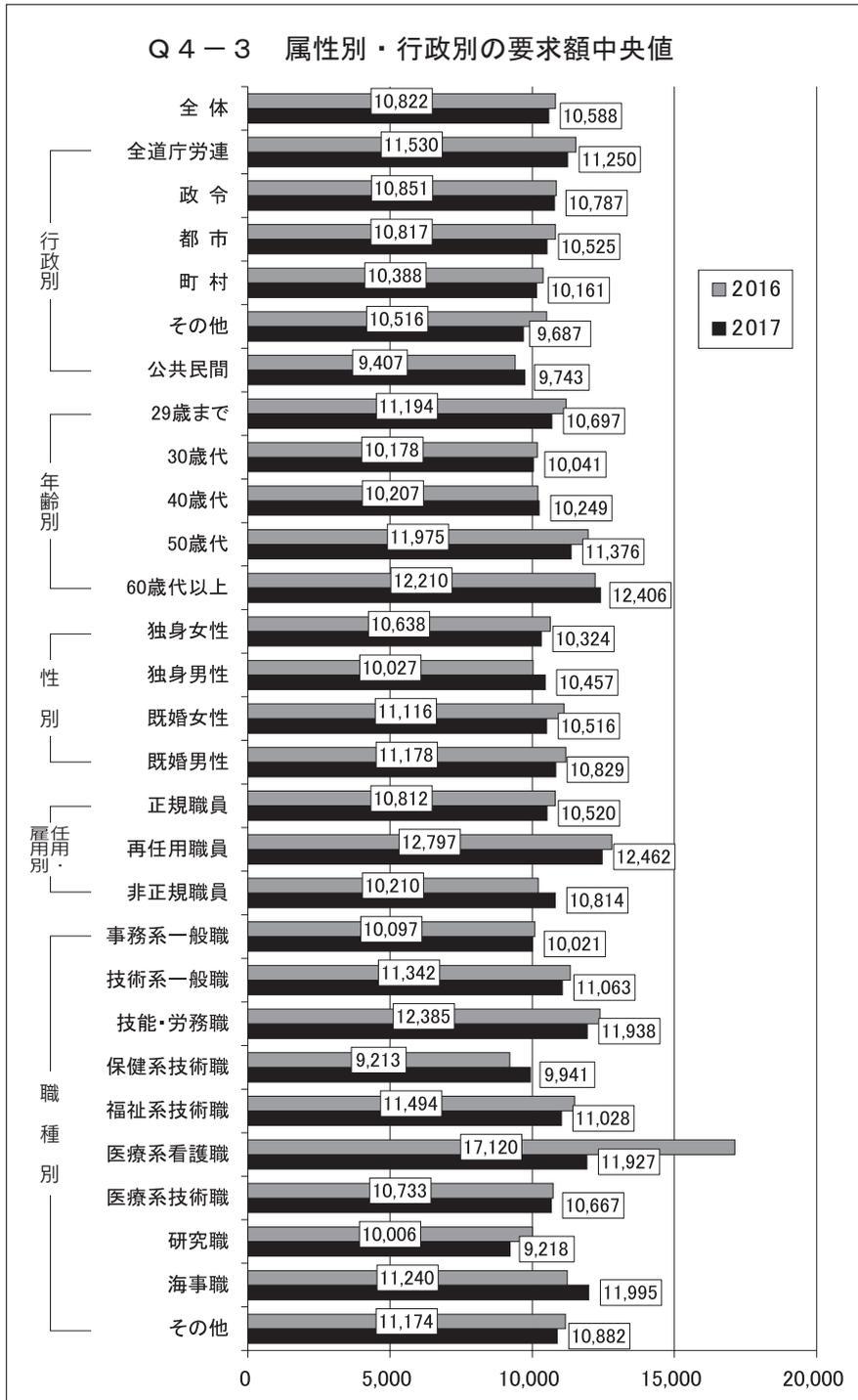
<中央値の求め方>

- ① 中央値は、100%から不明1.7%を除いた数の中間値であり、その値は49.15%となる。
- ② 中央値は1万円程度（37.0%）の帯の中にあり、その最低値は7,500円である。「0円」と「5千円程度」の計は26.3%である。

③計算式は

$$7,500円 + \frac{49.15 - 26.3}{37.0} \times 5,000円 \approx 10,588円$$

これを属性による特徴で見たグラフが「Q4-3 属性別・行政別の賃金要求額中央値」である。行政別では、例年同様、全道庁労連が他と比較して最も高くなっている。17年間続いた独自削減で、Q1の「今の生活が苦しい」でもQ2の「生活が苦しくなった」でも全道庁組合員は行政別では最



も高い数値になっており、当然これらが賃金要求額にも反映しているだろう。他は全体平均の付近だが、公共民間は前回は大きくダウンして9千円台前半になったが、今回は唯一前回からアップしている。

年代別では、年代が高いほど要求額も高い傾向は例年と同様だが、「29歳まで」は「40歳代」「30歳代」よりも高くなっている。また「30歳代」が年代では最も要求額が低い傾向は近年共通する傾向である。

性別では、要求額が最も高いのが「既婚男性」、ついで「既婚女性」はずっと同様の傾向だが、最も低かった「独身男性」が、今回は「独身女性」より高くなったのが特徴である。

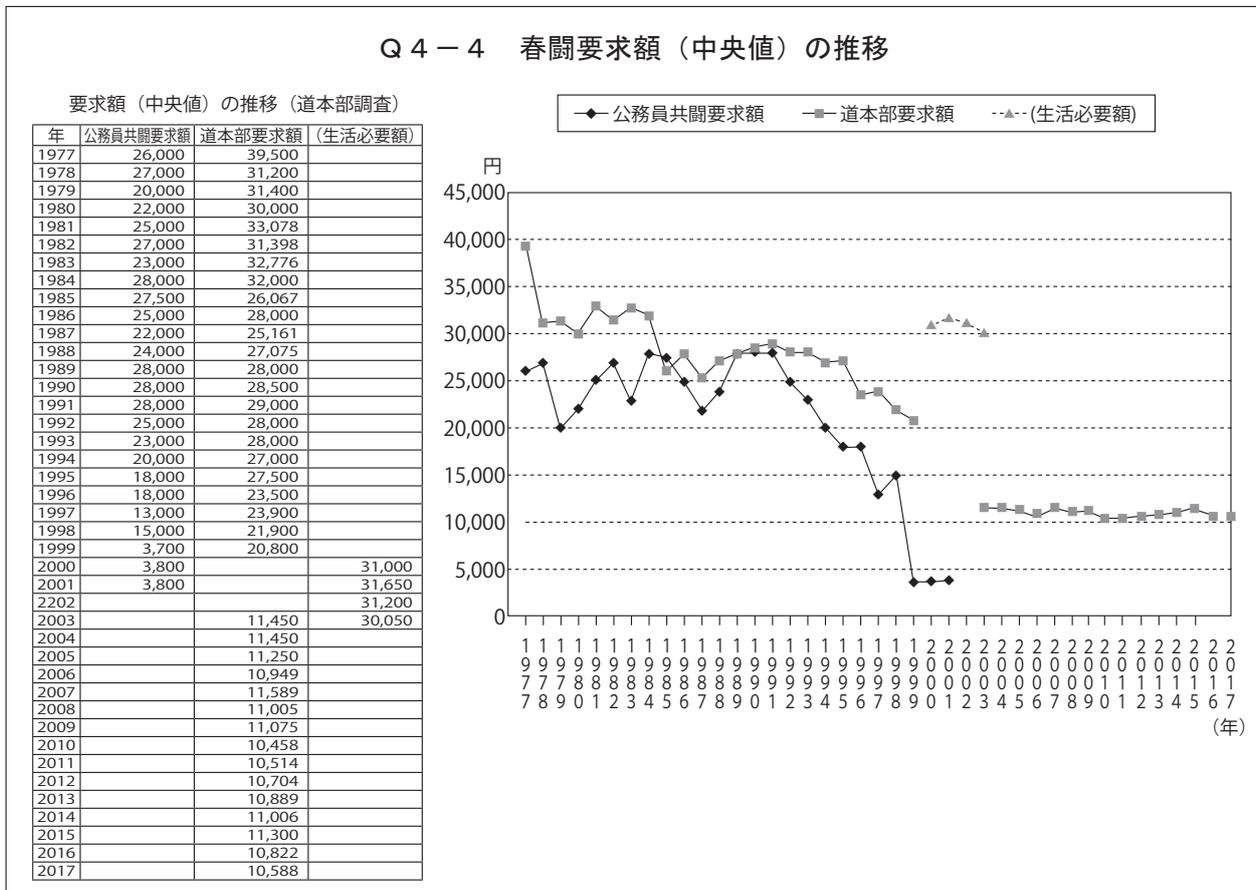
任用・雇用形態別でも、「再任用職員」が最も高いのは変わらない傾向だが、今回は「非正規職員」が「正規職員」よりも高い要求額になった。

また職種別では、「医療系看護職」の前回からの大幅なダウンが目立つ。前回からアップしたのは、「保健系技術職」と「海事職」である。「保健系技術職」はこの間最も要求額が低かったが、今回は「研究職」が大きくダウンして最も低くなった。

幅なダウンが目立つ。前回からアップしたのは、「保健系技術職」と「海事職」である。「保健系技術職」はこの間最も要求額が低かったが、今回は「研究職」が大きくダウンして最も低くなった。

<参考>

また「道本部の春闘要求額」と「公務員共闘としての春闘要求額」の推移を示したのが次の（図「Q4-4 春闘要求額（中央値）の推移」）である。今回も、資料的価値を認めて、調査値を付加して掲載した。



自治労と公務員共闘が、今回のような賃金要求額関わるアンケート調査を始めたのは1972年にまで遡る。この年は、公務員共闘レベルで初めて春闘路線に踏み込んだ最初の年で、春闘を闘うために前年（1971年）暮れに「組合員生活実態調査」が実施されている（公務員共闘の要求額は2万円以上と決定）。この時点での道本部の調査も、全国調査の一環として実施されており、道本部独自の集計をするにまで至っていなかった。

道本部独自の集計結果が出てくるのは別表にあるとおり1977年からである。この時の道本部要求額は39,500円。これに対して公務員共闘の統一要求額は26,000円となっている。これ以降、一時を除いて、だいたい道本部要求額が公務員共闘の全国統一要求額を上回っている。公務員共闘としての統一要求は2001年春闘で終わっている。

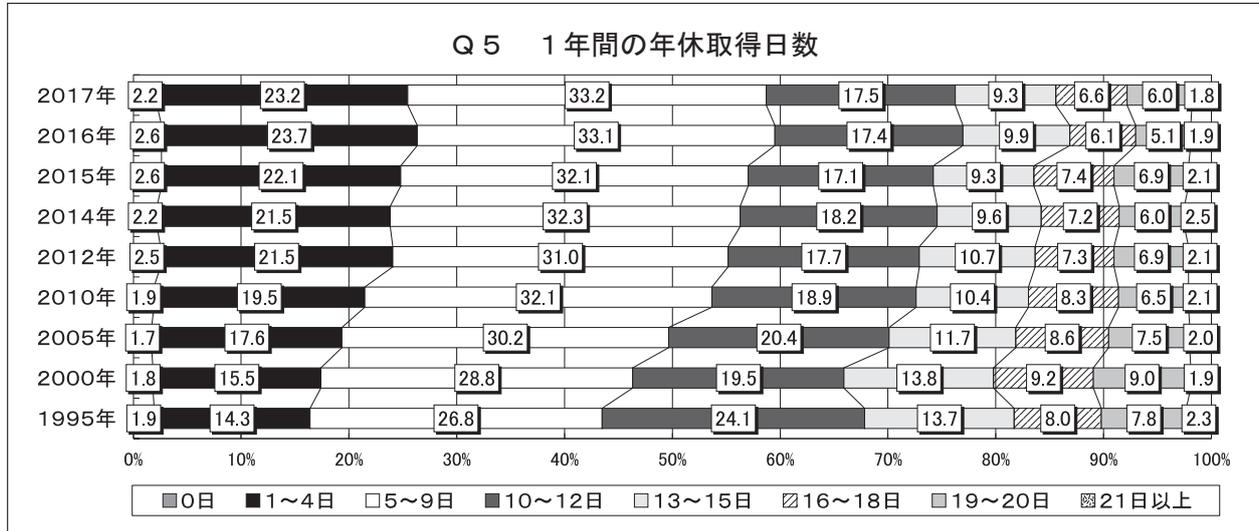
Q5. 年休取得は減少傾向が一休み。それでも「9日以下」が6割近い！

— 単組・職場段階での取り組みの点検を —

Q5. あなたはこの1年間で何日ぐらい年休を取りましたか。

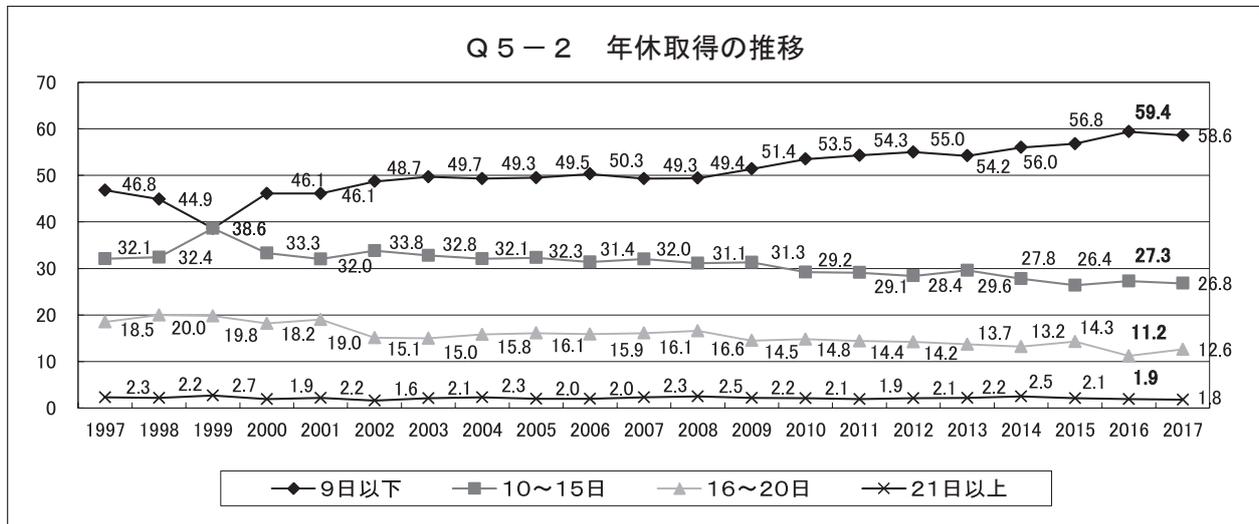
- | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|
| ① 0日 (2.2%) | ② 1～4日 (23.2%) | ③ 5～9日 (33.2%) |
| ④ 10～12日 (17.5%) | ⑤ 13～15日 (9.3%) | ⑥ 16～18日 (6.6%) |
| ⑦ 19～20日 (6.0%) | ⑧ 21日以上 (1.8%) | ⑨ 不明 (0.2%) |

年休の取得日数は、今回も「③5～9日」が全体の3割を超えてもっとも多くなった。また、次に多いのは、「②1～4日」で2割を超え、「①0日」を含めると「4日以下」が4分の1を超えている。これに「③5～9日」を加えた「9日以下」グループが9年連続で過半数になった。しかし、この「9日以下」で58.6%と前回から微減して、「10～15日」グループも微減、その分「16～20日」が増えた。近年「9日以下」の増加に歯止めがかからず、前は6割に迫る状況だったことから言えば、ほんの少しだが休暇取得が増えたと言える。



図Q 5 - 2は、1997年からの変化を追っている。

この調査を始めたのは1995年からであるが、年休取得日数「10日未満」（9日以下）は2000年以降5割前後で推移をしてきているが、傾向としてはジリジリと微増を続けて2009年3年ぶりに過半数を超えた。その後も増えて前回は59.4%と過去最高になり、今回となっている。

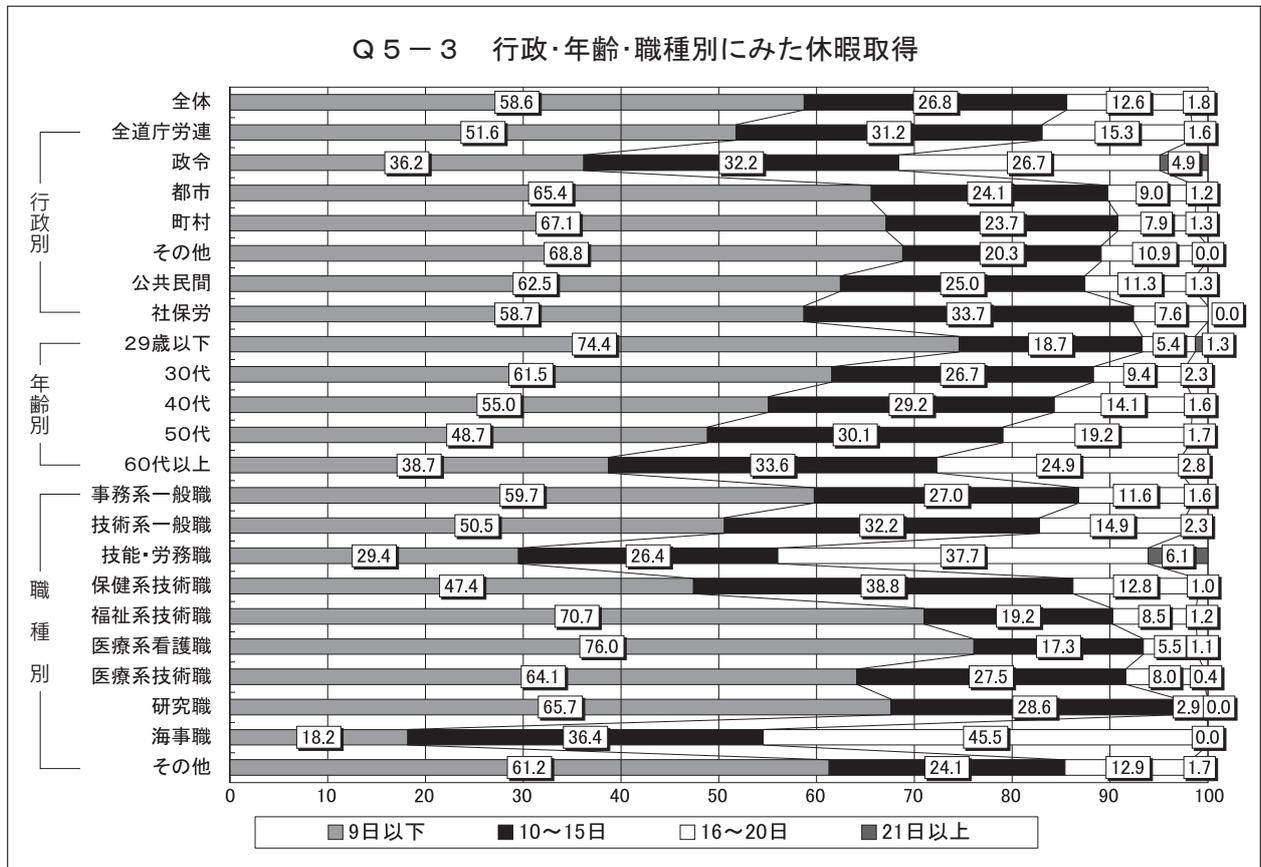


長期的な傾向で見ると、年休取得が減ってきていることが明瞭である。2009年に、緩やかながら明らかな傾向が出ていることを指摘したが、その後さらに顕著な傾向を示している。近年は特に職場の体制の大変さが訴えられ、今回のアンケートでも、Q 8「仕事・職場の不満・不安」でもQ 11「春闘の重点課題」で、人員不足と確保が非常に高くなっている。

この間、国民の祝日は新たな指定や日にちでなく月曜日指定で連休を増やすなどされてきて、休日が増えていく。裏返せばその分年休取得は減ってきて事実上休暇の増加、労働時間の短縮にはな

かなかつながないということだろう。引き続き、単組・職場段階の点検の強化や、休めない原因への対応が問われている。

行政別・年代別・職種別に見たものが、Q5-3である。



行政別では、「9日以下」が多くて6割を超えているのが順に、サンプルは少ないが「その他」、次いで「町村」「都市」「公共民間」となっている。これは年休取得の少ない29歳以下が多い（町村）、病院職場が多い（都市）などの反映と考えられる。

年齢別では「29歳以下」が「9日以下」の比率が74.4%とほ3/4に達し、それ以降は年代があがるにつれて取得日数は増加しており、「50代以上」になると、「10日以上」が5割を越えている。以前からの、先輩が休んで若手が休まない職場という構造がどうなのか？という問題に加え、先輩自身の取得も減っている状況である。

職種別でみると、「9日以下」の比率は、「医療系看護職」と「福祉系技術職」が7割を越え、「研究職」と「医療系技術職」が6割を超え2/3近くになっている。「保健系技術職」「事務系一般職」で6割以上の高さになっている。特に「医療系看護職」と「福祉系技術職」は「4日以下」でも4割近い状態にあり、職場の深刻さが浮き彫りになっている。

ちなみに、厚生労働省の「就労条件総合調査」（対象は15大産業に属する常用労働者が30人以上の企業）によれば、民間企業の年休取得取得状況は、1995年の平均9.5日（取得率55.6%）を最高に、以降長期的な低落傾向に入っていた。近年は再び上昇や低下でジグザグしてきたが、調査結果が公表されている直近の2014年で平均8.8日（取得率47.6%）になっている。ヨーロッパなどでは完全消化が当然という中で、低い年給取得は日本の労働者総体の課題であり続けているが、少なくとも政府統計と春闘アンケートで見ると、公務員・公共民間労働者の方が平均取得日数はまだ多

いが、近年は民間の低水準に公務部門が減少して近づき、低位平準化のような様相になっているようである。

Q 6. 超勤は、全体的には微増傾向にストップがかかっている！

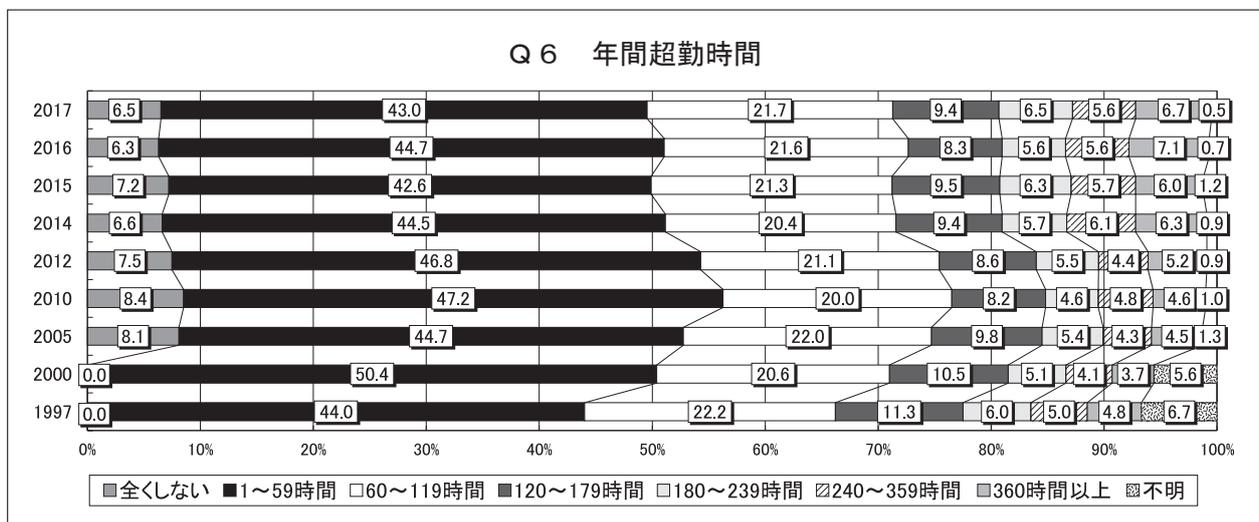
Q 6. あなたは、この1年間でどれくらい超勤しましたか。(未払いを含む)

- | | | | |
|------------|---------|------------|---------|
| ①全くしていない | (6.5%) | ②1～59時間 | (43.0%) |
| ③60～119時間 | (21.7%) | ④120～179時間 | (9.4%) |
| ⑤180～239時間 | (6.5%) | ⑥240～359時間 | (5.6%) |
| ⑦360時間以上 | (6.7%) | ⑧不明 | (0.5%) |

1年間の超勤は、「0～59時間」(①全くしない+②1～59時間)が最も多く(49.5%)、次いで「③60～119時間」の21.7%、「④120～179時間」の9.4%の順になっている。

ここ数年この順番には変わりはないが、グラフにあるとおり、2011調査から2014調査まで区分線がどんどん左カーブを描いてきた(超勤の少ない時間帯が減っている=超勤の増加)。そして「180時間以上」の2010年からの推移を見ると、14.3%→14.3→15.1→16.1→18.1→18.0→18.3(前回)とやや増加傾向にあった。今回も増加して18.8%になっている。逆に「全くしていない」が、8.4%→7.7→7.5→7.3→6.6→7.2→6.3(前回)と、傾向としては減少が続いてきて、今回は6.5%となった。

2010調査を転換点として、それまでの超勤時間の減少傾向が増加に変わってきたのがこの間の状況で、2015と前回2016調査では増加傾向が一度止まったような傾向を示して今回の結果が注目された。しかし、ふたたび超勤時間の増加を示しており、特に「180時間以上」が増えている。



年齢別で見ると、若い年代ほど超勤が多い。超勤の少ない「0～59時間」が、50歳代ではほぼ6割なのに対し、40歳代以下の年代は軒並み4割台である。そして「30歳代」は「29歳以下」よりも低くなっている。「30歳代」は、180時間を超える時間帯や、360時間以上でも最も高くなっており、一番超勤が多い年代である。もっとも、「29歳以下」でも20代後半は、20代前半の超勤の少なさに比べるとむしろ30歳代に近い傾向になっている。

性別では、「既婚女性」の少なさが特徴で、これは家庭責任の現状の反映とも思われる。ついで「独身女性」が少なく、男性は「既婚」「独身」による違いは大きくないが、むしろ「既婚男性」の

方が独身者よりも超勤が多い結果になっている。

職種別では、超勤が多いのは、短時間の人が少なく全体的に多いのは「研究職」、そして、180時間以上の長時間のゾーンでは、「医療系技術職」と「技術系一般職」の高さが際立っている。

その他を含めて詳細は、巻末のクロス表を参照いただきたい。



Q 7. 「未払いゼロ」が微増。

「長時間の未払い」もやや減少し、全体でも未払い超勤はやや微減に。

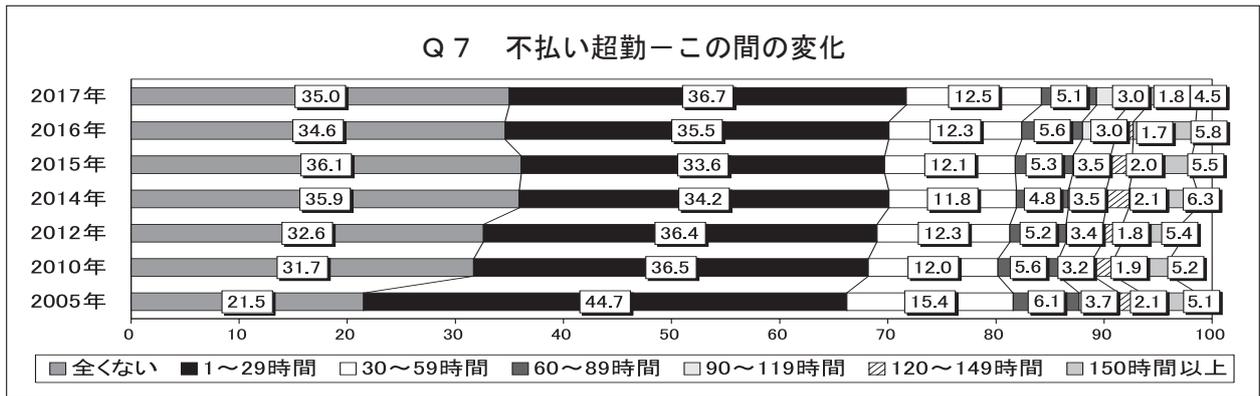
Q 7. 前問のQ 6のうち、「未払い超勤」（「サービス残業」と呼ばれる不払い労働）はどれぐらいですか。

①全くない (35.0%)	② 1~29時間 (36.7%)
③30~59時間 (12.5%)	④60~89時間 (5.1%)
⑤90~119時間 (3.0%)	⑥120~149時間 (1.8%)
⑦150時間以上 (4.5%)	⑧不明 (1.5%)

「未払い超勤（サービス残業）あり」は全体で63.6%だった。2 / 3 近い組合員が不払い労働をしている。

中期的な傾向としては、超勤手当が支払われていない人は少しずつ減ってきているが、2014調査から長時間の不払いがなかなか減らない傾向になっていた。今回は、「全くない」が35.0%と前回よりわずかに増え、「1~29時間」は1.2ポイント増加した。60時間以上のゾーンは減少しており、全体的にも未払い超勤は時間としては確実に減ってきていると言える。

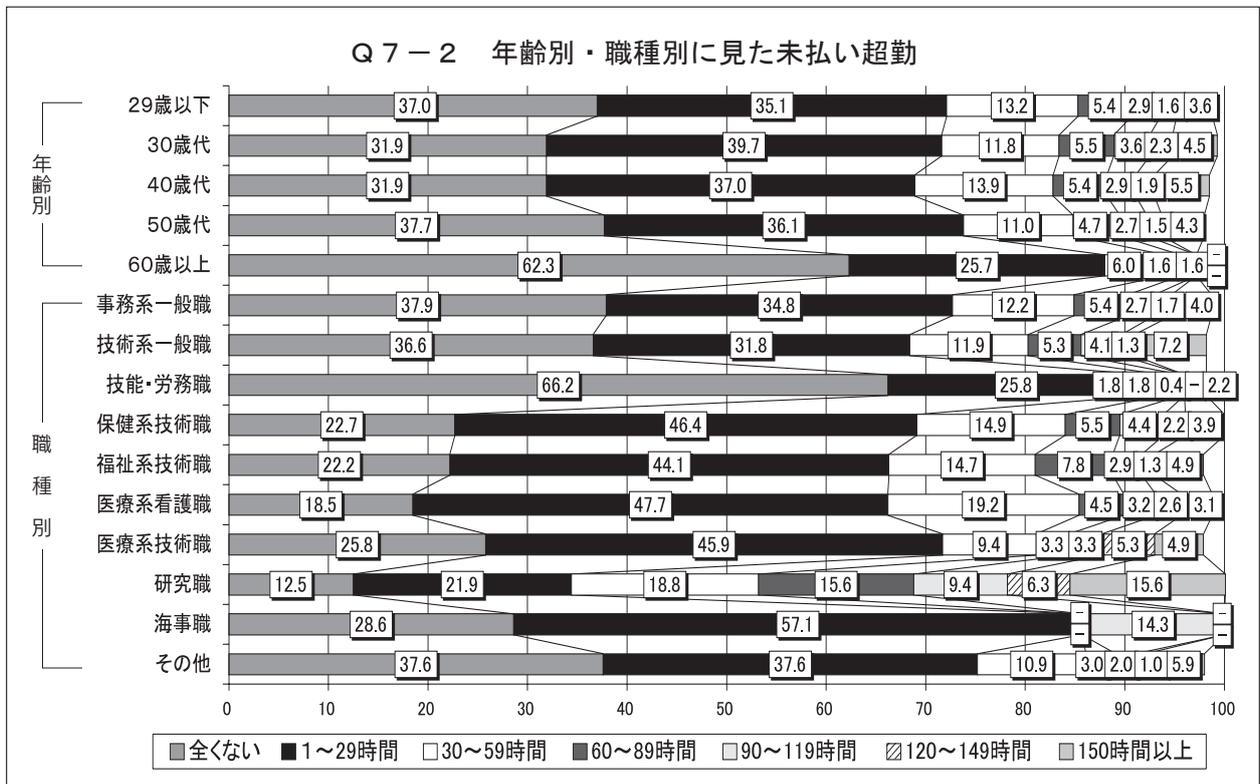
なかなか減らない「150時間以上」も、今回は少し下がった。これが傾向的な変化・改善を示す



ものかどうかは、もう少しみてみないと分からないが、着実にただ働きを無くしていく取り組みのさらなる強化が必要である。合わせて、Q 6の結果に示された、超勤自体は減っておらずむしろ微増の傾向の中で、未払い超勤は微減になっていることの中身は何なのか？ 超勤手当をしっかりと支給させる取り組みが進んだのか、逆に、未払いという認識自体が後退して回答に反映していないような要素もあるのか、ぜひ単組・職場段階で実態を検証してほしい。

年齢別にみると、最も未払い超勤が多いのは、前は超勤自体が最も多い「30歳代」だったが、今回はわずかだが「40歳代」の方が多くなった。30歳代に続いて、「29歳以下」と「50歳代」が似たような分布になっている。「40歳代」が多くなった理由はアンケートからだけでは不明だが、職場段階でどのような変化があるのだろうか。

職種別にみると、「未払いなし」が全体平均より高いのは、「技能・労務職」(66.2%)が明白なだけで、逆に「未払いなし」が少ないのは、「研究職」(12.5%)と「医療系看護職」(18.5%)である。一方、「150時間以上」が多いのは「研究職」(15.6%)、「技術系一般職」(7.2%)などである。

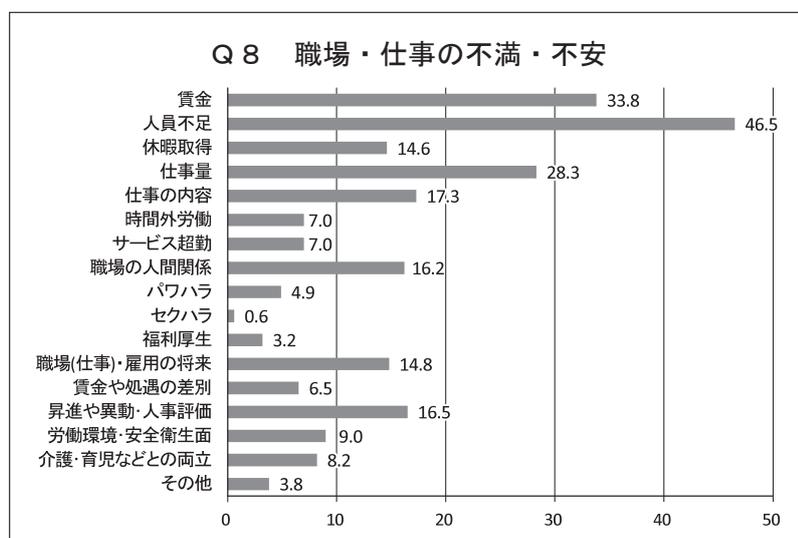


Q 8. 仕事・職場の不満・不安…やはり「人員不足」が断トツ！

Q 8. 仕事や職場について、特に不満や不安を感じることを、以下から「3つまで」選んでください。

	割合	順位		割合	順位
①賃金	33.8%	②	⑩セクハラ	0.6%	⑮
②人員不足	46.5%	①	⑪福利厚生	3.2%	⑰
③休暇取得	14.6%	⑧	⑫職場（仕事）・雇用の将来	14.8%	⑦
④仕事量	28.3%	③	⑬賃金や処遇の差別	6.5%	⑬
⑤仕事の内容	17.3%	④	⑭昇進や異動・人事評価	16.5%	⑤
⑥時間外労働	7.0%	⑪	⑮労働環境・安全衛生面	9.0%	⑨
⑦サービス超勤	7.0%	⑪	⑯介護・育児などとの両立	8.2%	⑩
⑧職場の人間関係	16.2%	⑥	⑰その他（ ）	3.8%	⑮
⑨パワハラ	4.9%	⑭	⑱不明	4.4%	

Q 8は新規の設問である。春闘の重点課題はQ11で聞いているが、最近職場で深刻な課題になっている人員不足や、採用の凍結から一気に再開に転換して職場の年齢構成も非常に歪んだかたちになって、職場・業務などに大きな影響が出ている中で、あらためて職場・仕事での不安・不満を聞いてみた（3つまで選択）。



結果は「人員不足」(46.5%)、「賃金」(33.8%)、「仕事量」(28.3%)、「仕事の内容」(17.3%)、「昇進や異動・人事評価」(16.5%)が上位5つになっている。そして「職場の人間関係」「職場（仕事）・雇用の将来」「休暇取得」が10%台の高さで続いている。

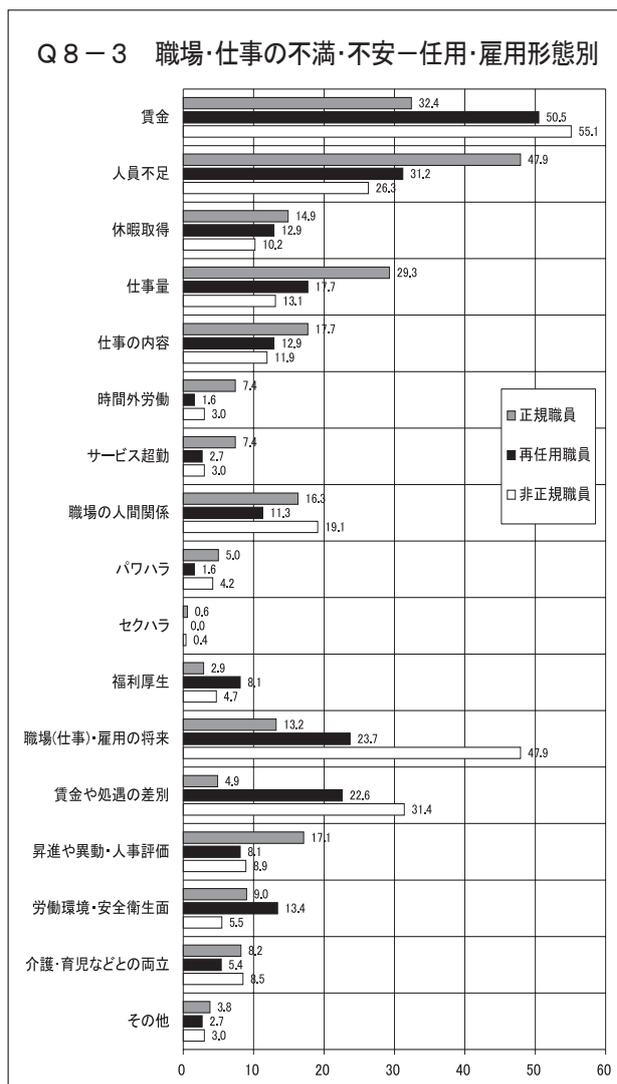
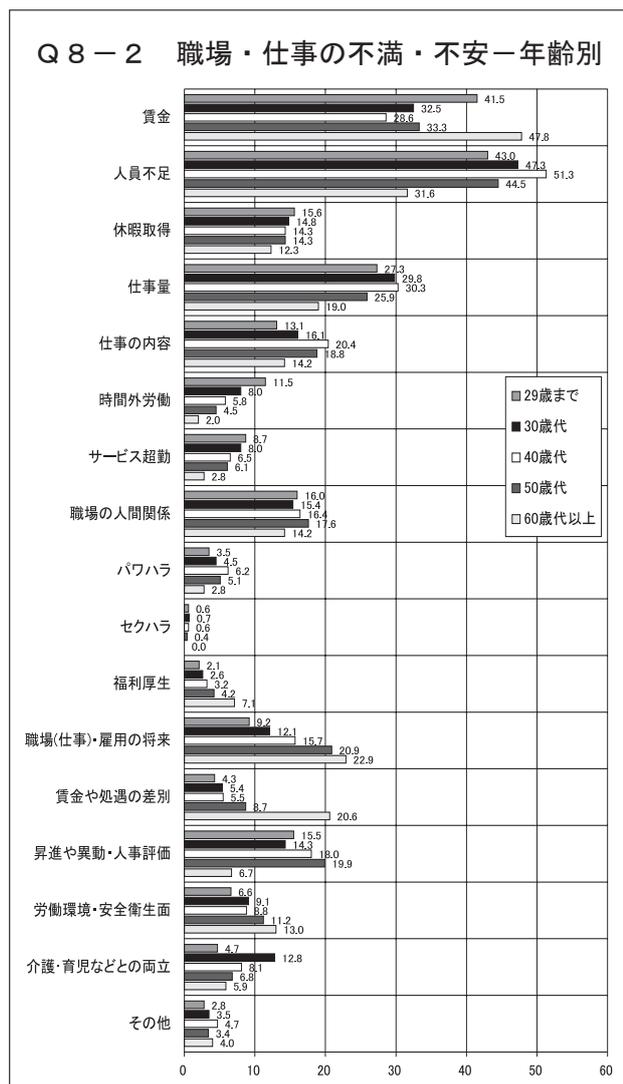
やはり、「人員不足」が断トツで、年齢別や性別でもあまり違いがなく共通してあげられている。「賃金」は、春闘の重点課題ではトッ

プだが、設問上、職場・仕事面に関心が集中している反映と思われる。「仕事量」は人員不足と裏表の関係だが、やはり高くなっている。そして、量だけでなく「仕事の内容」への不満も高かった。組合の方針や活動上は自治研活動以外ではあまり公式な論議にはなりにくい要素でもあり、中身が気になる場所である。「昇進や異動・人事評価」も高い。昇進や異動への不満はある意味永遠のテーマであったが、人事評価制度の導入もあり、しっかりと議論を深めることが必要と思われる。また、あくまでもこのアンケート上の数字ではあるが、「セクハラ」の低さは明るい材料だが、比較すると「パワハラ」の高さが気になる場所である。

属性毎の違いや傾向は、詳しくは巻末のクロス表を参照してほしいが、年齢別と任用・雇用形態別だけ、それぞれグラフにしてみた。

年齢別では、「人員不足」は40歳代では5割を超えている。「賃金」は最も多いのは60歳以上の47.8%だが、29歳以下も41.5%で、さらに5歳刻みでみると20～24才では45.1%に上っており、若い層に賃金への不満が強い。また、全体的な数値は高くなかったが、「時間外」「サービス超勤」は、若い年代ほど不満が多くなっている。逆に「職場（仕事）・雇用の将来」などは年代が高くなるにつれて多くなっている。「介護・育児などとの両立」はとりわけ30歳代に集中している。

任用・雇用形態別では、「人員不足」は再任用職員と非正規職員では低くなっているが、「賃金」では逆に、再任用は50%を、非正規では55%を超えている。再任用は「労働環境・安全衛生」「福利厚生」で他に比べ不満が高くなっている。非正規は、何といても「職場（仕事）・雇用の将来」(47.9%)と「賃金や処遇の差別」(31.4%)の高さが際立っている。



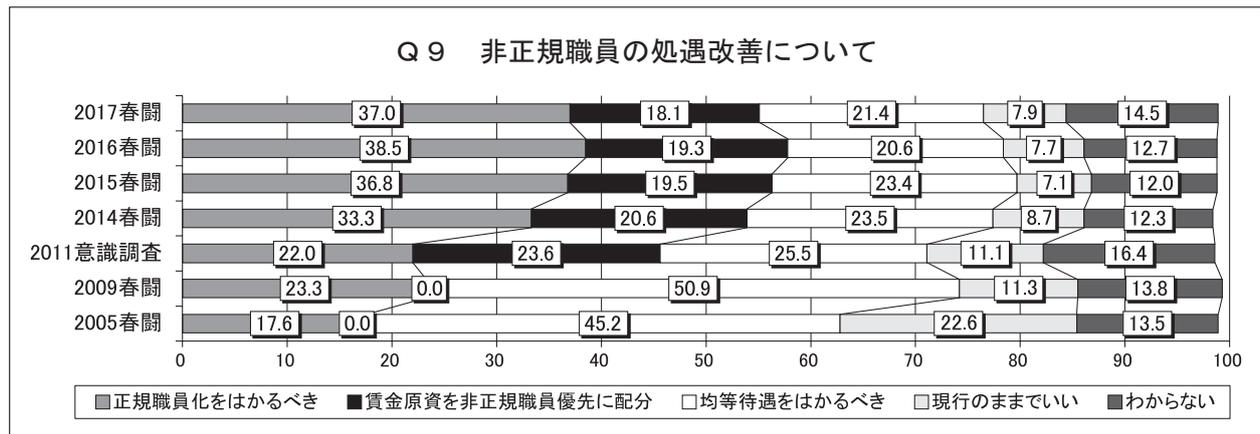
**Q 9. 非正規職員の処遇…改善求める声、2年連続の減少、
「現行のまま」「わからない」がともに増加！**

Q 9 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。
この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか

①（恒常的な業務なら）正規職員化をはかるべき	37.0%
②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を「非正規職員」優先で配分すべき	18.1%
③均等待遇（勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件）をはかるべき	21.4%
④現行のままでいい	7.9%
⑤わからない	14.5%
⑥不明	1.1%

この設問は2014アンケートから4回連続になる。類似の設問は、春闘アンケートでは2005および2009に、また2011年の組合員意識調査でも取り扱った。ただし、回答の選択肢や表現は多少の変更があり、2014からは全く同じ設問で組合員の意見を聞き続けてきた。

「2005国民春闘アンケート」および「2009国民春闘アンケート」では、①正規職員化、②正規職員化は無理だが均等待遇を、③現行のままでいい、④わからない、の4択だった。「第14回組合員意識調査」（2011年）では、自治労内部でも議論になり始めた“賃金シェア”論議を踏まえて、「賃金原資を非正規職員に厚く配分」を選択肢に加えた。そして「2014国民春闘アンケート」では、「正規職員化」と言っても業務による違いで一概に言えず答えにくいのでは」という指摘を受け、①に「(恒常的な業務なら)」と説明を加えてみた。こうした変化はあるが、この7回の結果を比較してみた。



この間、処遇の改善を求める声は増え続けてきた。賃金カットや抑制、人員の削減など、正規職員自身も厳しい現実の中であって、民間を含めた労働運動総体の中でも、スローガンとは裏腹に「正社員を守るためには…」という現実もまだ存在している中で、自治労本部の組合員の意識の強まりは、労働組合としての健全性を確認できるものと評価してきた。加えて、臨時・非常勤・嘱託等職員が多数を占める職場も増え、非正規の問題はすでに職場の現実的な中心課題になっている実態の反映でもある、と捉えてきた。

そうした中で、前回の2016アンケートでは、“(何らかの) 処遇改善をはかるべき”が、①+②+③で78.4%、前年の2015アンケートから1.3ポイントダウンした。下がるのは、春闘アンケートでは初めてであり、その動向を注視して今回も同様に設問した。

結果は、“処遇改善をはかるべき”が（①+②+③）で76.5%とさらに前回より1.9ポイント下がり、2年連続のダウンとなった。

それぞれの項目は、「①正規職員化」が-1.5ポイント、「②賃金原資を優先配分」が-1.2、「③

均等待遇」が+0.8、「現行のままでいい」が+0.2、そして「わからない」が+1.8となっている。

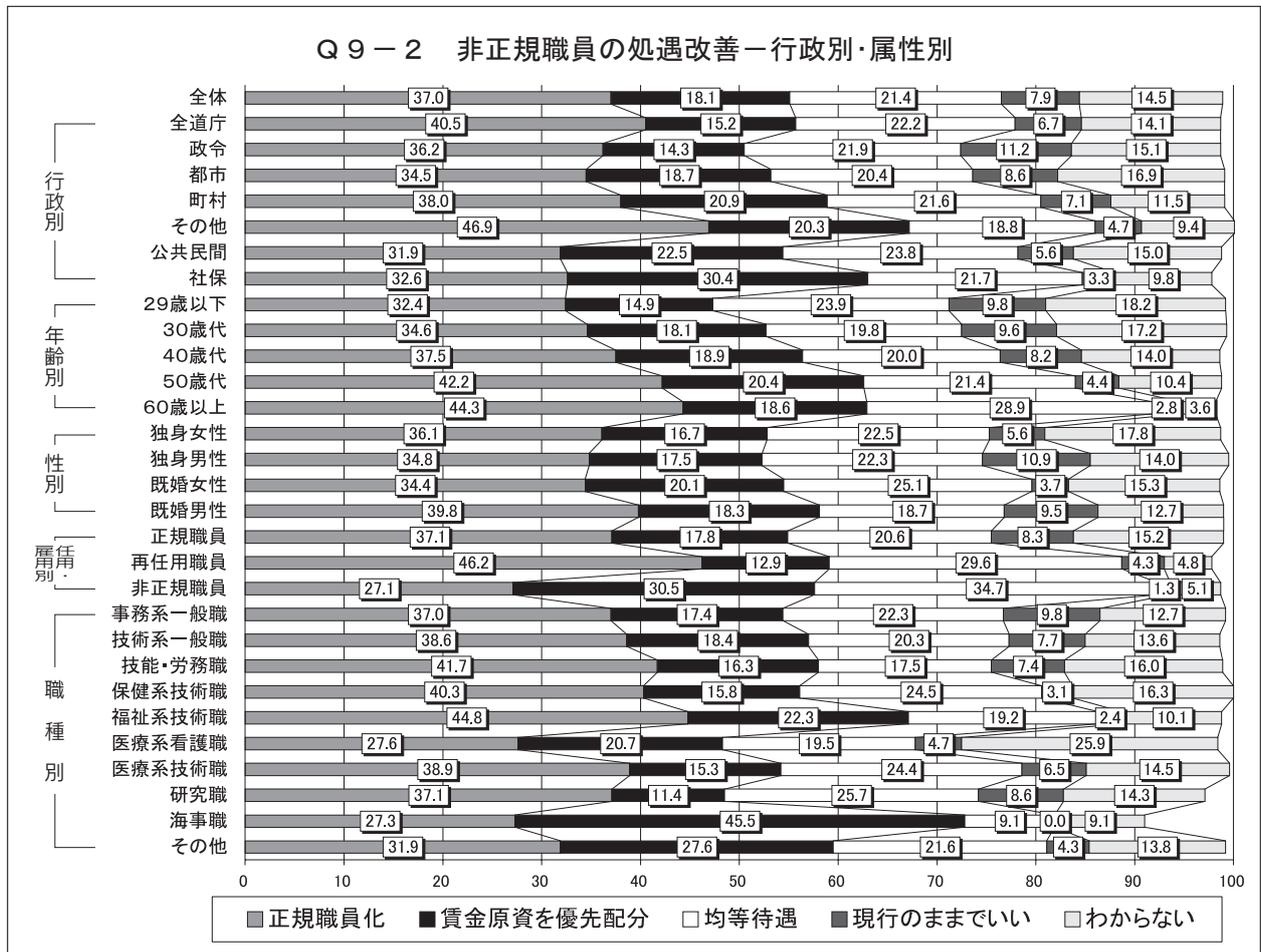
もう少し詳しく、属性別にみたグラフを参照していただきたい。

行政別でみると、「その他」、「社保労」、「町村」、「公共民間」、「全道庁」の順で「処遇改善」を求める比率が高い。「①正規職員化」は自治体単組では「全道庁」が最も高く、次が「町村」になっている。「②賃金原資を優先配分」は、「町村」、「都市」の順に高い。「③均等待遇」は、「全道庁」、「政令」が高い。地方、「現行のままでいい」は、「政令」「都市」で高く、「わからない」は「都市」、「政令」の順で高くなっている。

年齢別では、年齢が高くなるほど「処遇改善」(①+②+③)が高い傾向にある。「29歳以下」が「わからない」の比率が高いのはある意味自然だが、「現行のままでいい」が「30歳代」が「29歳以下」とあまり変わらない。また、年代を細かく5歳刻みで見ると、「20代後半」は、「30代前半」及び「30代後半」よりも処遇改善を求める声が多い。そしてこの「30歳代」は「20代後半」よりも「わからない」が多くなっているのも、少し気になるところである。

性別では、男女ともに「既婚」が独身に比べて処遇改善が高くなっており、これは年齢別の傾向と共通した現状だろう。また、独身・既婚ともに、女性の方が男性より処遇改善を求める声が多い。ただし性別は、属性の中ではもっとも違いが少ない。

職種別では、「処遇改善」を求める比率が高いのは、「福祉系技術職」「保健系技術職」、そしてサンプルは少ないが「海事職」「その他」などである。「現行のままでいい」は、最も多数を占める「事務系一般職」が最多になっている。「わからない」は「医療系看護職」が飛び抜けて高く、看護職



は処遇改善を求める声も最も低くなっている。

また、当該者である「非正規職員」は、「待遇改善」を求めている人は92.3%（前回91.9%）となっている。2014アンケートまでは、最も多かったのは「②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を「非正規職員」優先で配分すべき」で、「①正規職員化」が2番目だった。2011意識調査でも「正規職員化」よりも圧倒的に「厚く配分」、2009春闘アンケートでも「均等待遇」という傾向だったことから、“一般的な理想”ではなく「現実的」な要求を求めている状況が伺えた。2015アンケートからは「正職員化」が最多となり、前回2016アンケートでも「正規職員化」(33.5%)、「均等待遇」(30.8%)、「厚く配分」(27.6%)となっていたが、今回はふたたび「正規職員化」が減って、「均等待遇」(34.7%)、「厚く配分」(30.5%)、「正規職員化」(27.1%)となった。理由は今回のアンケートだけでは不明だが、職場・業務、そして条件に応じた当事者の要求に沿った具体的な「改善」を進めて行くことが求められる。

Q10. 導入された人事評価制度の内容

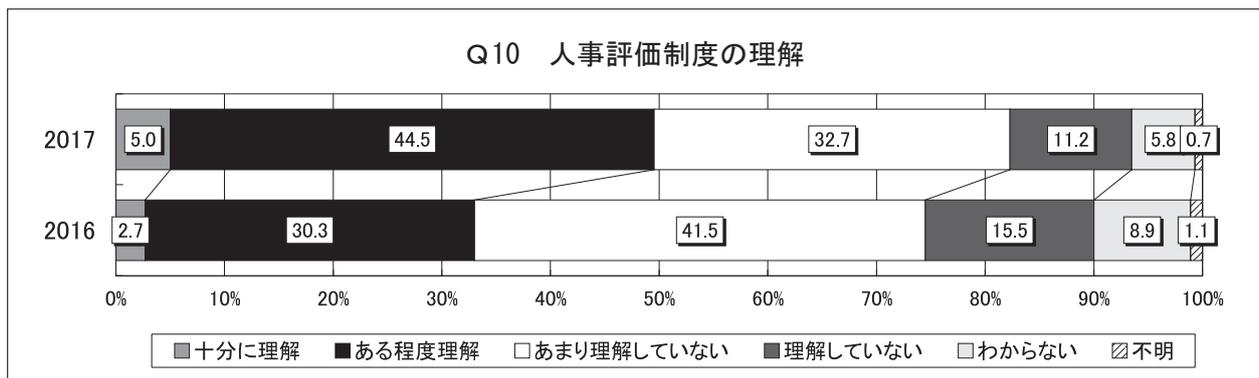
…「理解している」は“ある程度”を含めても半数！ 問われる対策の強化

Q10. 地方公務員法の改正により、2016年4月から各自治体において人事評価制度が導入されています。あなたは導入された制度について、理解していますか。

①十分に理解している	5.0%	②ある程度理解している	44.5%
③あまり理解していない	32.7%	④理解していない	11.2%
⑤わからない	5.8%	⑥不明	0.7%

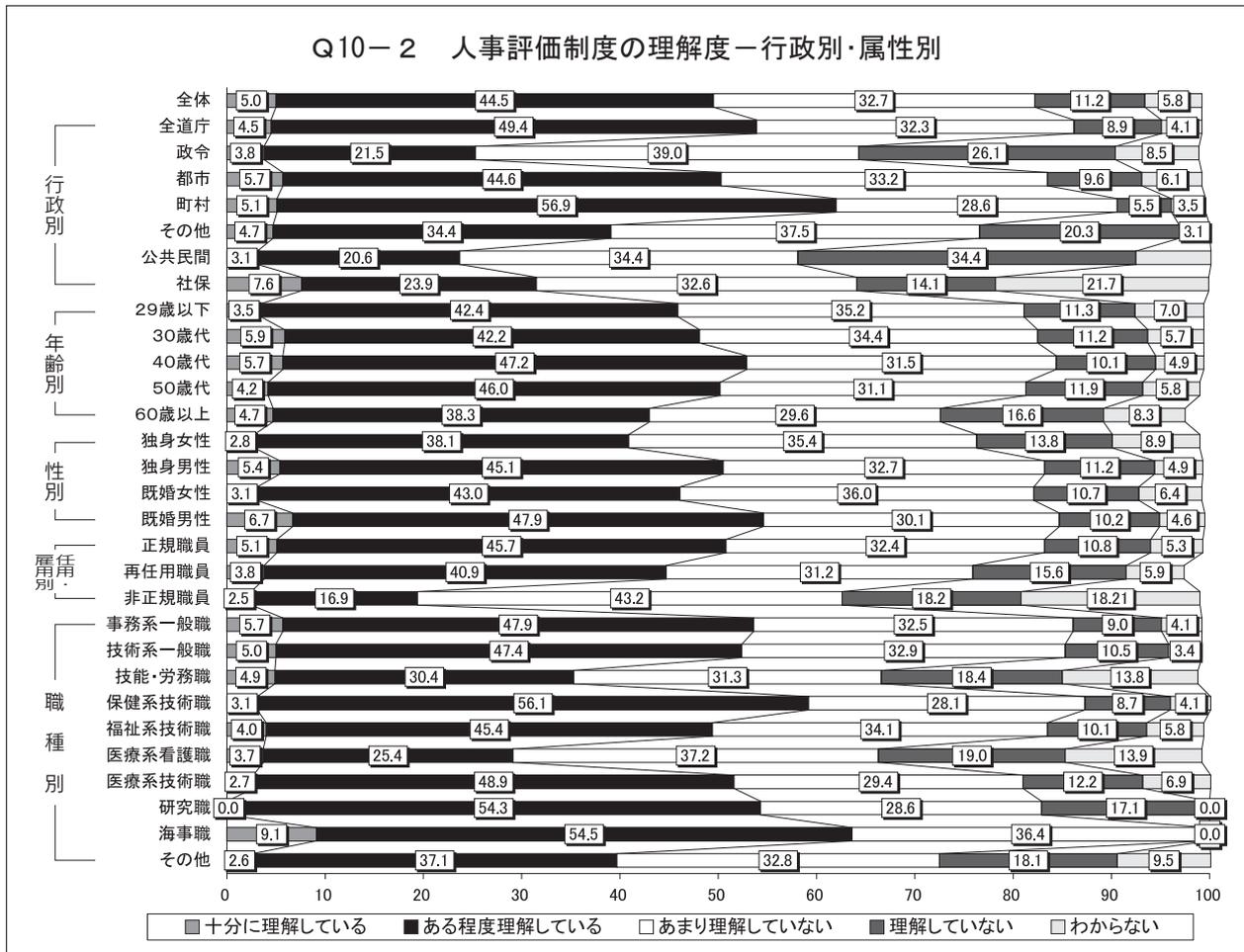
地方公務員法の改正で2016年度から人事評価制度の導入が義務づけられた。各自治体で制度設計段階からしっかりした労使協議を行うことを進めてきたが、前回の導入直前のアンケートでは職場段階の理解が進んでいないことが明らかとなり、早急な対策強化が課題となった。

今回は導入から約8カ月経過して、あらためて組合員の理解の状況を聞いてみた。下が、前回との比較を含めたグラフである。



「理解している（①十分+②ある程度）」が49.5%、わずかに半分に満たなかった。「理解していない（③あまり+④）」が43.9%だが、この設問で「わからない」は、“理解していない”に括れると考えれば、理解：理解せず＝1：1となる。前回は1：2であり、当然1年前より理解は進んではいるが、“理解している”中でも「ある程度」の保留付きがほとんどで、「十分理解」は5%。制度の導入を経てこの数字は、あくまで主観的な認識とはいえ、なかなか厳しいといえるだろう。

Q10-2 人事評価制度の理解度—行政別・属性別



行政別では、自治体単組の中では最も理解度が高い回答になっているのは、町村（①+②62.0%～前回は43.7%）、ついで全道庁（同53.9%～前回38.2）、都市は31.8%～前回50.3、そして政令は25.3%～前回12.4%という状況になっている。

年齢別では、40代が理解しているという回答が最も多く、（①+②が）52.9%、以下、50歳代が50.2%、30歳代48.1%、29歳以下45.9%、60歳以上43.0%という状況である。他の属性に比べると、年齢別による違いがそれほど大きくないのが特徴である。

性別では、既婚男性は（①+②が）54.6%、以下、独身男性50.5%、既婚女性46.1%、独身女性40.9%という状況で、男女間の違いが大きい。

職種別でも違いが大きい。理解しているという回答が多い順に、（サンプルは少ないが）「海事職」、「保健系技術職」、「研究職」、「事務系一般職」などとなっている。少ないのは、「医療系看護職」や「技能・労務職」などで、特に看護職は①+②でも3割に満たない。

Q11. 2017春闘で特に重点をおくべき課題は—。

やはり「賃上げ」が断トツ。「時短・人員確保」もさらに増加。

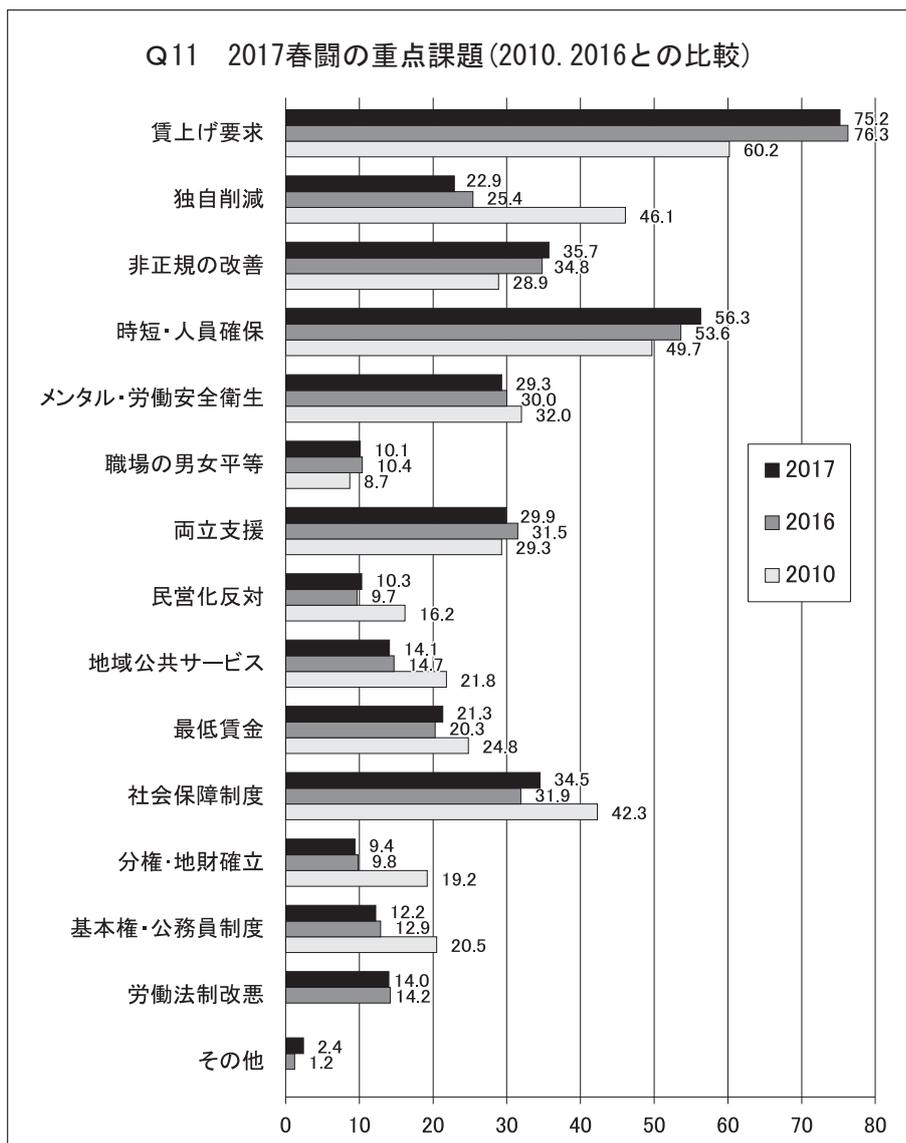
Q11. 2017国民春闘で、特に重点をおくべきだと考えるものを選んでください。

（いくつでも選択可）

①賃金引き上げ・改善の取り組み

順位 (昨年)
75.2%① (76.3)①

②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み	22.9%⑦	(25.4)⑦
③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み	35.7%③	(34.8)③
④労働時間短縮・人員確保の取り組み	56.3%②	(53.6)②
⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み	29.5%⑥	(33.0)⑥
⑥職場の男女平等の取り組み	10.1%⑬	(10.4)⑫
⑦育児・介護など両立支援の取り組み	29.9%⑤	(31.5)⑤
⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み	10.3%⑫	(9.7)⑭
⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み	14.1%⑨	(14.7)⑨
⑩最低賃金制度の改善	21.3%⑧	(20.3)⑧
⑪年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み	34.5%④	(31.9)④
⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み	9.4%⑭	(9.8)⑬
⑬労働基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み	12.2%⑪	(12.9)⑪
⑭労働法制改悪に反対する取り組み	14.0%⑩	(14.2)⑩
⑮その他	2.4%	(1.2)
⑯不明	3.9%	(3.7)



この設問は2006年調査からで、「春闘で特に重点をおくべきだ」と考える課題を「いくつでも」選んでもらい、春闘での組合員の重点関心課題を見ている。

今回の結果は上記の通りで、さらに前回2016と、そして少し中期的な変化を見る意味で2010アンケートと比較してグラフ化した。なお、「⑭労働法制改悪に反対する取り組み」は、情勢と課題から前回新たに追加した項目である。

前回2016との比較では、全体的な傾向に大きな変化はない。多かった順に、「賃上げ」「時短・人員確保」「非正規の改善」「社会保障」「両立支援」と続いており、この順位も

前回と同様である。トップの「賃上げ」は、前回まで3年連続で伸び続けてきた。今回は数値は微減したがやはり圧倒的に多い。Q4の要求額が前回・今回と2年連続で下がったが、やはり賃金の引き上げが最大課題という思いは強い。

また、「時短・人員確保」もこの間増え続けてきた課題で、前回からの増え方も全項目の中でトップであり、職場の人員の深刻さ・切実さを反映している。

数値の低下が比較的大きいのは、「労安対策」、「独自削減」などである。独自削減は、全国最長の17年間続いた道庁が一般職員はやっと終了したことをはじめ、削減自治体が大きく減ってきたことの反映であろうが、メンタルヘルス対策などの深刻の実態も職場からは言われている中で「労安対策」の減はどういうことだろう。人員確保が増え続けていることとの関連と合わせて、職場段階で具体的な課題の明確化が求められているのではないだろうか。

それぞれ行政別、性別、年齢別にみたのが、Q11-2、Q11-3およびQ11-4である。

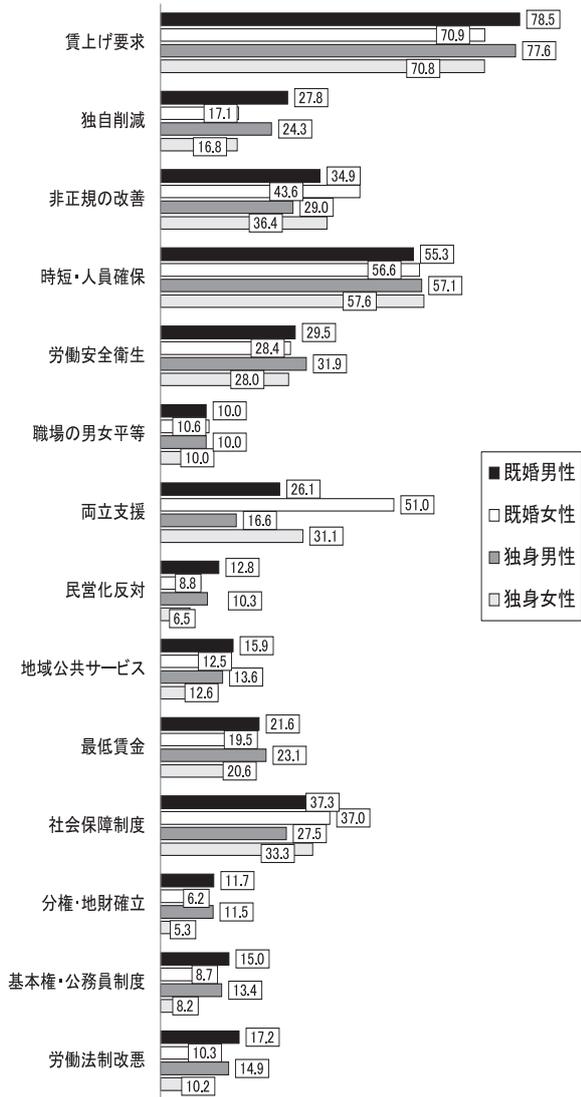
行性別では、全体的には微減した「賃上げ」だが、都市と社保ではさらにアップしている。「時短・人員確保」は、社保以外ですべてアップしている。「非正規の改善」は、前回高かった町村・都市・公共民間が微減したが、社保や比較的lowだった全道庁・政令がアップして全体のアップにつながっている。

性別、年齢別もそれぞれグラフ化してみた。性別で大きな違いが目立つのは「両立支援」、「非正規の改善」であり、女性の高さと男性の低さが顕著である。年齢別では、全体的には年齢が上になるにつれて数値も高くなっているが、「賃上げ」では最も高いのは前回と逆転して29歳以下の若い世代、次いで60歳以上となった。「時短・人員確保」が最も高いのは30代、Q6で見たように最も超勤の多い世代である。それ以外も様々な傾向がみてとれるので、グラフを参照していただきたい。

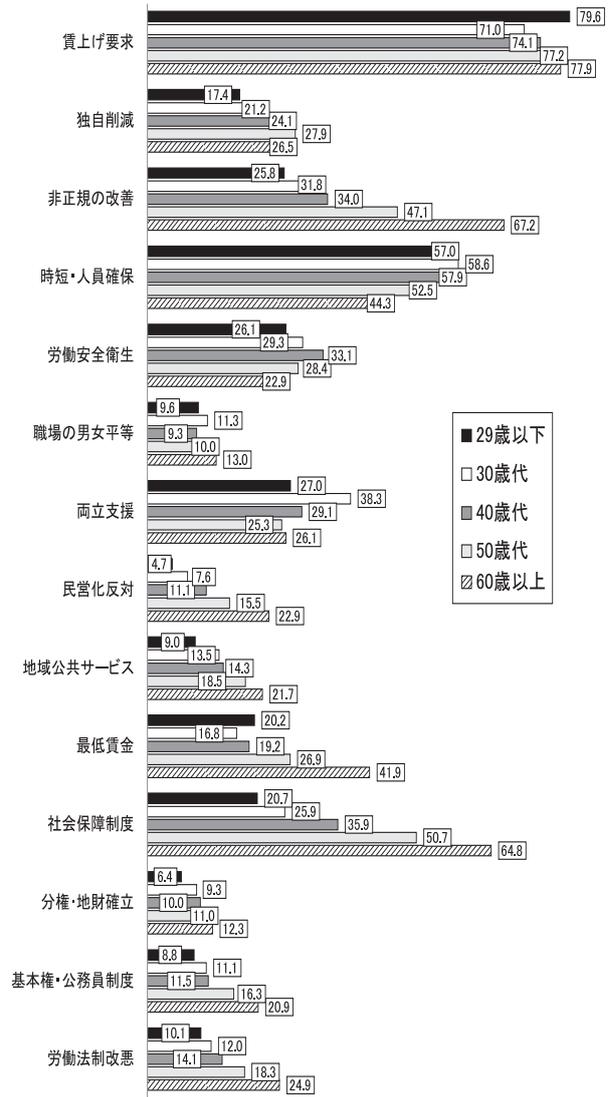
Q11-2 行政別にみた春闘の重点要求（カッコ内は前回）

	全道庁	政令	都市	町村	その他	公共民間	社保	合計
賃金引き上げ・改善	75.7(78.9)	79.6(79.7)	75.2(74.1)	72.5(74.0)	70.3(86.9)	73.8(79.4)	80.4(76.2)	75.2(76.3)
独自削減	40.8(43.2)	14.3(13.2)	18.9(21.3)	19.1(20.8)	21.9(29.5)	13.1(15.0)	3.3(2.4)	22.9(25.4)
非正規の改善	28.8(26.2)	30.9(28.9)	35.3(36.5)	40.8(42.9)	29.7(23.0)	63.1(64.5)	62.0(52.4)	35.7(34.8)
時短・人員確保	54.8(52.2)	53.0(50.4)	58.7(54.5)	58.2(58.0)	51.6(39.3)	45.6(32.7)	47.8(59.5)	56.3(53.6)
メンタル・労働安全衛生	24.3(24.8)	25.3(27.8)	29.3(29.6)	37.8(38.5)	35.9(39.3)	22.5(17.8)	21.7(19.0)	29.5(30.0)
職場の男女平等	9.3(9.6)	11.7(10.5)	9.2(9.7)	11.8(12.2)	10.9(8.2)	6.9(11.2)	5.4(7.1)	10.1(10.4)
両立支援	25.3(26.0)	34.6(33.0)	31.7(34.4)	29.2(32.3)	31.3(24.6)	28.1(34.6)	28.3(33.3)	29.9(31.5)
民営化反対	8.4(7.2)	18.8(16.4)	9.9(9.5)	8.7(9.3)	7.8(1.6)	7.5(8.4)	3.3(7.1)	10.3(9.7)
地域公共サービス	16.7(14.8)	11.4(9.3)	12.9(15.3)	15.5(17.1)	9.4(4.9)	13.1(20.6)	8.7(4.8)	14.1(14.7)
最低賃金	19.6(18.9)	23.8(21.2)	21.3(20.3)	20.5(20.5)	15.6(14.8)	30.0(34.6)	25.0(21.4)	21.3(20.3)
社会保障制度	38.2(32.2)	41.7(36.0)	34.6(32.6)	27.5(28.2)	34.4(26.2)	35.0(42.1)	26.1(16.7)	34.5(31.9)
分権・地財確立	10.0(10.4)	7.7(6.6)	9.0(9.6)	11.1(11.5)	7.8(4.9)	4.4(9.3)	4.3(4.8)	9.4(9.8)
基本権・公務員制度	12.4(12.3)	13.1(14.4)	12.0(11.9)	13.1(14.6)	10.9(4.9)	3.8(11.2)	3.3(7.1)	12.2(12.9)
労働法制改悪	15.0(14.0)	12.6(13.2)	13.2(13.2)	15.3(16.8)	15.6(6.6)	12.5(17.8)	13.0(7.1)	14.0(14.2)

Q11-3 性別に見た春闘の重点課題



Q11-4 年齢別に見た春闘の重点課題



自治労北海道本部「2017国民春闘アンケート」によせて

釧路短期大学教授 杉本 龍紀

1. 「働き方改革」の焦点化

昨夏の参院選では、雇用・労働のあり方や制度に係る「働き方改革」が争点の一つとされた。

現在の政権党の一つである自民党は、その公約に、イノベーションによる生産性向上と働き方改革で潜在成長率を引き上げるとしたうえで、雇用・労働に関しては、「同一労働同一賃金」の実現により「正規・非正規の格差」を是正する／非正規の正規化を進める／中小企業と大企業の賃金格差を是正する／最低賃金1000円をめざす／長時間労働を是正する／高齢者雇用を促進する／女性の活躍を促進する、などの項目を掲げた。自民党と連立を組む公明党は、同一労働同一賃金を実現し、非正規労働者の時間当たり賃金を現在の正社員の6割程度から8割程度に引き上げる（その際には正社員の処遇を引き下げない）／非正規労働者に正社員への転換に向けて能力開発の機会を充実させる／時間外労働の規制を検討する、といった項目を公約に盛り込んだ。

これらに対し民進党は、同一価値労働同一賃金に関する立法によって非正規・正規といった雇用形態や性別による（合理的な理由のない）賃金や待遇の差別を禁じる（制度導入にあたり非正規労働者の賃金・待遇に全体を合わせることがないようにする）／非正規を正規化した中小企業に助成する／残業時間の上限規制と退社から入社まで11時間の間隔を義務づける法の制定／誰もが時給1000円以上の最低賃金／労働者派遣法改悪を見直す、などを掲げた。共産党は、労働基準法改正（残業時間上限規制、終業から翌日の始業まで11時間のインターバルを確保など）／最低賃金をどこでもすぐに時給1000円にし、さらに1500円をめざすことなどを、社民党も最低賃金を一律、時給1000円とし、さらに1500円に引き上げることを公約に掲げた。

政権党の勝利に終わった参院選後の内閣改造では、新たに働き方改革担当大臣を任命した（一億総活躍担当、女性活躍担当等と兼務）。

2. 日本の労働生産性をめぐって

そもそも「働き方改革」なるものはいかなることをさすのだろうか。

参院選に先立つ2016年6月の閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」で示した新たな三本の矢の第1「希望を生み出す強い経済」にて、イノベーションと働き方改革による生産性の向上と労働力の確保によるサプライサイド（供給側＝企業側）を強化することがうたわれた。つまり「働き方改革」とは、生産性向上および労働力確保の一施策なのである。

このような場合の生産性とは、労働生産性を指す。労働生産性にはいくつかの計算法があるが、とくに国際比較を行う際には、付加価値÷就業者数 [この場合は就業者1人当たりの生産性＝多くの場合、これが用いられる]、または付加価値÷（就業者数×労働時間） [この場合は時間当たりの生産性] で計算される（なお、国全体の労働生産性を計算するときは「付加価値」はGDP額に相当する）。

日本では長く生産性向上が推し進められてきたこともあり、日本の労働生産性は高いというイメージが作られてきたように思うが、実のところ、日本の生産性（労働生産性）に関する国際的位置はけっして高くはない。図表1から検討しよう。

労働生産性（就業者1人当たり）は世界では32位（2014）、OECD加盟35カ国中では22位（2015）、いわゆる主要先進7カ国＝G7（日本・アメリカ・イギリス・イタリア・カナダ・ドイツ・フランス）最下位（2015）で、G7での最下位は1970年代以降、バブル経済期を除いて続いている。1時間あたりで計算した労働生産性も低く、OECD加盟国中では20位（2015年）で、G7中では統計比較可能な1970年以降、最下位が続いている。いずれの指標でも、日本の労働生産性は、アメリカの労働生産性の概ね6割程度の水準である。

図表1 日本の労働生産性（国際比較）

労働生産性	OECD加盟国中の順位 (2015)	22位 参考：アメリカ 3位／フランス 7位／イタリア 10位／ドイツ 12位／カナダ 17位／イギリス 18位]
	対アメリカ（アメリカ＝100）	1970:47.8 1980:62.9 1990:75.5 2000:67.9 2005:66.2 2010:63.8 2015:61.3
	世界における順位 (2014)	32位 参考：アメリカ 9位／フランス 16位／イタリア 17位／ドイツ 19位／カナダ 24位／イギリス 26位
	製造業労働生産性の順位	1990:3位 1995:2位 2000:2位 2005:14位 2010:10位 2014:11位
上昇率 同	OECD加盟国中の順位 (2010～2015平均)	28位 参考：カナダ 11位／アメリカ 17位／イギリス 20位／ドイツ 26位／フランス26位／イタリア 34位
	世界における順位 (2010～2014平均)	119位
労働生産性 一時間あたり	OECD加盟国中の順位 (2015)	20位 参考：アメリカ 5位／フランス 6位／ドイツ 7位／イギリス 15位／イタリア 16位／カナダ 18位
	対アメリカ（アメリカ＝100）	1970:38.8 1980:50.7 1990:65.2 2000:67.6 2005:64.5 2010:62.5 2015:61.7
上昇率 同	OECD加盟国中の順位 (2010～2015平均)	20位(年平均 0.5%) 参考：カナダ 14位／ドイツ 15位／フランス 20位／アメリカ 28位／イギリス 29位／イタリア 31位

資料：日本生産性本部『労働生産性の国際比較2016版』より作成

これらの数値には物価変動や為替レートの変動その他が影響するため、単純に評価できないことというまでもない。たとえば、いわゆるデフレは付加価値額を減少させ（生産性の算出における分子を小さくする）労働生産性を下げる要因となりうるなどである。また、国全体の労働生産性が付加価値（GDP：一定の期間に生産されたモノやサービスの価格合計）÷就業者数（または就業者数×労働時間）で計算されることから、労働生産性が低下した場合、労働者1人当たり・1時間当たりの働き方が緩やかになった（生産性算出における分母が大きくなった）と、断定できるわけでもない。

ともあれ、日本の労働生産性は、概ね1990年代初まで上昇し、とくに2000年代からは低下傾向にあることは否めない。バブル経済崩壊、国際競争が強まった時期から、日本の労働生産性の上昇は停滞し、世界における位置を下げてきたことは明白である。今後、グローバルな競争が弱まることが想定できない経済情勢にあっては、国際競争力を高めるために、生産性の向上は極めて重要な課題とされることは想像に難くない。

それだけではない。先に挙げた新三本の矢では、2020年にはGDPを600兆円にするとの目標が設定されている。そのためには、年平均で、就業1時間当たり2.6%、就業者1人当たり2.6%の労働生産性上昇を要すると試算されている（現行GDP算出方法による／日本生産性本部試算）。図表1にあるように、近年の平均上昇率は年0.5%であることから見ると、かなり高い目標値である。こうして、国内でも国際競争においても、労働生産性の上昇が喫緊の課題とされてきているのだと言えよう。

3. 生産性向上策としての「働き方改革」－労働の効率を高める

なぜ「働き方改革」を労働生産性向上策と見なせるのか、そもそもそれにはどのような事柄が含まれているのだろうか。

「働き方改革」に関して、閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」(2016.6.2)には、たとえば次の文言がある。

- ・我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は、待ったなしの重要課題
- ・パートタイム労働者の賃金水準は、欧州諸国においては正規労働者に比べ2割低い状況であるが、我が国では4割低い
- ・正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保する
- ・同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行には十分に留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める
- ・正規労働者と非正規雇用労働者の賃金差について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す
- ・最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す
- ・長時間労働の是正は、労働の質を高めることにより、多様なライフスタイルを可能にし、ひいては生産性の向上につながる
- ・労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36（サブロク）協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始

ここで記されている諸々の事柄の多くは、非政権党がかねてより主張してきたことと重なるものであり、個々の実現性には疑問はあるものの、おそらく多くの労働組合員は指摘された事項やその基本方向に（改革の具体的内容には異論があるとしても）首肯するだろう。「働き方改革」は少なからぬ野党を取り込める内容になっている。現政権党は、その翼を「左」に広げたとと言える。

このプランの実現に向けて、2016年9月に「働き方改革実現会議」（議長：首相）が発足し、①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、②賃金引き上げと労働生産性の向上、③時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、④雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題、⑤テレワーク、副業・兼業などの柔軟な働き方、⑥働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備、⑦高齢者の就業促進、⑧病気の治療、子育て・介護と仕事の両立、⑨外国人材の受け入れの問題という、雇用と労働に係る幅広い内容を議論するとした。これらの議論対象事項の多くもまた、労働組合員に受け入れられるものなのではないだろうか。

しかし、その重要な焦点は、たとえば「長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性、高齢者が仕事に就きやすくなる。経営者は、どのように働いてもらうかに関心を高め、労働生産性が向上していく。『働き方改革』こそが労働生産性を改善するための最良の手段だ」という安倍首相の発言（第1回働き方改革実現会議でのあいさつ）で端的に表現されている。ここには、長時間労働の是正→女性や高齢者などの労働力確保という経路とともに、どのように働いてもらうか＝労働の効率を高める→生産性上昇という経路が示されているからだ。

国内有数の広告代理店である電通で、入社1年に満たない若年女性労働者の過労自殺から1年余。異常なまでの時間外労働が指摘された。その後、電通は時間外労働上限時間を引き下げることとし、具体策として22時から翌5時までの全館消灯を打ち出し、「早めの業務終了に心掛け、帰宅するよ

うにしてください」との社長メッセージを発したという。

だが、このメッセージには根本的なことが欠落している。それは社員に課せられている仕事の量あるいは人員の問題である。長時間労働・時間外労働を制限・是正するのはよい。しかし課せられた業務量の減少、あるいは人員増が伴わないならば、労働者はより短い時間で仕事をこなすこと、労働の密度を高めて、結果として効率を上げることで対処するほかなくなる。または、見えない形での残業（ふろしき残業＝自宅での残業＝完全なる不払残業）を行うほかない。労働生産性とは、結局、たとえば1年間の総労働時間でどれだけのモノやサービスを作り出すかに帰着する数値である。生産性を上昇させる一つの策が労働密度を上げて時間効率を高めることだが、見えない労働時間（ふろしき残業）が増えることも、数値としての生産性を上昇させうる。

「働き方改革」で言われていること自体には、それぞれ正当性があるろう。しかし、業務量の減少を伴わない長時間労働の是正は、労働者の負担増による生産性上昇という結果を生み出すだろう。これはまた、残業手当を支払わずに生産性を上昇させる力となりうる。

「同一労働同一賃金の実現」もまた、その方向の正当性と裏腹に危険性も孕んでいる。いかようにして「同一労働」たることを判断するかという問題をおいても、正規雇用労働者の賃金水準の低下可能性をおいてもなお、そこには労働者の負担増による生産性上昇という方向が見え隠れする。既にブラックアルバイト、ブラックパートが社会問題になっている状況を背景に、「同一労働同一賃金」への接近は、賃金水準を正社員に近づける＝正社員並みに働く＝労働密度を上げて生産性上昇をもたらすことを強制する強い力となりうる。このたびの春闘アンケート調査結果に即していえば、**図表2**によると、正規職員に比べて非正規職員の超勤時間と不払超勤時間はともに短い、非正規職員の超勤時間や不払超勤時間を正規職員並みにしていく力が働きうるということになるろう。

つまり、正規職員の業務量や人員配置の改善なき長時間労働の是正、「同一労働同一賃金」への接近は、それ自体の正しさの裏側に、看過できない問題点を併せ持っていることにも注意を払う必要があるのだ。

北海道の地方公務労働者の賃金水準は、多少ではあ

るが改善されてきた。他方で、業務量と人員の問題は変わらず課題であり続けている。困難ではあるろうが、そこへの注力が改めて求められてきていると思う。

図表2 年間超勤時間と不払超勤時間

(時間)	年間超勤時間						(時間)	うち未払超勤時間					
	正規職員			非正規職員				正規職員			非正規職員		
	2007	2012	2017	2007	2012	2017		2007	2012	2017	2007	2012	2017
全くない	7.3	6.0	5.1	32.7	28.6	24.4	全くない	24.6	33.7	34.5	43.8	43.6	47.1
1~59	46.1	47.4	42.5	50.3	46.7	55.6	1~29	42.6	37.3	37.3	45.6	35.6	40.7
60~119	21.8	22.0	22.7	9.1	10.1	9.0	30~59	14.4	12.7	13.0	6.9	9.4	7.0
120~179	9.4	8.8	9.8	2.4	5.0	6.4	60~89	6.1	5.5	5.4	1.3	1.3	2.9
180~239	5.4	5.7	6.8	3.6	4.0	2.6	90~119	4.1	3.5	3.1	0.6	2.7	2.3
240~359	4.6	4.6	6.0	0.6	3.0	1.3	120~149	2.2	1.8	1.9	—	2.7	—
360以上	5.4	5.5	7.2	1.2	2.5	0.9	150以上	6.0	5.4	4.8	1.9	4.7	—

4. 「働き方改革」での「同一労働同一賃金」について

2016年3月に「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」が厚労省担当で発足し、同年12月に「同一労働同一賃金ガイドライン案」をまとめた。そこでは、「正規か非正規かという雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて策定するものである。同一労働同一賃金は、いわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差」を解消し、「どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、

我が国から『非正規』という言葉を一掃することを目指す」とされ、「働き方改革実現会議」にも資料として提出された。

いわゆる「同一労働同一賃金」という考え方は、職種と職種に対応する技能の等級別に賃金（賃金率）を設定することをベースとし、フランスやドイツでは産業横断的な労働協約を通じて全国的に適用されている。そこで基準となるのは労働者が担当する職務で、個人の「能力」は考慮されない（ただし、査定等による追加給が支給されることが多い）。これは正規労働者、非正規労働者を問わず適用される制度で、EU全体でも1997年の「パートタイム労働指令」にて、雇用形態を理由とする賃金格差を禁じている。フルタイム労働者（正規労働者に相当）の賃率表がパートタイム労働者（非正規労働者）にも適用される。正規・非正規を問わず、賃金決定が社会化されていると言えよう。

これに対し、現在の日本の政府や経済団体が主張しているのは、「日本型同一労働同一賃金」（日本経団連）である。日本経団連は「職務内容や、仕事・役割・貢献度の発揮期待（人材活用の仕方）など、さまざまな要素を総合的に勘案し、自社にとって同一労働と評価される場合に、同じ賃金を払うこと」を基本的考えとしている（日本経団連『同一労働同一賃金の実現に向けて』2016.7）。ここでは、勤続年数・学歴等の属人的要素は等閑視され、労働者が担当している職務と、人事考課によって査定されるであろう諸々の「発揮期待」その他について、当該企業が同一労働か否かを判断するとしている。こうした考え方は「同一労働同一賃金ガイドライン案」でも、「各企業が職務や能力等の内容の明確化と、それに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度を、労使の話し合いにより、可能な限り速やかに構築していくことが、同一労働同一賃金の実現には望ましい」と追認されている。「同一労働同一賃金」は、企業別に制度化するものと提起されているのだ。

このように「日本型同一労働同一賃金」とは「企業別同一労働同一賃金」という意味である。正規労働者と非正規労働者が同じような職務を担っている場合、雇用されている企業や自治体の内部では賃金格差が縮小するが、その水準は企業別自治体別であり、どこに雇用されているかで異なることはこれまでと変わらない。賃金水準決定は社会化されず、従来どおり個別的なままである。

非正規労働者の賃金水準は、たとえばアルバイト労働の場合、最低賃金をベースにして、ほぼ地域別職種別に決定されていたと考えられる。地域別職種別の労働市場が成立していて、雇用元による賃金水準の差はそれほど大きくはなかったと見なせる。限定的ではあるが、賃金水準は社会的に決定されていると言える。しかしこのたびの「同一労働同一賃金」がこの国で成立する場合、非正規労働者の賃金水準は正規労働者のそれに近づくだらうが、他方では、その水準自体は企業や自治体によって異なることが続く。雇用される企業内では「同一労働同一賃金」的な様相を示すだろうが、社会的に見ると「同一労働不同賃金」であり、格差が維持される。

「同一労働同一賃金」との表現は、賃金水準の社会的（産業横断的職種別）決定を想起させるが、逆に、非正規労働者の賃金水準決定をも個別企業内に閉じ込め、個別化する方向が提示されている。その点で、労使関係の個別化（個別企業化）の仕上げが目論まれていると言える。地方公務労働者である皆さんも、非正規労働者の処遇改善の取り組みなどを推し進めつつ、「日本型同一労働同一賃金」には、強く留意することが必要だと思う。

2017国民春闘アンケート調査結果

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	年 齢 別											性 別			
				19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男	
				∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	身性	身性	婚性	婚性	
< F 1 > あなたの年齢は	① ～19歳	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.8	2.8	—	0.1
	②20～24歳	8.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18.8	19.5	0.6	1.0
	③25～29歳	11.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18.3	22.7	5.6	5.3
	④30～34歳	10.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11.6	11.7	9.6	9.2
	⑤35～39歳	12.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.1	9.5	14.5	14.4
	⑥40～44歳	19.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.4	13.2	21.8	24.5
	⑦45～49歳	14.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.9	8.8	17.1	17.5
	⑧50～54歳	10.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.0	7.6	14.5	11.9
	⑨55～59歳	8.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.4	2.8	12.6	9.4
	⑩60歳以上	4.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.7	1.4	3.7	6.8
	⑪N・A	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1
< F 2 > あなたの性別は	①独身女性	19.5	37.3	44.9	31.3	22.1	15.7	13.5	13.7	14.5	15.6	7.9	—	—	—	—	—	
	②独身男性	20.5	59.3	48.7	40.5	23.4	15.5	13.9	12.7	14.5	7.1	7.1	—	—	—	—	—	
	③既婚女性	19.2	—	1.4	9.4	18.0	22.1	21.5	23.2	25.9	29.9	17.4	—	—	—	—	—	
	④既婚男性	40.7	3.4	5.0	18.8	36.5	46.7	51.2	50.4	44.9	47.3	67.2	—	—	—	—	—	
	⑤N・A	0.1	—	—	0.1	—	—	—	—	0.2	0.2	0.4	—	—	—	—	—	
< F 3 > あなたの扶養家族 は	①0人（独身者含む）	52.9	93.2	94.8	85.5	62.1	45.4	36.9	36.4	44.2	47.3	37.5	85.1	90.3	64.2	13.4		
	②1人	16.0	5.1	2.6	8.4	14.2	10.9	14.7	18.0	22.4	27.7	45.8	10.2	5.6	14.5	24.7		
	③2人	14.7	1.7	1.4	3.1	12.9	19.5	20.4	19.5	16.9	16.8	11.5	3.7	2.8	12.9	26.8		
	④3人	11.3	—	1.0	1.7	8.4	15.8	19.4	18.3	10.9	5.5	4.7	0.7	0.9	4.7	24.8		
	⑤4人	4.0	—	—	1.1	2.4	6.7	6.6	6.0	4.4	1.6	0.4	0.2	0.3	2.6	8.2		
	⑥5人	0.8	—	0.2	—	—	1.7	1.6	0.9	0.6	0.8	—	0.1	0.1	0.7	1.6		
	⑦6人以上	0.2	—	—	—	—	—	0.3	0.5	0.3	0.4	—	—	—	0.2	0.4		
	⑧N・A	0.2	—	—	0.1	—	—	0.1	0.3	0.3	—	—	—	0.1	0.3	0.1		
< F 4 > あなたの任用・雇 用元は	①地方公共団体	92.9	98.3	95.4	96.4	94.3	91.5	93.4	92.2	90.9	89.9	90.1	90.1	95.9	90.4	94.0		
	②独立行政法人	2.5	—	0.8	0.7	2.1	2.8	2.4	3.0	3.3	3.8	4.3	2.5	1.1	3.6	2.6		
	③民間企業および(②以外の)団体・法人	4.1	—	3.2	2.4	3.7	5.3	4.0	3.9	5.1	5.5	4.3	6.6	2.7	5.0	3.2		
	④N・A	0.6	1.7	0.6	0.4	—	0.4	0.2	0.9	0.6	0.8	1.2	0.8	0.2	1.0	0.3		
< F 5 > あなたの任用・雇 用形態は	①正規職員	93.0	98.3	99.2	98.7	98.1	95.6	97.1	96.9	91.2	91.1	20.6	92.1	98.6	87.4	93.5		
	②再任用職員	3.0	1.7	0.2	—	—	0.3	0.1	0.2	0.5	0.6	68.4	1.1	0.9	1.7	5.6		
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)	3.8	—	0.6	1.3	1.9	4.1	2.8	2.8	8.2	8.1	11.1	6.8	0.6	10.7	0.8		
	④N・A	0.1	—	—	—	—	—	—	0.1	0.2	0.2	—	—	—	0.2	—		

自治労北海道本部

扶養家族数別							任用・雇用元			任用・雇用形態			家計収入			職 種 別												
0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6以 上人	地共 方団 公体	独立 法人	政立 法人	民間 企業 おま ひ 団体 法人	正職 規員	再職 任用 員	非職 正 規員	自入 己の 収み	共働 き	その他	事一 務般 系職	技一 術般 系職	技 能 ・ 職	保 健 系 職	福 祉 系 職	技 術 系 職	医 療 系 職	医 療 系 職	技 術 系 職	研 究 職	海 事 職	そ の 他
1.7	0.3	0.1	-	-	-	-	1.0	-	-	1.0	0.5	-	1.1	0.1	4.8	1.5	0.4	1.2	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14.7	1.3	0.8	0.7	-	2.0	-	8.4	2.6	6.4	8.7	0.5	1.3	11.9	1.3	20.2	9.3	5.5	3.1	5.6	8.8	10.9	6.1	-	-	-	-	9.5	
18.5	6.0	2.4	1.7	3.3	-	-	11.9	3.3	6.8	12.2	-	3.8	14.3	7.0	15.4	13.2	8.9	2.8	12.8	10.7	9.0	19.5	-	9.1	9.5	-	-	
12.0	9.1	9.0	7.6	6.1	-	-	10.4	8.6	9.2	10.8	-	5.1	11.0	9.7	7.3	10.5	9.2	3.1	12.8	11.3	10.9	16.0	5.7	-	6.9	-	-	
10.8	8.6	16.8	17.6	21.3	26.5	-	12.4	14.6	16.3	12.9	1.1	13.6	11.7	15.0	4.3	12.4	13.3	4.6	15.8	14.9	14.8	11.1	14.3	36.4	11.2	-	-	
13.6	17.9	27.1	33.4	32.4	38.8	33.3	19.6	19.2	19.1	20.3	0.5	14.4	16.5	24.8	11.4	19.4	23.5	13.5	19.9	13.4	21.0	16.0	25.7	9.1	18.1	-	-	
9.7	15.9	18.8	22.9	21.3	16.3	33.3	14.0	17.2	13.5	14.7	1.1	10.2	12.1	17.2	11.6	13.9	14.1	17.2	16.8	15.2	13.9	11.8	20.0	9.1	11.2	-	-	
9.0	15.1	12.4	10.4	11.9	8.2	16.7	10.5	14.6	13.5	10.5	1.6	22.9	9.2	12.8	10.9	9.1	13.1	19.3	7.1	10.4	10.1	11.1	25.7	9.1	19.0	-	-	
7.2	14.0	9.2	3.9	3.3	8.2	16.7	7.8	12.6	10.8	7.9	1.6	16.9	7.3	9.2	7.3	6.7	7.1	21.2	5.1	12.8	7.9	7.3	5.7	18.2	9.5	-	-	
2.9	11.8	3.2	1.7	0.4	-	-	4.0	7.3	4.4	0.9	93.0	11.9	4.7	2.9	6.8	3.9	4.7	14.1	3.6	2.4	1.4	1.1	2.9	9.1	5.2	-	-	
-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31.4	12.5	4.9	1.2	1.2	2.0	-	19.0	19.9	31.5	19.3	7.0	34.7	29.5	1.0	52.8	16.5	6.6	9.8	26.0	38.4	43.3	27.5	-	-	-	31.9	-	
34.9	7.1	3.9	1.6	1.6	2.0	-	21.1	9.3	13.5	21.7	5.9	3.0	34.3	0.9	27.8	26.2	25.1	17.5	4.1	6.1	2.8	14.1	14.3	-	15.5	-	-	
23.2	17.4	16.9	7.9	12.7	16.3	16.7	18.7	27.8	23.5	18.0	10.8	53.4	2.5	43.0	8.8	13.2	6.6	10.1	62.2	42.4	45.5	19.8	11.4	-	33.6	-	-	
10.3	62.9	74.4	89.3	84.4	79.6	83.3	41.2	43.0	31.5	40.9	75.8	8.9	33.5	55.2	10.6	44.0	61.8	62.6	7.7	13.1	8.3	38.5	74.3	100.0	19.0	-	-	
0.1	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	0.1	0.5	-	0.1	-	-	0.1	-	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	52.8	49.0	57.8	53.0	33.9	68.2	59.1	41.6	72.7	54.1	39.8	34.7	71.9	64.9	61.4	59.5	25.7	9.1	66.4	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	15.9	17.9	16.3	14.8	47.3	18.6	14.6	17.7	16.4	14.6	19.4	27.0	10.2	14.6	15.9	11.5	17.1	45.5	19.8	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	14.8	13.2	11.6	15.1	12.4	6.8	11.6	20.3	5.6	14.6	17.5	17.8	12.2	9.1	12.5	18.3	20.0	18.2	6.9	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	11.3	13.2	11.2	11.8	5.9	4.2	10.7	13.5	2.8	11.6	16.7	13.5	3.6	7.6	6.7	6.9	31.4	-	4.3	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	4.0	4.6	2.8	4.2	0.5	1.3	3.3	5.3	1.5	4.0	5.3	5.2	2.0	2.4	2.8	2.7	5.7	9.1	1.7	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	0.8	1.3	0.4	0.8	-	0.8	0.5	1.3	0.5	0.8	1.1	1.2	-	0.9	0.5	0.4	-	18.2	0.9	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	0.2	-	-	0.2	-	-	0.1	0.3	0.5	0.2	0.2	0.6	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.7	-	0.1	-	-	0.1	0.2	-	0.1	-	-	-	0.3	-	0.8	-	-	-	-	-	
92.7	92.5	94.0	92.9	93.9	93.9	100.0	-	-	-	94.0	94.6	65.3	94.0	92.4	87.1	94.5	98.7	89.9	98.5	83.2	91.7	89.3	14.3	54.5	74.1	-	-	
2.3	2.8	2.2	2.9	2.9	4.1	-	-	-	-	2.1	2.2	11.4	2.0	3.0	3.0	1.5	0.2	2.1	0.5	0.3	4.7	8.4	85.7	45.5	3.4	-	-	
4.5	4.2	3.2	4.0	2.9	2.0	-	-	-	-	3.4	2.7	21.2	3.7	3.9	8.8	3.9	1.0	6.7	1.0	14.9	2.0	1.1	-	-	20.7	-	-	
0.6	0.6	0.6	0.1	0.4	-	-	-	-	-	0.4	0.5	2.1	0.3	0.7	1.0	0.2	0.1	1.2	-	1.5	1.6	1.1	-	-	1.7	-	-	
93.1	86.4	95.6	97.0	98.4	95.9	100.0	94.2	79.5	78.1	-	-	-	93.9	92.9	87.4	93.6	95.6	85.0	95.9	88.1	96.1	96.9	97.1	100.0	67.2	-	-	
1.9	9.0	2.6	1.6	0.4	-	-	3.1	2.6	2.0	-	-	-	3.8	1.9	3.5	2.9	3.7	10.7	3.6	0.3	1.2	1.1	2.9	-	-	-	-	
4.9	4.5	1.8	1.4	1.2	4.1	-	2.7	17.9	19.9	-	-	-	2.3	5.1	9.1	3.5	0.7	4.3	0.5	11.6	2.3	1.9	-	-	32.8	-	-	
-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
			19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
< F 6 > あなたの家計収入は	①あなたの収入のみ	53.3	62.7	77.7	66.8	57.2	49.8	45.2	45.8	45.7	48.3	61.3	80.6	89.5	7.0	43.9
	②共働き	40.1	5.1	6.4	24.4	38.2	47.9	51.0	48.9	47.7	45.7	28.1	2.0	1.7	89.9	54.4
	③その他	6.4	32.2	15.9	8.7	4.6	2.2	3.8	5.3	6.5	5.9	10.7	17.4	8.8	3.0	1.7
	④N・A	0.1	—	—	0.1	—	0.1	—	—	0.2	0.2	—	—	0.1	0.1	0.1
< F 7 > あなたの職種は	①事務系一般職	53.1	84.7	60.0	61.1	54.6	52.5	53.0	52.1	45.1	44.2	50.6	44.7	68.1	36.6	57.4
	②技術系一般職	15.4	6.8	10.3	11.9	13.9	16.3	18.6	15.3	18.8	13.5	17.4	5.2	18.9	5.3	23.3
	③技能・労務職	5.3	6.8	2.0	1.3	1.6	1.9	3.7	6.5	9.5	13.9	18.2	2.7	4.5	2.8	8.2
	④保健系技術職	3.2	1.7	2.2	3.6	4.0	4.0	3.3	3.8	2.1	2.0	2.8	4.2	0.6	10.4	0.6
	⑤福祉系技術職	5.3	—	5.8	5.0	5.9	6.3	3.7	5.8	5.1	8.5	3.2	10.5	1.6	11.8	1.7
	⑥医療系看護職	10.4	—	13.9	8.2	11.1	12.3	11.3	10.3	9.8	10.3	3.6	23.1	1.4	24.8	2.1
	⑦医療系技術職	4.3	—	3.2	7.2	6.7	3.8	3.5	3.6	4.4	3.8	1.2	6.0	2.9	4.4	4.0
	⑧研究職	0.6	—	—	—	0.3	0.6	0.8	0.8	1.4	0.4	0.4	—	0.4	0.3	1.0
	⑨海事職	0.2	—	—	0.1	—	0.5	0.1	0.1	0.2	0.4	0.4	—	—	—	0.4
	⑩その他	1.9	—	2.2	1.6	1.3	1.7	1.8	1.5	3.3	2.2	2.4	3.1	1.4	3.3	0.9
	⑪N・A	0.4	—	0.4	—	0.6	—	0.4	0.2	0.3	0.6	—	0.5	0.1	0.3	0.3
< Q 1 > あなたの今の生活実感はどれですか	①かなり苦しい	15.5	—	10.1	10.1	9.6	11.5	15.7	20.6	23.1	20.0	23.3	8.7	13.7	12.4	21.0
	②やや苦しい	40.8	37.3	38.2	39.1	40.0	37.5	40.7	44.4	41.1	45.5	42.7	34.1	39.7	37.0	46.4
	③まあまあだ	37.1	52.5	42.7	43.0	42.4	44.2	36.5	29.5	29.7	30.7	31.6	48.0	37.8	42.4	29.0
	④ややゆとりがある	5.7	10.2	7.0	6.7	6.7	6.1	6.2	4.4	5.6	3.4	2.4	7.6	7.3	7.6	3.0
	⑤かなりゆとりがある	0.8	—	1.8	1.0	1.0	0.6	0.8	1.0	0.5	—	—	1.2	1.3	0.6	0.4
	⑥N・A	0.2	—	0.2	0.1	0.5	—	0.1	—	—	0.4	—	0.3	0.2	—	—
< Q 2 > 2～3年前の今ごろと比べた生活の変化はどうですか	①非常に苦しくなった	10.5	1.7	5.6	4.3	5.6	8.4	12.0	15.8	15.6	12.5	15.8	6.4	7.8	10.0	14.0
	②苦しくなった	31.8	22.0	20.5	22.2	26.8	29.5	33.3	34.9	39.3	42.4	45.8	23.9	24.9	35.6	37.4
	③変わらない	47.5	28.8	45.3	57.0	53.2	54.1	49.2	44.8	39.8	39.6	33.6	53.5	52.3	46.4	42.7
	④少し楽になった	6.9	5.1	12.5	13.4	11.0	6.0	4.3	3.6	4.8	4.6	4.3	9.0	9.2	7.3	4.6
	⑤かなり楽になった	1.0	3.4	3.0	1.3	1.8	1.2	0.8	0.3	0.2	0.6	—	2.2	1.0	0.3	0.7
	⑥わからない	2.2	39.0	13.1	1.8	1.8	0.9	0.5	0.6	0.3	—	—	4.8	4.7	0.3	0.5
	⑦N・A	0.1	—	—	0.1	—	—	—	—	—	0.2	0.4	0.1	0.1	0.1	—

扶養家族数別							任用・雇用元			任用・雇用形態			家計収入			職 種 別																																				
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	民間企業 および 団体 法人	正職 規員	再職 任用 員	非職 正 規員	自入 の 収 み	共働 き	その他	事務系職	一般系職	技術系職	労務・職	保健系職	福祉系職	技術系職	看護系職	医療系職	技術系職	研究職	海事職	その他																								
59.6	48.9	42.1	50.6	44.3	32.7	25.0	94.2	79.5	78.1	53.8	67.2	31.4	—	—	—	54.8	62.8	58.6	30.6	44.2	43.1	56.1	51.4	63.6	34.5	31.5	44.3	55.4	47.8	53.3	63.3	58.3	3.1	2.6	2.0	40.0	24.7	53.4	—	—	—	37.9	34.6	36.5	61.2	47.0	48.8	41.6	48.6	36.4	47.4	
8.9	6.6	2.4	1.6	2.5	4.1	16.7	2.7	17.9	19.9	6.1	7.5	15.3	—	—	—	7.2	2.4	4.6	8.2	8.8	7.9	2.3	—	—	18.1	0.1	0.1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
54.2	48.4	52.8	54.8	54.1	51.0	50.0	54.0	32.5	50.6	53.4	51.6	47.9	54.6	50.2	59.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11.6	18.7	18.3	22.8	20.5	20.4	16.7	16.3	1.3	3.6	15.8	18.8	3.0	18.1	13.3	5.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.5	9.0	6.4	6.3	7.0	8.2	16.7	5.1	4.6	8.8	4.8	18.8	5.9	5.8	4.8	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.3	2.0	2.7	1.0	1.6	—	—	3.4	0.7	0.8	3.3	3.8	0.4	1.8	4.9	4.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6.5	4.9	3.3	3.6	3.3	6.1	—	4.8	0.7	19.5	5.1	0.5	16.1	4.4	6.3	7.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.1	10.4	8.9	6.2	7.4	6.1	16.7	10.3	19.9	5.2	10.8	4.3	6.4	8.5	12.7	12.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4.8	3.1	5.3	2.6	2.9	2.0	—	4.1	14.6	1.2	4.4	1.6	2.1	4.5	4.4	1.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.6	0.8	1.6	0.8	—	—	0.1	19.9	—	0.6	0.5	—	0.5	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	0.5	0.2	—	0.4	4.1	—	0.1	3.3	—	0.2	—	—	0.2	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.4	2.3	0.9	0.7	0.8	2.0	—	1.5	2.6	9.6	1.4	—	16.1	1.2	2.2	5.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.3	0.1	0.3	0.4	1.2	—	—	0.3	—	0.8	0.2	—	2.1	0.3	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.5	18.3	19.9	26.4	30.7	36.7	33.3	15.3	19.2	16.7	14.7	26.3	24.2	17.2	14.4	7.6	12.9	21.0	33.1	5.6	13.7	15.3	13.4	14.3	36.4	18.1	
36.2	42.6	48.1	49.6	44.7	36.7	41.7	40.9	45.7	36.7	40.6	44.6	44.5	41.1	41.6	33.6	40.6	43.0	40.2	34.7	40.2	39.6	43.5	42.9	54.5	43.1	44.4	34.5	30.1	22.2	22.5	26.5	25.0	37.0	32.5	42.6	37.8	26.3	28.4	35.8	37.5	45.7	38.9	32.5	24.5	49.0	38.4	38.5	36.3	37.1	9.1	31.9	
8.5	4.2	1.8	1.6	1.6	—	—	5.8	2.6	4.0	5.9	2.7	2.5	4.9	5.8	10.9	6.5	2.8	2.1	9.7	6.7	6.1	6.1	5.7	—	4.3	1.2	0.4	0.1	0.3	0.4	—	—	0.8	—	—	0.8	—	0.4	0.8	0.6	1.8	1.0	0.5	—	1.0	0.6	0.6	0.4	—	—	1.7	
0.2	—	0.1	—	—	—	—	0.1	—	—	0.1	—	—	0.2	—	0.5	0.1	0.2	—	—	0.3	—	0.4	—	—	0.9	6.3	12.3	13.1	18.3	21.7	28.6	33.3	10.5	12.6	8.4	10.0	18.3	16.5	10.9	10.8	5.3	8.7	13.3	20.2	5.6	11.0	12.0	8.8	8.6	18.2	11.2	
25.6	35.6	39.7	41.2	40.6	44.9	50.0	31.9	39.1	24.7	31.3	49.5	30.9	30.9	34.8	21.2	29.8	33.8	37.1	27.6	29.0	38.8	35.5	40.0	45.5	25.0	53.8	45.5	41.6	35.9	34.0	24.5	8.3	47.4	41.7	55.8	48.1	29.0	47.9	47.0	47.0	55.6	50.8	44.5	38.3	53.1	46.6	40.0	45.4	40.0	36.4	50.0	
9.3	5.5	4.1	3.5	2.9	—	8.3	6.9	4.6	8.8	7.1	3.2	4.7	7.0	6.4	8.8	7.3	6.0	3.7	8.7	9.8	5.6	7.6	11.4	—	6.0	1.4	0.5	0.8	0.4	0.4	—	—	1.0	—	1.2	1.1	—	—	1.1	0.7	2.3	1.0	0.5	0.6	1.5	2.1	1.9	0.4	—	—	—	
3.5	0.6	0.7	0.7	0.4	2.0	—	2.2	2.0	1.2	2.3	—	—	3.0	0.3	6.6	2.5	1.8	—	3.6	1.2	1.6	2.3	—	—	6.9	0.1	—	—	—	—	—	—	0.1	—	—	0.1	—	—	—	—	0.3	—	—	—	0.3	0.2	—	—	—	—	0.9	

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
			19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
< Q 3 > 生活・家計の状況で、特に負担に感じている費目を選んで下さい（3つまで）	①食費	33.6	40.7	36.8	34.1	34.2	35.3	34.6	31.5	28.4	30.9	38.7	27.2	38.9	35.1	33.3
	②光熱水費	32.2	30.5	27.6	26.3	30.7	36.6	35.8	32.2	27.4	31.3	45.8	28.8	24.3	36.3	35.9
	③住宅関係費	36.4	18.6	28.6	35.4	41.1	38.9	36.9	36.0	39.0	38.2	28.1	30.6	31.5	37.9	40.9
	④教養・娯楽費	9.6	13.6	12.9	11.4	10.2	8.9	9.9	9.6	8.0	6.9	6.7	9.5	14.4	6.1	9.0
	⑤交際費	13.3	15.3	23.9	20.7	15.9	12.8	10.9	7.7	9.1	10.7	12.3	17.7	19.4	8.4	10.4
	⑥教育費	23.6	1.7	0.8	2.7	10.8	22.6	36.1	43.4	37.5	22.2	5.9	7.2	3.7	37.2	35.1
	⑦被服費	4.9	6.8	7.0	4.8	4.8	6.0	5.2	3.7	3.8	3.6	6.3	6.8	5.6	3.3	4.4
	⑧通信費	12.0	20.3	14.5	12.8	11.9	10.6	11.5	12.2	13.2	11.7	7.5	13.1	13.4	9.9	11.9
	⑨交通・車両費	21.1	42.4	38.6	27.3	18.8	18.4	19.5	17.8	16.8	16.4	18.2	23.8	28.6	17.9	17.6
	⑩医療・介護費	14.9	3.4	4.2	6.0	10.8	9.2	12.9	17.6	22.4	32.1	38.7	15.7	10.0	15.7	16.6
	⑪税金・社会保険料	31.7	27.1	34.4	37.6	37.1	28.8	27.3	26.8	30.1	35.2	41.9	37.9	33.0	33.0	27.5
	⑫生命保険や損保の掛け金	17.0	23.7	14.5	13.5	17.5	18.4	15.8	15.8	19.5	19.8	23.3	19.5	15.7	17.1	16.5
	⑬奨学金の返済	6.8	3.4	16.1	23.6	11.1	2.5	0.7	2.1	3.9	4.0	2.8	9.7	10.9	4.2	4.5
	⑭その他	2.9	—	2.2	2.4	3.0	4.4	2.3	3.0	3.9	3.0	1.6	2.7	3.2	4.1	2.4
	⑮N・A	1.6	1.7	1.4	2.0	1.8	1.8	1.6	1.7	1.5	0.8	1.2	2.5	2.1	1.2	1.1
< Q 4 > 2017春闘での賃上げ要求について、あなたは要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか	①0円	3.0	3.4	3.4	3.1	4.3	4.7	3.3	2.8	1.7	0.8	1.6	3.2	4.2	2.1	2.8
	②5千円程度	23.3	25.4	20.5	22.4	24.0	28.1	26.7	23.0	22.5	16.6	15.0	23.5	25.0	22.3	22.8
	③1万円程度	37.0	42.4	39.6	36.5	35.4	37.0	36.0	41.2	33.9	38.4	32.0	38.6	34.5	40.2	35.9
	④1.5万円程度	6.5	8.5	8.0	8.2	7.2	5.0	5.2	6.3	7.4	4.4	8.7	7.7	6.4	6.3	6.0
	⑤2万円程度	13.4	10.2	14.5	13.4	14.3	12.3	12.7	9.6	14.7	18.6	16.2	14.7	11.5	14.4	13.4
	⑥2.5万円程度	1.1	1.7	1.0	0.9	1.6	0.1	1.3	1.6	1.7	1.0	0.4	0.6	1.6	1.0	1.2
	⑦3万円以上	14.0	8.5	11.1	14.3	11.6	11.4	13.3	14.1	15.7	19.0	22.1	8.7	16.0	11.0	16.9
	⑧N・A	1.7	—	2.0	1.1	1.6	1.4	1.6	1.5	2.4	1.2	4.0	3.0	0.8	2.7	1.0
< Q 5 > あなたは、この1年間で何日ぐらい年休を取りましたか	①0日	2.2	3.4	4.8	2.4	2.2	3.1	2.1	1.2	1.4	1.6	—	3.2	2.9	1.5	1.6
	②1～4日	23.2	57.6	40.6	30.0	26.6	21.5	19.8	19.1	18.5	17.0	14.2	32.2	30.5	18.4	17.6
	③5～9日	33.2	27.1	34.4	37.1	34.7	35.3	34.8	32.4	32.4	25.5	24.5	32.6	33.4	34.4	32.9
	④10～12日	17.5	3.4	10.5	15.2	18.9	17.7	17.8	21.1	17.9	19.0	20.2	15.4	13.0	21.3	19.0
	⑤13～15日	9.3	5.1	3.6	7.7	6.2	10.2	10.5	9.2	12.3	11.1	13.4	7.7	7.2	9.9	10.8
	⑥16～18日	6.6	1.7	3.4	3.3	5.9	6.1	7.4	7.0	6.5	11.5	11.9	4.8	4.8	7.3	8.0
	⑦19～20日	6.0	1.7	1.0	3.0	3.5	3.2	6.2	7.7	9.4	12.1	13.0	2.9	6.1	5.2	7.9
	⑧21日以上	1.8	—	1.4	1.4	1.9	2.6	1.4	2.0	1.7	1.8	2.8	0.7	2.0	1.8	2.2
	⑨N・A	0.2	—	0.4	—	—	0.3	—	0.2	0.2	0.4	—	0.4	—	0.2	0.1

扶養家族数別							任用・雇用元			任用・雇用形態			家計収入			職 種 別																																			
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立行政法人	民間企業および団体法人	正職正規員	再職任用員	非職正規員	自入の収み	共働き	その他	事務系職	一般系職	技術系職	労務・職	保健系職	福祉系職	技術系職	看護系職	医療系職	技術系職	研究職	海事職	その他																							
32.4	32.0	33.4	36.7	44.7	42.9	50.0	33.8	38.4	26.7	33.3	37.6	37.7	35.2	32.3	28.5	33.0	37.9	29.4	23.0	34.1	38.5	30.9	34.3	36.4	23.3	29.4	35.9	36.6	30.7	39.3	44.9	41.7	32.3	29.8	31.1	31.6	50.0	33.5	30.4	35.6	26.8	31.5	32.5	33.4	34.7	32.9	33.2	34.0	31.4	36.4	31.9
33.8	41.7	42.0	36.5	32.0	28.6	25.0	36.5	35.8	35.1	36.6	29.0	37.3	34.9	41.0	20.2	35.4	37.2	39.3	33.2	31.4	40.7	38.9	28.6	36.4	39.7	10.3	7.3	7.1	11.7	13.1	10.2	16.7	9.5	10.6	12.0	9.9	6.5	5.5	10.7	7.6	13.4	10.0	8.5	14.4	5.6	6.4	9.0	12.6	5.7	27.3	9.5
16.8	10.6	7.9	9.4	8.2	10.2	—	13.5	5.3	13.1	13.5	13.4	8.1	15.6	9.6	16.4	15.4	11.5	10.4	12.2	12.5	10.1	8.8	—	18.2	9.5	8.5	20.3	44.8	55.8	56.1	65.3	83.3	23.7	29.1	17.5	24.3	5.9	22.0	15.1	37.3	9.1	21.5	26.7	25.2	32.1	23.2	25.1	27.5	40.0	27.3	18.1
5.3	3.7	4.6	4.2	8.2	4.1	—	4.9	4.0	6.0	4.8	8.1	4.2	5.4	4.1	6.3	5.5	4.3	5.8	6.1	4.0	4.0	1.5	—	—	5.2	12.9	11.2	9.9	12.0	12.7	10.2	16.7	12.2	12.6	9.2	12.2	7.5	11.9	12.2	11.2	15.9	12.2	14.0	10.1	12.8	11.6	8.7	13.0	17.1	9.1	12.1
24.9	19.3	16.2	15.6	14.3	14.3	8.3	21.3	19.9	17.9	21.3	15.6	20.3	22.6	18.1	27.5	21.4	21.5	21.8	23.5	22.0	17.1	22.1	25.7	9.1	20.7	13.3	22.8	15.5	11.8	11.9	12.2	16.7	14.6	21.9	17.9	13.6	39.8	26.7	15.9	13.4	16.7	14.1	16.0	23.3	11.2	15.5	14.5	13.4	8.6	27.3	17.2
35.7	31.5	28.0	23.5	20.5	24.5	—	31.0	34.4	45.8	30.9	40.3	44.9	31.9	30.3	38.9	31.8	25.8	34.7	32.7	33.5	36.8	29.4	28.6	27.3	39.7	18.5	17.9	15.9	13.4	10.2	8.2	25.0	17.0	12.6	19.1	16.8	19.4	19.5	17.2	16.4	19.2	14.7	16.1	23.3	15.3	26.2	22.3	14.5	11.4	27.3	27.6
9.4	5.5	3.4	3.0	2.5	—	—	6.8	6.0	5.6	7.0	1.1	5.9	8.1	5.0	7.3	6.7	4.3	5.5	10.7	8.8	6.9	13.4	5.7	—	6.9	3.3	3.1	3.4	1.6	0.8	—	—	2.8	6.0	4.4	3.0	2.7	1.3	2.7	3.3	2.8	2.6	3.0	1.5	2.6	4.3	3.3	3.4	17.1	—	5.2
2.1	1.7	0.6	0.7	0.8	2.0	—	1.6	1.3	0.8	1.6	2.7	0.4	1.8	1.1	3.3	1.7	2.2	0.9	1.0	1.2	0.9	0.8	2.9	—	1.7	3.5	3.2	2.2	2.4	1.2	2.0	—	3.0	4.0	2.0	3.1	1.1	2.1	3.3	2.7	2.8	4.0	2.1	0.9	3.1	0.3	1.9	1.9	8.6	—	2.6
24.5	23.2	21.6	20.5	23.4	16.3	16.7	23.5	18.5	23.9	23.8	14.5	19.5	23.0	23.4	25.5	27.3	21.8	17.2	25.5	17.1	12.6	21.0	25.7	9.1	18.1	37.7	36.8	35.7	37.3	36.5	24.5	25.0	36.4	49.7	42.6	37.0	33.3	39.0	35.2	39.2	38.4	35.4	35.5	35.6	42.3	44.5	39.3	41.6	45.7	45.5	41.4
6.7	6.0	7.2	5.6	4.9	8.2	—	6.5	3.3	7.2	6.5	5.4	7.2	6.7	6.0	8.1	6.3	6.3	4.0	7.1	7.9	6.5	8.0	2.9	18.2	12.1	12.7	13.3	15.6	13.5	12.7	20.4	33.3	13.5	9.3	13.1	13.4	16.1	12.7	13.9	13.2	11.1	12.0	14.0	13.8	14.3	14.6	18.8	16.0	5.7	18.2	11.2
0.9	1.2	1.2	1.6	1.6	2.0	—	1.2	1.3	—	1.2	0.5	0.4	1.3	0.9	0.5	1.0	1.4	2.1	1.0	0.6	1.1	1.1	2.9	—	0.9	12.0	15.0	15.1	18.2	17.6	26.5	25.0	14.2	13.9	8.8	13.6	26.3	14.0	15.1	12.9	11.4	12.3	17.4	25.8	5.1	12.5	18.4	8.8	8.6	9.1	11.2
2.0	1.3	1.2	0.9	2.0	—	—	1.7	—	2.4	1.5	2.7	5.1	1.6	1.7	2.3	1.7	1.6	0.6	1.5	2.4	1.4	1.5	—	—	2.6	2.4	2.0	1.3	1.2	0.9	2.0	—	1.7	—	2.4	1.5	2.7	5.1	1.6	1.7	2.3	1.7	1.6	0.6	1.5	2.4	1.4	1.5	—	—	2.6
2.4	2.0	1.8	1.6	2.9	2.0	—	2.2	0.7	2.8	2.2	0.5	2.5	2.5	1.5	4.0	1.6	1.9	1.5	1.0	4.9	4.5	3.1	—	—	2.6	27.8	18.2	17.0	18.4	20.5	22.4	—	23.2	18.5	27.1	23.6	14.5	22.0	26.5	18.1	28.5	23.6	18.4	8.6	13.8	33.8	32.7	25.2	22.9	9.1	25.9
34.2	29.3	33.7	34.3	31.6	32.7	41.7	33.1	39.1	33.9	33.5	25.3	32.6	31.9	34.9	33.8	34.5	30.2	19.3	32.7	32.0	38.8	35.9	42.9	9.1	32.8	16.3	19.0	19.8	17.9	19.3	18.4	25.0	17.5	20.5	17.5	17.4	20.4	19.1	16.1	20.0	14.6	17.6	20.8	15.3	29.6	12.2	12.8	17.6	20.0	27.3	13.8
7.9	9.9	11.4	11.0	12.7	4.1	8.3	9.3	10.6	8.8	9.1	11.3	10.2	8.8	10.0	7.8	9.4	11.4	11.0	9.2	7.0	4.5	9.9	8.6	9.1	10.3	5.2	9.8	6.9	8.2	6.6	4.1	16.7	6.7	6.0	5.6	6.5	10.2	6.8	6.3	7.1	5.8	6.5	7.6	10.7	7.7	6.1	3.6	5.3	2.9	36.4	6.0
4.5	9.8	7.3	6.5	4.5	10.2	8.3	6.2	4.0	3.6	5.8	14.0	4.7	6.0	6.3	4.0	5.1	7.3	27.0	5.1	2.4	1.9	2.7	—	9.1	6.9	1.5	2.0	2.1	2.0	2.0	4.1	—	1.9	—	0.8	1.7	3.8	1.7	1.8	1.9	1.0	1.6	2.3	6.1	1.0	1.2	1.1	0.4	—	—	1.7
0.2	—	—	0.1	—	2.0	—	0.1	0.7	—	0.1	—	0.4	0.2	0.1	0.3	0.1	—	0.3	—	0.3	0.2	—	—	—	—																										

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
			19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
<Q6> あなたは、この1 年間でどれぐらい 超勤をしましたか (未払いを含む)	①全くしていない	6.5	15.3	4.6	2.6	5.7	4.0	4.6	5.2	9.2	11.1	26.9	6.7	5.6	9.8	5.4
	②1～59時間	43.0	61.0	50.3	36.9	38.2	40.0	38.7	42.8	45.2	54.9	54.9	47.8	40.3	53.7	37.1
	③60～119時間	21.7	13.6	20.1	24.7	23.1	21.9	26.0	22.3	19.5	16.4	7.5	20.7	22.4	19.5	22.8
	④120～179時間	9.4	1.7	9.9	12.1	9.2	8.8	10.5	10.5	8.9	5.9	4.7	9.6	9.3	7.2	10.4
	⑤180～239時間	6.5	1.7	6.4	7.7	7.2	8.3	6.5	6.7	6.4	3.0	3.2	4.2	8.0	3.3	8.2
	⑥240～359時間	5.6	1.7	3.0	6.8	7.5	7.0	6.1	6.0	5.0	4.2	1.2	5.4	6.4	3.4	6.5
	⑦360時間以上	6.7	3.4	4.8	8.7	9.1	9.7	7.5	5.9	5.1	3.6	0.8	4.3	7.9	2.5	9.3
	⑧N・A	0.5	1.7	1.0	0.6	—	0.4	—	0.7	0.6	0.8	0.8	1.2	0.2	0.4	0.2
	<Q7> Q6の超勤のうち、 「未払い超勤」 （「サービス残業」 と呼ばれる不払い 労働）はどれぐら いですか	①全くない	35.0	51.0	40.0	33.9	30.6	32.9	30.1	34.6	36.1	39.9	62.3	28.3	38.9	30.3
②1～29時間		36.7	34.7	34.1	35.8	41.0	38.6	37.8	35.9	34.2	38.8	25.7	42.0	32.3	45.9	32.3
③30～59時間		12.5	12.2	12.0	14.1	11.0	12.4	15.2	12.1	12.2	9.4	6.0	14.7	11.5	12.4	12.0
④60～89時間		5.1	—	4.0	6.7	5.9	5.1	5.4	5.3	5.2	3.9	1.6	4.5	5.5	4.1	5.8
⑤90～119時間		3.0	—	3.4	2.8	3.9	3.4	3.2	2.5	2.5	3.0	1.6	3.3	2.5	1.9	3.6
⑥120～149時間		1.8	—	2.3	1.2	2.7	1.9	1.7	2.3	2.2	0.5	—	1.4	2.2	1.5	1.9
⑦150時間以上		4.5	2.0	2.7	4.4	4.2	4.7	5.1	6.0	5.2	3.0	—	3.8	5.9	2.5	5.0
⑧N・A		1.5	—	1.5	1.2	0.7	0.9	1.7	1.3	2.3	1.6	2.7	2.0	1.2	1.5	1.3
<Q8> 仕事や職場につい て、特に不満や不 安に感じることを 選んで下さい（3 つまで）		①賃金	33.8	37.3	45.1	39.3	35.5	30.0	28.0	29.3	33.7	32.7	47.8	31.8	36.3	28.4
	②人員不足	46.5	28.8	41.9	44.9	42.4	51.2	52.8	49.3	45.8	42.6	31.6	42.2	45.5	46.1	49.5
	③休暇取得	14.6	6.8	16.3	15.9	16.2	13.7	14.7	13.8	13.8	14.9	12.3	21.1	13.3	18.3	10.5
	④仕事量	28.3	37.3	23.7	29.1	26.8	32.2	32.6	27.1	25.7	26.1	19.0	26.6	28.4	27.0	29.7
	⑤仕事の内容	17.3	15.3	9.1	15.8	14.6	17.2	20.7	19.8	17.7	20.2	14.2	16.7	16.5	17.3	18.1
	⑥時間外労働	7.0	10.2	12.9	10.5	7.5	8.4	5.6	6.0	3.9	5.3	2.0	9.1	6.6	7.7	6.0
	⑦サービス超勤	7.0	11.9	8.9	8.2	7.8	8.2	6.4	6.7	5.7	6.5	2.8	9.3	7.8	6.5	5.9
	⑧職場の人間関係	16.2	15.3	13.5	17.8	17.4	13.8	16.1	16.8	17.7	17.6	14.2	19.3	17.6	17.0	13.6
	⑨パワハラ	4.9	—	2.8	4.3	5.3	3.9	5.6	6.9	4.7	5.7	2.8	5.8	5.5	4.8	4.1
	⑩セクハラ	0.6	1.7	0.8	0.4	0.8	0.6	0.5	0.7	0.5	0.4	—	1.0	0.7	0.3	0.4
	⑪福利厚生	3.2	—	2.0	2.3	2.9	2.3	3.5	2.7	3.6	5.1	7.1	1.9	2.9	2.4	4.3
	⑫職場(仕事)・雇用の将来	14.8	6.8	8.2	10.1	11.5	12.7	14.6	17.2	21.6	20.0	22.9	14.7	12.4	15.5	15.8
	⑬賃金や処遇の差別	6.5	1.7	5.2	4.0	6.2	4.7	5.7	5.3	7.1	10.9	20.6	6.6	6.0	7.3	6.2
	⑭昇進や異動・人事評価	16.5	16.9	15.5	15.3	13.5	15.0	16.0	20.8	20.4	19.2	6.7	16.0	16.6	16.4	16.9
	⑮労働環境・安全衛生面	9.0	6.8	3.6	8.8	7.8	10.1	7.6	10.5	11.3	10.9	13.0	7.9	8.9	7.6	10.4
	⑯介護・育児などとの両立	8.2	5.1	1.8	6.7	12.9	12.8	9.8	5.9	6.2	7.7	5.9	5.3	1.4	22.3	6.2
	⑰その他	3.8	3.4	4.0	2.0	3.7	3.4	4.6	4.8	4.1	2.4	4.0	3.5	4.0	3.5	3.9
	⑱N・A	4.4	5.1	7.4	5.3	5.3	3.5	3.8	2.8	3.8	3.4	8.7	4.8	4.8	3.1	4.6

扶養家族数別							任用・雇用元			任用・雇用形態			家計収入			職 種 別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	民間企業 および 団体 法人	正職 規員	再職 任用 員	非職 正 規員	自入 己の 収み	共働 き	その他	事務系職	一般系職	技術系職	労務・職	保健系職	福祉系職	技術系職	看護系職	医療系職	技術系職	研究職	海事職	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
6.9	9.9	5.5	2.6	3.7	8.2	—	6.3	9.3	10.4	5.1	29.0	24.2	6.4	6.5	8.1	7.1	3.7	15.6	7.7	6.1	2.2	4.6	8.6	18.2	12.1	45.6	42.1	38.8	38.8	39.3	42.9	58.3	43.5	34.4	36.3	42.2	51.6	55.1	41.5	44.4	46.7	42.9	36.2	43.6	52.0	52.1	46.6	38.5	28.6	54.5	52.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
21.1	21.0	21.9	23.8	25.4	20.4	25.0	21.9	17.9	19.1	22.6	9.7	8.9	21.3	22.4	20.2	21.3	23.0	17.5	20.4	25.6	25.9	17.6	22.9	—	11.2	9.5	9.0	10.2	10.2	5.7	2.0	16.7	9.3	10.6	12.7	9.7	4.8	6.4	9.5	9.3	9.8	9.7	10.5	4.6	9.2	4.6	10.6	10.7	20.0	—	8.6	5.5	5.7	7.8	8.4	12.3	8.2	—	6.3	9.3	8.0	6.8	2.2	2.5	7.1	5.8	4.8	6.1	10.6	5.8	2.6	4.0	4.7	9.5	5.7	9.1	2.6	4.9	6.3	6.9	5.5	7.8	10.2	—	5.6	7.3	6.8	6.0	1.6	1.3	6.3	4.9	4.5	5.6	6.1	5.5	6.6	3.7	5.0	7.6	5.7	—	7.8	5.8	5.7	8.7	10.5	5.7	8.2	—	6.7	8.6	6.0	7.2	1.1	0.8	7.3	6.3	4.8	6.9	9.9	7.4	1.5	3.4	3.9	9.2	8.6	—	4.3	0.7	0.3	0.2	0.3	—	—	—	0.4	2.6	0.8	0.5	—	0.8	0.5	0.4	1.0	0.2	—	—	—	0.6	1.2	2.3	—	18.2	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
33.9	38.1	35.8	33.4	38.7	42.2	8.3	34.3	33.8	53.4	34.0	62.1	45.8	36.1	33.4	35.6	37.9	36.6	66.2	22.7	22.2	18.5	25.8	12.5	28.6	37.6	38.5	35.0	34.7	35.9	30.6	26.7	66.7	37.1	34.6	26.9	36.8	28.8	39.5	35.1	38.9	36.7	34.8	31.8	25.8	46.4	44.1	47.7	45.9	21.9	57.1	37.6	12.4	11.8	11.5	13.4	17.0	11.1	16.7	12.7	13.5	7.6	12.9	5.3	6.8	12.4	12.5	12.8	12.2	11.9	1.8	14.9	14.7	19.2	9.4	18.8	—	10.9	5.0	4.3	6.4	5.5	4.3	2.2	8.3	5.2	4.5	5.4	5.3	1.5	2.8	5.1	5.4	3.9	5.4	5.3	1.8	5.5	7.8	4.5	3.3	15.6	—	3.0	2.8	3.4	3.2	3.0	2.6	6.7	—	3.1	2.3	1.8	3.1	0.8	2.3	3.1	2.8	3.1	2.7	4.1	0.4	4.4	2.9	3.2	3.3	9.4	14.3	2.0	1.6	1.9	1.6	2.4	2.1	2.2	—	1.8	3.0	—	1.9	—	—	1.6	2.1	1.7	1.7	1.3	—	2.2	1.3	2.6	5.3	6.3	—	1.0	4.3	4.1	5.4	4.6	3.8	6.7	—	4.5	6.8	3.1	4.7	—	—	5.1	3.7	4.2	4.0	7.2	2.2	3.9	4.9	3.1	4.9	15.6	—	5.9	1.4	1.4	1.3	1.9	0.9	2.2	—	1.4	1.5	1.8	1.4	1.5	2.8	1.6	1.2	2.2	1.4	1.9	1.8	—	2.0	1.1	2.0	—	—	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																				
32.2	34.9	34.5	37.8	36.1	36.7	33.3	32.8	48.3	47.8	32.4	50.5	55.1	35.2	32.1	33.8	30.0	36.8	46.0	23.0	30.5	43.8	39.7	37.1	45.5	38.8	44.3	45.5	49.5	54.3	48.0	49.0	50.0	46.5	50.3	46.6	47.9	31.2	26.3	46.2	48.0	40.9	45.0	54.7	35.3	48.0	51.2	51.1	38.2	74.3	45.5	30.2	16.1	15.0	11.4	12.0	11.1	16.3	41.7	14.1	17.2	23.9	14.9	12.9	10.2	14.7	13.7	19.4	11.1	9.4	15.3	7.1	24.4	37.2	15.6	—	—	17.2	27.7	25.9	31.9	29.1	31.1	18.4	33.3	28.5	25.8	24.7	29.3	17.7	13.1	28.2	28.6	27.3	28.3	31.8	17.8	39.3	32.0	27.3	23.7	31.4	9.1	18.1	17.2	15.6	18.0	17.7	22.1	18.4	8.3	17.7	8.6	15.1	17.7	12.9	11.9	17.0	18.1	15.4	18.6	16.9	18.1	20.4	13.7	14.5	14.1	14.3	—	13.8	7.9	6.5	5.9	6.2	5.7	4.1	—	7.2	6.0	4.8	7.4	1.6	3.0	6.6	7.4	8.8	6.3	6.0	4.6	5.6	6.7	14.0	8.8	—	—	9.5	7.7	6.1	6.4	6.5	5.3	10.2	—	7.1	9.3	4.0	7.4	2.7	3.0	7.3	6.1	10.9	6.2	5.8	3.1	11.7	12.5	10.3	6.9	20.0	—	8.6	17.6	16.3	14.2	13.8	10.7	18.4	8.3	16.1	17.2	19.5	16.3	11.3	19.1	16.6	15.2	19.9	16.5	13.6	17.2	11.7	16.2	16.0	22.5	8.6	18.2	21.6	4.9	4.1	5.5	5.2	4.5	8.2	—	4.9	6.0	5.2	5.0	1.6	4.2	5.4	4.3	4.5	4.0	5.1	4.0	4.1	3.7	8.4	7.6	5.7	—	11.2	0.8	0.2	0.6	0.4	—	—	—	0.6	—	0.8	0.6	—	0.4	0.7	0.4	0.3	0.7	0.4	0.9	0.5	—	0.5	0.4	—	—	0.9	2.6	4.3	3.6	3.5	4.5	2.0	—	3.3	0.7	1.6	2.9	8.1	4.7	3.3	3.0	3.0	2.9	4.0	5.5	2.0	3.0	2.8	2.7	—	—	4.3	13.9	17.2	12.8	16.9	18.9	18.4	8.3	13.9	31.1	25.5	13.2	23.7	47.9	14.2	15.9	13.6	13.0	12.5	32.5	7.7	18.3	12.9	16.0	40.0	27.3	35.3	6.5	8.8	5.3	5.0	5.7	6.1	8.3	5.9	12.6	15.5	4.9	22.6	31.4	6.8	6.2	5.3	5.9	5.3	13.2	4.6	8.8	5.3	8.8	5.7	9.1	10.3	16.4	15.4	19.4	13.5	19.3	22.4	33.3	16.7	14.6	13.5	17.1	8.1	8.9	16.4	16.7	16.7	18.4	15.5	14.7	15.8	14.3	11.2	15.3	20.0	36.4	14.7	8.6	9.2	10.7	8.4	9.0	18.4	8.3	9.2	4.0	8.0	9.0	13.4	5.5	8.8	9.4	9.3	9.7	8.4	13.2	10.7	6.4	6.1	7.6	8.6	27.3	5.2	7.2	9.4	11.1	6.3	10.2	6.1	33.3	8.3	7.9	5.2	8.2	5.4	8.5	4.4	13.7	5.1	8.4	5.3	4.3	21.4	9.1	9.0	6.9	5.7	9.1	8.6	3.8	3.7	4.0	4.0	2.0	4.1	8.3	3.7	6.6	1.6	3.8	2.7	3.0	3.7	3.8	4.3	4.1	4.7	1.2	5.1	2.7	2.2	3.8	8.6	9.1	1.7	4.9	4.7	3.0	4.5	3.3	—	—	4.7	0.7	0.8	4.4	8.1	0.4	4.6	3.9	5.6	4.7	5.4	4.3	5.6	3.7	1.2	4.6	—	—	5.2

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
				19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
< Q 9 > 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか	①(恒常的な業務なら)正規職員化をはかるべき	37.0	30.5	32.0	32.8	33.0	36.0	36.1	39.4	39.9	45.3	44.3	36.1	34.8	34.4	39.8	
	②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原紙を非正規職員優先で配分すべき	18.1	10.2	15.7	14.8	18.2	18.1	18.7	19.0	20.6	20.2	18.6	16.7	17.5	20.1	18.3	
	③均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件)をはかるべき	21.4	18.6	20.9	26.4	20.1	19.7	19.4	20.9	22.2	20.2	28.9	22.5	22.3	25.1	18.7	
	④現行のままがいい	7.9	11.9	8.0	10.9	10.8	8.5	8.9	7.4	4.7	4.0	2.8	5.6	10.9	3.7	9.5	
	⑤わからない	14.5	28.8	21.9	14.6	17.0	17.3	15.9	11.4	11.8	8.5	3.6	17.8	14.0	15.3	12.7	
	⑥N・A	1.1	—	1.6	0.4	1.0	0.4	1.0	1.8	0.8	1.8	2.0	1.4	0.6	1.4	1.0	
	< Q 10 > 地方公務員法の改正により、2016年4月から各自治体において人事評価制度が導入されています。あなたは導入された制度について理解していますか	①十分理解している	5.0	—	4.0	3.4	5.7	6.0	5.7	5.8	5.1	3.0	4.7	2.8	5.4	3.1	6.7
②ある程度理解している	44.5	37.3	41.7	43.3	40.8	43.3	46.3	48.3	46.9	44.8	38.3	38.1	45.1	43.0	47.9		
③あまり理解していない	32.7	50.8	34.4	34.5	33.9	34.8	32.8	29.8	29.2	33.5	29.6	35.4	32.7	36.0	30.1		
④理解していない	11.2	8.5	10.9	11.8	13.4	9.4	9.1	11.5	12.1	11.7	16.6	13.8	11.2	10.7	10.2		
⑤わからない	5.8	3.4	8.0	6.5	5.4	6.0	5.6	4.0	6.1	5.5	8.3	8.9	4.9	6.4	4.6		
⑥N・A	0.7	—	1.0	0.4	0.8	0.5	0.5	0.6	0.6	1.4	2.4	0.9	0.6	0.8	0.6		
< Q 11 > 2017国民春闘で、特に重点をおくべきだと考えるものを選んでください(いくつでも選択可)	①賃金引き上げ・改善の取り組み	75.2	69.5	78.3	81.4	73.1	69.3	73.1	75.4	76.6	78.2	77.9	70.8	77.6	70.9	78.5	
	②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み	22.9	11.9	15.3	19.3	19.9	22.3	23.7	24.8	28.4	27.1	26.5	16.8	24.3	17.1	27.8	
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み	35.7	20.3	25.0	26.7	29.8	33.5	32.7	35.9	44.3	50.7	67.2	36.4	29.0	43.6	34.9	
	④労働時間短縮・人員確保の取り組み	56.3	50.8	52.3	60.9	57.3	59.6	57.4	58.6	54.2	50.3	44.3	57.6	57.1	56.6	55.3	
	⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み	29.5	22.0	20.3	30.5	30.4	28.5	32.9	33.3	30.3	25.9	22.9	28.0	31.9	28.4	29.5	
	⑥職場の男女平等の取り組み	10.1	8.5	8.3	10.5	11.5	11.3	9.1	9.5	10.1	9.9	13.0	10.0	10.0	10.6	10.0	
	⑦育児・介護など両立支援の取り組み	29.9	22.0	21.1	31.7	38.2	38.3	30.1	27.8	26.0	24.2	26.1	31.1	16.6	51.0	26.1	
	⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み	10.3	3.4	4.0	5.4	6.7	8.3	9.6	13.0	15.4	15.6	22.9	6.5	10.3	8.8	12.8	
	⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み	14.1	5.1	6.0	11.5	13.2	13.7	13.1	15.8	18.8	18.2	21.7	12.6	13.6	12.5	15.9	
	⑩最低賃金制度の改善	21.3	25.4	20.3	19.7	18.0	15.9	17.4	21.7	25.0	29.5	41.9	20.6	23.1	19.5	21.6	
	⑪年金・医療・介護など社会保障制度改革の取り組み	34.5	18.6	19.1	22.0	26.8	25.2	33.8	38.9	46.6	56.2	64.8	33.3	27.5	37.0	37.3	
	⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み	9.4	6.8	4.8	7.5	8.6	9.8	9.9	10.0	10.6	11.5	12.3	5.3	11.5	6.2	11.7	
	⑬労働基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み	12.2	5.1	7.6	10.1	12.6	10.0	11.0	12.1	16.0	16.8	20.9	8.2	13.4	8.7	15.0	
	⑭労働法制改悪に反対する取り組み	14.0	6.8	7.6	12.2	11.9	12.0	12.8	15.8	17.4	19.4	24.9	10.2	14.9	10.3	17.2	
	⑮14 その他	2.4	—	1.4	1.4	3.2	2.3	2.4	2.8	2.6	2.2	3.2	2.3	3.3	1.3	2.4	
	⑯N・A	3.9	8.5	6.2	3.8	3.7	3.8	4.1	2.7	2.9	4.0	4.7	5.2	3.4	3.2	3.6	

扶養家族数別							任用・雇用元			任用・雇用形態			家計収入			職 種 別												
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	民間企業 および 団体 法人	正職 規員	再職 任用 員	非職 正 規員	自入 己の 収み	共働 き	その他	事務系 職	一般系 職	技術系 職	労働能 力・職	保健系 職	福祉系 職	技術系 職	看護系 職	医療系 職	技術系 職	研究職	海事職	その他
34.7	40.2	39.1	40.3	34.4	44.9	41.7	37.1	36.4	34.3	37.1	46.2	27.1	38.2	35.8	34.1	37.0	38.6	41.7	40.3	44.8	27.6	38.9	37.1	27.3	31.9			
17.9	18.5	19.1	16.4	22.1	20.4	16.7	18.0	17.9	22.7	17.8	12.9	30.5	16.9	19.9	17.9	17.4	18.4	16.3	15.8	22.3	20.7	15.3	11.4	45.5	27.6			
23.2	20.5	19.3	18.3	18.9	14.3	25.0	21.4	22.5	20.3	20.6	29.6	34.7	20.3	22.2	25.0	22.3	20.3	17.5	24.5	19.2	19.5	24.4	25.7	9.1	21.6			
7.6	7.8	8.5	9.2	6.6	6.1	16.7	8.1	6.6	6.4	8.3	4.3	1.3	9.1	6.6	6.3	9.8	7.7	7.4	3.1	2.4	4.7	6.5	8.6	—	4.3			
15.6	11.5	12.9	14.7	17.2	14.3	—	14.4	15.2	14.7	15.2	4.8	5.1	14.5	14.3	15.7	12.7	13.6	16.0	16.3	10.1	25.9	14.5	14.3	9.1	13.8			
1.0	1.5	1.1	1.0	0.8	—	—	1.0	1.3	1.6	1.0	2.2	1.3	1.0	1.2	1.0	0.8	1.4	1.2	—	1.2	1.7	0.4	2.9	9.1	0.9			
4.2	5.4	6.4	5.8	6.6	4.1	—	5.0	5.3	4.4	5.1	3.8	2.5	4.9	5.3	3.5	5.7	5.0	4.9	3.1	4.0	3.7	2.7	—	9.1	2.6			
42.2	45.3	47.1	48.6	46.7	61.2	33.3	45.6	37.7	24.3	45.7	40.9	16.9	44.6	45.5	36.9	47.9	47.4	30.4	56.1	45.4	25.4	48.9	54.3	54.5	37.1			
34.7	31.4	31.1	30.0	29.5	14.3	41.7	32.7	37.7	31.9	32.4	31.2	43.2	32.1	33.3	35.1	32.5	32.9	31.3	28.1	34.1	37.2	29.4	28.6	36.4	32.8			
11.7	12.2	9.7	9.4	12.3	14.3	16.7	10.8	11.3	21.5	10.8	15.6	18.2	12.1	9.7	13.9	9.0	10.5	18.4	8.7	10.1	19.0	12.2	17.1	—	18.1			
6.4	5.0	5.0	5.9	4.9	6.1	8.3	5.2	7.9	17.5	5.3	5.9	18.2	5.6	5.4	10.1	4.1	3.4	13.8	4.1	5.8	13.9	6.9	—	—	9.5			
0.8	0.7	0.8	0.4	—	—	—	0.7	—	0.4	0.7	2.7	0.8	0.8	0.7	0.5	0.7	0.8	1.2	—	0.6	0.8	—	—	—	—			
72.7	76.7	77.1	81.3	77.5	83.7	91.7	75.0	81.5	76.9	75.1	80.1	77.1	76.4	74.5	71.0	71.8	77.1	84.0	66.8	80.8	83.6	79.8	71.4	100.0	78.4			
19.8	24.6	27.3	27.7	27.0	18.4	41.7	23.0	33.1	14.7	23.3	29.0	8.9	24.4	22.1	14.6	21.9	32.2	24.2	19.4	14.9	15.3	27.9	57.1	63.6	15.5			
35.0	42.5	35.1	31.1	32.0	32.7	41.7	34.6	49.0	49.0	32.6	61.8	88.1	32.9	38.7	39.6	34.8	28.4	44.5	36.2	62.2	30.1	33.2	34.3	18.2	57.8			
57.1	53.0	59.0	54.8	53.3	57.1	50.0	56.7	53.0	50.2	57.9	46.8	26.3	56.0	56.6	57.6	56.6	55.4	42.9	59.7	55.2	68.5	50.8	68.6	45.5	38.8			
30.4	28.0	28.9	30.4	25.0	24.5	8.3	30.0	23.2	21.9	30.4	23.7	12.3	29.2	30.0	28.8	31.9	26.6	20.2	37.8	28.0	26.3	27.5	25.7	27.3	24.1			
10.3	11.1	8.7	8.6	12.3	12.2	—	10.3	7.3	7.2	10.1	9.7	9.7	9.5	10.5	13.1	10.6	9.9	11.7	13.3	9.1	6.4	11.8	8.6	9.1	8.6			
29.5	29.6	34.0	26.8	32.0	28.6	8.3	30.1	31.8	25.5	30.1	26.9	28.4	23.9	38.3	28.0	27.8	25.1	23.9	48.5	39.6	39.4	33.6	20.0	45.5	31.0			
8.3	12.8	11.4	12.5	15.6	10.2	8.3	10.5	12.6	4.4	10.0	21.5	9.3	10.4	10.4	8.3	7.4	9.4	48.8	5.1	14.6	5.6	6.9	22.9	18.2	15.5			
12.8	17.4	14.0	14.7	16.0	22.4	8.3	14.4	9.9	10.8	13.9	22.0	12.3	14.3	14.1	12.4	13.6	15.7	13.5	12.8	14.0	13.2	20.6	14.3	18.2	10.3			
20.6	25.0	21.3	19.7	21.3	14.3	33.3	20.9	20.5	27.5	20.1	43.0	32.2	21.5	20.3	25.8	19.1	21.6	34.4	14.3	28.4	22.6	18.7	20.0	18.2	35.3			
31.8	42.6	37.4	31.7	34.4	40.8	33.3	34.3	40.4	33.1	33.4	65.1	36.4	33.9	35.2	34.6	31.5	34.5	48.5	29.6	36.6	41.0	38.2	31.4	54.5	37.1			
8.2	11.0	11.0	9.9	10.7	8.2	8.3	9.6	6.6	6.0	9.4	13.4	5.5	9.6	9.5	6.6	10.0	10.6	11.0	7.7	7.0	5.9	10.7	11.4	18.2	2.6			
10.7	13.4	13.3	15.6	13.5	10.2	16.7	12.6	5.3	5.6	11.9	24.2	8.1	12.9	11.6	9.6	11.6	13.5	19.6	6.6	10.1	12.5	11.8	14.3	27.3	8.6			
12.1	16.8	16.3	16.0	13.1	20.4	16.7	14.0	17.2	12.4	13.7	28.0	10.6	14.3	13.7	13.6	14.3	15.0	19.6	12.8	11.6	9.3	15.3	17.1	18.2	12.9			
2.3	2.7	2.1	1.7	4.5	—	—	2.3	2.6	2.0	2.4	2.7	1.3	2.7	1.9	2.3	2.2	2.9	1.5	3.1	0.9	2.3	3.4	5.7	—	4.3			
4.4	2.9	4.0	3.0	3.3	—	8.3	3.9	2.0	4.0	3.8	5.9	3.8	4.1	3.5	4.5	4.0	4.0	2.8	1.5	3.4	3.9	4.2	2.9	—	1.7			

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	行 政 別						地方本部別			
				全 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
< F 1 > あなたの年齢は	① ～19歳	1.0	1.0	0.8	0.6	1.7	—	—	—	0.5	1.0	1.1	
	②20～24歳	8.2	5.2	7.5	8.5	11.3	17.2	3.1	3.3	6.2	8.0	7.7	
	③25～29歳	11.5	6.1	11.3	13.2	14.9	14.1	7.5	1.1	10.6	18.1	12.5	
	④30～34歳	10.2	5.5	12.0	11.9	11.1	9.4	11.9	8.7	10.7	10.1	9.9	
	⑤35～39歳	12.6	10.4	11.7	13.0	13.7	10.9	16.3	20.7	11.7	8.8	14.0	
	⑥40～44歳	19.5	19.8	14.1	19.4	22.9	25.0	14.4	16.3	16.8	21.7	21.5	
	⑦45～49歳	14.1	19.5	11.4	13.9	11.4	6.3	14.4	12.0	14.8	13.2	15.3	
	⑧50～54歳	10.8	15.2	14.2	8.7	6.9	14.1	13.8	16.3	13.1	8.0	7.3	
	⑨55～59歳	8.1	11.2	10.0	7.0	4.9	3.1	13.1	13.0	9.9	9.0	6.4	
	⑩60歳以上	4.1	6.0	6.9	3.7	1.2	—	5.6	8.7	5.6	2.1	3.9	
	⑪N・A	0.1	0.2	—	0.1	—	—	—	—	0.1	—	0.3	
< F 2 > あなたの性別は	①独身女性	19.5	15.0	17.3	23.4	17.5	28.1	29.4	29.3	17.5	19.6	16.9	
	②独身男性	20.5	20.1	19.8	19.1	24.3	28.1	10.0	12.0	18.5	22.7	18.7	
	③既婚女性	19.2	14.2	18.7	21.8	18.3	18.8	33.1	27.2	18.5	19.6	21.0	
	④既婚男性	40.7	50.4	44.2	35.5	39.8	25.0	27.5	31.5	45.4	37.7	43.0	
	⑤N・A	0.1	0.2	—	0.1	0.1	—	—	—	0.1	0.3	0.3	
< F 3 > あなたの扶養家族 は	①0人（独身者含む）	52.9	46.1	52.8	55.8	54.0	64.1	56.9	59.8	50.4	55.6	50.7	
	②1人	16.0	19.2	17.9	14.1	14.1	10.9	20.6	18.5	16.7	13.2	14.5	
	③2人	14.7	16.1	14.8	14.6	14.3	12.5	8.1	10.9	15.9	14.2	17.3	
	④3人	11.3	13.5	10.5	9.8	12.3	10.9	10.0	7.6	12.2	13.7	11.7	
	⑤4人	4.0	3.9	3.6	4.1	4.3	1.6	3.8	2.2	3.9	2.3	4.7	
	⑥5人	0.8	0.8	0.4	1.1	0.7	—	0.6	1.1	0.6	0.8	0.5	
	⑦6人以上	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	—	—	—	0.2	—	0.3	
	⑧N・A	0.2	0.1	—	0.2	0.3	—	—	—	0.1	0.3	0.3	
< F 4 > あなたの任用・雇 用元は	①地方公共団体	92.9	90.9	98.8	98.2	98.9	43.8	24.4	2.2	89.5	97.2	95.3	
	②独立行政法人	2.5	7.1	0.6	0.4	0.2	—	—	39.1	4.1	1.0	0.2	
	③民間企業および(②以外の)団体・法人	4.1	1.6	0.4	0.8	0.3	54.7	73.1	58.7	6.1	1.0	3.9	
	④N・A	0.6	0.4	0.2	0.7	0.6	1.6	2.5	—	0.3	0.8	0.7	
< F 5 > あなたの任用・雇 用形態は	①正規職員	93.0	92.5	88.8	95.5	97.6	98.4	62.5	57.6	91.2	97.9	94.1	
	②再任用職員	3.0	4.8	5.7	2.5	0.9	—	2.5	2.2	4.6	1.8	2.6	
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)	3.8	2.6	5.5	1.8	1.5	1.6	35.0	40.2	4.1	0.3	2.8	
	④N・A	0.1	0.1	—	0.2	0.1	—	—	—	0.1	—	0.5	

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
1.6	0.9	1.3	1.1	0.4	0.8	1.5	1.0	0.9	2.6
3.7	14.7	6.7	7.5	11.9	7.5	6.1	9.4	11.4	12.4
10.5	13.8	11.1	15.1	11.7	10.5	11.4	9.9	9.5	13.5
9.9	7.8	7.5	6.5	12.5	12.0	9.8	11.4	10.8	9.0
20.4	9.5	11.7	10.8	11.0	13.5	19.7	13.2	13.2	12.1
17.3	23.3	20.4	19.4	20.2	19.0	21.2	21.1	20.3	20.1
14.7	14.7	13.6	17.2	12.9	15.5	12.1	16.2	13.0	10.6
12.6	9.5	12.0	12.9	8.9	10.3	9.8	9.4	10.1	10.6
6.8	5.2	9.5	7.5	8.5	6.0	6.1	5.8	6.3	6.9
2.6	0.9	6.0	2.2	2.1	4.8	2.3	2.5	4.5	2.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3
16.2	16.4	23.2	17.2	25.3	27.8	12.9	17.0	19.4	15.0
22.5	34.5	18.5	28.0	14.2	18.0	25.0	23.4	22.7	31.1
25.7	6.9	18.3	14.0	25.9	18.5	14.4	17.3	17.9	16.6
35.6	42.2	39.9	39.8	34.6	35.3	47.7	42.4	40.0	37.2
—	—	0.1	1.1	—	0.3	—	—	—	—
53.4	59.5	50.0	54.8	55.2	55.9	50.0	55.8	53.8	56.2
19.9	13.8	18.9	19.4	14.6	16.8	13.6	14.7	15.1	14.5
12.0	15.5	14.5	10.8	14.4	12.8	13.6	12.7	15.1	13.2
11.0	7.8	10.9	9.7	10.4	9.3	15.2	10.9	11.2	10.3
2.6	1.7	4.3	4.3	4.2	4.3	6.1	4.1	3.7	5.0
1.0	0.9	1.3	—	1.1	0.8	1.5	1.3	0.4	0.5
—	0.9	0.1	—	0.2	—	—	0.3	0.4	0.3
—	—	—	1.1	—	0.3	—	0.3	0.4	—
99.0	98.3	93.4	98.9	97.4	92.5	99.2	98.7	96.6	94.5
0.5	1.7	1.0	—	0.4	1.3	0.8	1.0	2.0	2.9
—	—	5.3	—	0.8	5.5	—	0.3	0.4	1.6
0.5	—	0.3	1.1	1.5	0.8	—	—	0.9	1.1
94.2	99.1	89.0	94.6	98.1	95.2	97.7	96.7	91.2	94.5
1.0	0.9	4.3	2.2	1.3	2.8	2.3	2.0	3.7	1.3
4.2	—	6.7	3.2	0.4	2.0	—	1.3	5.0	4.2
0.5	—	—	—	0.2	—	—	—	—	—

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	行 政 別							地 方 本 部 別		
			全 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
< F 6 > あなたの家計収入は	①あなたの収入のみ ②共働き ③その他 ④N・A	53.3 40.1 6.4 0.1	64.2 33.3 2.5 0.1	54.8 38.0 7.0 0.1	49.7 42.4 7.8 0.1	49.2 44.2 6.4 0.1	59.4 32.8 7.8 -	42.5 43.1 14.4 -	42.4 41.3 16.3 -	55.2 38.8 5.9 0.1	48.3 42.1 9.6 -	47.7 45.8 6.0 0.5
< F 7 > あなたの職種は	①事務系一般職 ②技術系一般職 ③技能・労務職 ④保健系技術職 ⑤福祉系技術職 ⑥医療系看護職 ⑦医療系技術職 ⑧研究職 ⑨海事職 ⑩その他 ⑪N・A	53.1 15.4 5.3 3.2 5.3 10.4 4.3 0.6 0.2 1.9 0.4	50.1 29.7 1.4 2.8 0.5 5.8 5.7 2.5 0.8 0.3 0.3	43.5 19.7 16.9 1.8 2.0 9.2 3.1 -	50.7 10.3 5.2 2.8 4.5 19.3 6.1 -	64.7 8.9 2.1 5.4 9.9 4.8 1.8 -	84.4 12.5 -	16.9 6.9 14.4 1.9 37.5 3.8 0.6 -	92.4 1.1 -	53.0 17.5 9.4 2.0 3.3 7.3 3.8 0.7 -	58.4 11.4 2.1 2.8 5.9 12.7 2.6 1.0 -	56.8 15.3 2.6 3.9 6.4 9.4 4.2 -
< Q 1 > あなたの今の生活実感はどれですか	①かなり苦しい ②やや苦しい ③まあまあだ ④ややゆとりがある ⑤かなりゆとりがある ⑥N・A	15.5 40.8 37.1 5.7 0.8 0.2	20.1 43.5 31.5 4.4 0.4 0.1	16.9 39.9 36.2 5.4 1.4 0.1	15.1 38.8 39.2 6.1 0.6 0.2	10.9 42.2 38.6 6.9 1.1 0.1	7.8 40.6 50.0 1.6 -	16.9 38.8 40.0 4.4 -	18.5 37.0 41.3 3.3 -	16.6 41.4 35.8 5.0 0.9 0.2	15.8 38.0 36.2 9.3 0.8 -	14.7 43.5 35.0 5.7 1.0 0.2
< Q 2 > 2～3年前の今ごろと比べた生活の変化はどうですか	①非常に苦しくなった ②苦しくなった ③変わらない ④少し楽になった ⑤かなり楽になった ⑥わからない ⑦N・A	10.5 31.8 47.5 6.9 1.0 2.2 0.1	13.7 34.5 42.7 5.8 0.7 2.5 0.1	12.2 31.9 49.3 4.1 1.0 1.4 0.1	9.9 33.1 45.9 7.8 1.0 2.1 0.1	7.8 28.8 51.1 8.3 1.5 2.5 0.1	6.3 31.3 51.6 6.3 -	8.8 20.6 60.6 9.4 0.6 -	9.8 31.5 54.3 2.2 -	12.0 32.0 48.2 5.2 0.9 1.6 0.1	10.1 31.5 48.3 7.2 1.3 1.6 -	9.6 32.9 46.6 7.3 1.6 1.6 0.3

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
51.3	69.0	51.0	52.7	48.2	59.4	55.3	56.3	54.0	58.8
44.0	25.9	38.4	37.6	46.3	34.1	42.4	41.1	40.4	35.6
4.7	5.2	10.4	9.7	5.5	6.5	1.5	2.5	5.6	5.5
—	—	0.1	—	—	—	0.8	—	—	—
45.0	58.6	46.2	59.1	41.4	48.1	61.4	55.8	53.3	61.2
14.1	19.8	13.2	20.4	12.3	13.8	14.4	21.1	16.0	15.3
1.6	—	8.1	—	2.5	5.0	—	2.5	7.1	3.2
7.9	4.3	2.2	1.1	3.2	3.8	3.0	4.6	4.8	3.4
1.6	8.6	4.1	3.2	7.6	7.0	10.6	4.8	9.5	4.7
21.5	1.7	17.6	10.8	23.1	14.8	4.5	5.8	4.1	3.7
6.8	1.7	5.6	2.2	9.3	5.3	4.5	3.0	2.4	2.6
—	1.7	0.1	—	—	0.5	—	1.0	1.1	1.3
—	2.6	0.3	—	—	—	—	—	—	1.6
1.6	0.9	2.3	3.2	0.6	1.5	0.8	0.8	1.1	2.4
—	—	0.3	—	0.2	0.3	0.8	0.5	0.6	0.5
14.7	17.2	18.3	15.1	17.2	13.0	15.2	14.0	11.5	12.9
40.3	40.5	43.3	46.2	39.9	41.1	35.6	39.6	39.3	38.8
36.6	30.2	34.5	32.3	37.8	39.1	40.2	37.8	41.9	42.2
7.3	10.3	3.7	5.4	5.1	5.3	7.6	7.6	6.0	5.0
1.0	0.9	0.1	1.1	—	1.0	1.5	0.8	1.1	1.1
—	0.9	0.1	—	—	0.5	—	0.3	0.2	—
11.5	12.1	11.4	8.6	11.3	10.5	11.4	9.1	7.8	7.7
26.2	19.8	36.2	38.7	31.4	33.8	25.8	31.0	32.2	27.7
51.8	54.3	42.5	35.5	48.0	45.6	47.7	48.0	47.9	51.7
7.3	8.6	6.6	9.7	7.6	6.8	10.6	9.4	8.2	6.9
1.0	1.7	1.0	1.1	0.4	1.0	0.8	0.3	1.5	1.1
2.1	3.4	2.2	6.5	1.1	2.3	3.8	2.3	2.4	5.0
—	—	—	—	0.2	—	—	—	—	—

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	行 政 別							地 方 本 部 別		
			全 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
			< Q 3 >	生活・家計の状況で、特に負担に感じている費目を選んで下さい（3つまで）								
	①食費	33.6	36.3	36.7	33.5	29.9	32.8	29.4	33.7	35.5	31.5	30.3
	②光熱水費	32.2	30.5	31.7	34.6	30.9	28.1	26.9	39.1	30.3	31.3	33.2
	③住宅関係費	36.4	33.6	44.0	38.2	32.6	34.4	38.1	28.3	42.9	34.6	36.8
	④教養・娯楽費	9.6	9.7	8.9	9.7	9.7	9.4	13.1	7.6	9.4	9.0	8.6
	⑤交際費	13.3	11.4	12.6	12.4	16.9	14.1	11.3	10.9	12.3	16.3	12.2
	⑥教育費	23.6	28.3	23.7	22.8	22.1	15.6	14.4	17.4	26.4	23.0	27.0
	⑦被服費	4.9	5.1	4.8	4.5	5.3	9.4	3.1	6.5	5.1	5.7	4.7
	⑧通信費	12.0	11.6	11.8	12.0	12.7	20.3	11.9	5.4	11.8	11.1	13.2
	⑨交通・車両費	21.1	21.7	14.2	19.7	26.8	9.4	23.8	17.4	13.9	23.8	23.3
	⑩医療・介護費	14.9	18.0	16.2	14.4	11.4	14.1	20.0	19.6	15.6	12.7	12.7
	⑪税金・社会保険料	31.7	27.5	38.0	31.9	29.5	40.6	42.5	44.6	35.5	33.3	29.6
	⑫生命保険や損保の掛け金	17.0	12.9	14.4	19.0	19.7	12.5	21.9	7.6	14.0	17.3	18.7
	⑬奨学金の返済	6.8	3.9	5.5	8.0	8.3	18.8	5.6	2.2	6.2	9.0	6.7
	⑭その他	2.9	4.1	1.8	2.7	2.5	1.6	5.6	5.4	2.8	2.8	3.1
	⑮N・A	1.6	1.8	1.5	1.6	1.7	1.6	0.6	1.1	1.1	1.3	1.0
< Q 4 >	2017春闘での賃上げ要求について、あなたは要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか											
	①0円	3.0	2.9	3.1	3.3	2.9	1.6	3.1	2.2	2.9	3.1	2.8
	②5千円程度	23.3	21.7	21.1	23.2	25.7	31.3	26.3	20.7	22.5	21.7	23.3
	③1万円程度	37.0	32.6	37.8	37.6	38.7	39.1	43.8	40.2	38.3	34.9	34.4
	④1.5万円程度	6.5	6.4	6.1	6.3	6.8	7.8	6.3	7.6	6.1	5.9	6.8
	⑤2万円程度	13.4	14.8	11.1	13.5	13.7	12.5	10.6	13.0	11.3	15.2	16.8
	⑥2.5万円程度	1.1	1.8	1.0	0.9	1.0	—	0.6	1.1	1.0	1.6	0.3
	⑦3万円以上	14.0	18.0	18.0	13.6	9.7	7.8	7.5	10.9	16.3	16.3	13.8
	⑧N・A	1.7	1.9	1.9	1.5	1.6	—	1.9	4.3	1.8	1.3	1.8
< Q 5 >	あなたは、この1年間で何日ぐらい年休を取りましたか											
	①0日	2.2	0.8	1.3	2.6	3.2	3.1	2.5	2.2	1.3	2.1	2.4
	②1～4日	23.2	18.2	11.1	27.6	28.2	23.4	28.8	17.4	17.1	27.9	20.8
	③5～9日	33.2	32.6	23.8	35.3	35.6	42.2	31.3	39.1	30.5	37.5	33.6
	④10～12日	17.5	20.0	21.0	16.1	15.5	10.9	16.9	19.6	19.2	17.1	16.9
	⑤13～15日	9.3	11.2	11.2	8.0	8.1	9.4	8.1	14.1	9.8	6.2	12.7
	⑥16～18日	6.6	9.0	9.3	5.0	5.3	6.3	6.9	3.3	7.3	5.7	6.4
	⑦19～20日	6.0	6.3	17.4	4.0	2.6	4.7	4.4	4.3	11.5	2.6	4.9
	⑧21日以上	1.8	1.6	4.9	1.2	1.3	—	1.3	—	3.3	0.8	2.0
	⑨N・A	0.2	0.4	—	0.2	0.1	—	—	—	0.1	0.3	0.3

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
31.4	33.6	35.8	34.4	34.8	33.6	31.8	33.0	31.8	32.2
37.7	20.7	30.1	47.3	36.5	31.6	28.8	36.8	32.8	28.5
37.2	27.6	36.4	30.1	39.1	32.3	28.8	31.0	31.3	31.7
9.4	10.3	11.3	5.4	9.1	10.0	8.3	9.1	10.2	11.6
13.6	13.8	13.5	16.1	12.7	11.5	16.7	14.0	12.3	17.2
19.4	21.6	22.6	19.4	23.8	23.1	18.9	21.8	21.4	20.8
5.2	4.3	3.2	5.4	3.8	3.8	6.1	7.4	4.3	6.9
15.2	12.9	11.7	6.5	14.4	11.8	13.6	10.4	12.1	12.1
22.0	38.8	21.3	26.9	22.1	21.1	27.3	26.6	24.2	24.5
15.2	13.8	18.6	11.8	14.9	18.0	12.9	12.7	14.7	11.1
29.8	33.6	33.0	24.7	30.4	27.1	27.3	25.6	31.7	28.5
21.5	19.0	19.1	19.4	17.0	16.3	20.5	18.5	20.7	14.8
8.4	5.2	6.6	6.5	8.1	5.5	8.3	6.9	5.6	9.0
1.6	2.6	3.5	4.3	2.1	4.0	3.0	2.3	2.6	3.4
1.0	0.9	1.0	—	1.3	2.0	4.5	3.3	3.5	1.8
0.5	4.3	2.5	5.4	2.5	4.0	4.5	4.1	2.4	4.5
19.9	19.0	22.3	16.1	21.4	26.8	21.2	26.4	27.2	26.4
36.1	40.5	36.4	43.0	38.9	36.3	37.9	35.5	36.5	36.1
4.7	5.2	7.8	3.2	7.0	4.8	6.8	6.6	7.6	6.6
19.4	12.9	13.8	14.0	14.4	12.3	11.4	12.2	12.3	15.3
2.6	0.9	0.7	2.2	1.3	1.5	1.5	0.5	0.9	2.4
15.7	15.5	15.1	14.0	13.4	12.0	13.6	12.2	11.2	8.2
1.0	1.7	1.5	2.2	1.1	2.3	3.0	2.5	1.9	0.5
2.1	—	3.5	1.1	3.4	2.0	3.8	2.0	3.0	1.1
18.3	23.3	28.2	19.4	27.6	30.6	26.5	26.1	24.2	24.8
38.7	33.6	32.8	36.6	36.1	31.1	25.8	38.6	34.3	29.0
16.2	15.5	16.0	21.5	16.1	14.8	18.9	16.2	18.2	19.3
13.1	11.2	7.5	9.7	6.2	10.0	9.8	6.9	9.1	10.0
7.3	8.6	4.7	4.3	5.7	6.3	9.1	5.3	6.5	10.8
2.6	5.2	5.9	5.4	3.4	4.5	4.5	3.6	3.5	2.9
1.6	2.6	1.2	1.1	1.5	0.5	1.5	0.5	1.1	2.1
—	—	0.3	1.1	—	0.3	—	0.8	—	—

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	行 政 別							地方本部別		
			全 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
			<Q6> あなたは、この1 年間でどれぐらい 超勤をしましたか (未払いを含む)	①全くしていない ②1～59時間 ③60～119時間 ④120～179時間 ⑤180～239時間 ⑥240～359時間 ⑦360時間以上 ⑧N・A	6.5 43.0 21.7 9.4 6.5 5.6 6.7 0.5	12.4 46.8 16.6 8.5 4.9 4.2 5.8 0.8	5.7 37.5 19.5 10.4 7.5 8.5 10.7 0.1	5.0 42.7 24.8 8.6 6.5 5.9 6.0 0.5	2.5 44.2 23.9 10.3 6.9 5.2 6.6 0.5	6.3 35.9 25.0 15.6 6.3 3.1 7.8 -	15.6 46.3 17.5 10.0 5.6 2.5 1.9 0.6	10.9 23.9 15.2 14.1 14.1 9.8 10.9 1.1
<Q7> Q6の超勤のうち、 「未払い超勤」 (「サービス残業」 と呼ばれる不払い 労働)はどれぐら いですか	①全くない ②1～29時間 ③30～59時間 ④60～89時間 ⑤90～119時間 ⑥120～149時間 ⑦150時間以上 ⑧N・A	35.0 36.7 12.5 5.1 3.0 1.8 4.5 1.5	32.3 33.5 13.7 5.8 3.9 2.4 6.3 2.1	47.1 33.5 9.4 3.7 1.6 1.3 1.9 1.5	33.6 39.5 12.7 4.5 2.8 1.5 4.2 1.4	28.7 38.7 13.7 6.7 3.6 2.2 5.4 1.0	53.3 25.0 11.7 5.0 1.7 1.7 1.7 -	41.8 37.3 10.4 4.5 1.5 -	79.0 17.3 -	44.0 32.7 11.0 4.9 2.0 1.4 2.4 1.6	23.2 40.2 15.8 8.2 4.9 1.4 5.7 0.5	35.7 41.1 11.2 4.3 2.6 1.2 3.3 0.7
<Q8> 仕事や職場につい て、特に不満や不 安に感じることを 選んで下さい(3 つまで)	①賃金 ②人員不足 ③休暇取得 ④仕事量 ⑤仕事の内容 ⑥時間外労働 ⑦サービス超勤 ⑧職場の人間関係 ⑨パワハラ ⑩セクハラ ⑪福利厚生 ⑫職場(仕事)・雇用の将来 ⑬賃金や処遇の差別 ⑭昇進や異動・人事評価 ⑮労働環境・安全衛生面 ⑯介護・育児などとの両立 ⑰その他 ⑱N・A	33.8 46.5 14.6 28.3 17.3 7.0 7.0 16.2 4.9 0.6 3.2 14.8 6.5 16.5 9.0 8.2 3.8 4.4	35.8 54.0 9.4 27.0 14.0 5.7 8.6 14.2 5.5 0.4 3.8 15.8 6.3 19.3 7.0 7.0 5.9 3.9	42.0 36.1 11.4 28.0 17.3 6.7 5.8 13.9 3.3 0.6 6.6 15.6 7.9 13.8 11.8 9.9 3.5 5.4	32.4 45.0 18.3 27.5 19.5 8.2 6.3 15.9 4.8 0.8 2.7 14.0 5.6 16.3 10.0 8.6 3.5 4.3	26.6 48.4 14.7 31.8 17.9 7.4 8.1 19.9 5.6 0.5 1.5 11.7 5.2 16.3 8.6 7.8 2.7 5.1	32.8 39.1 14.1 31.3 21.9 6.3 3.1 18.8 4.7 -	52.5 45.6 30.0 17.5 13.8 3.1 6.3 17.5 5.0 0.6 4.4 28.8 13.1 9.4 6.3 7.5 2.5 1.3	48.9 41.3 9.8 26.1 13.0 5.4 -	38.8 41.5 11.8 29.1 16.9 6.9 6.0 15.1 4.3 0.4 4.8 15.6 6.8 14.9 9.8 9.8 3.5 4.6	27.4 51.4 17.6 28.2 19.9 9.3 8.8 16.5 4.7 0.5 3.1 8.8 4.7 19.9 14.7 6.7 3.1 3.4	27.5 47.4 16.0 26.4 21.7 5.5 5.5 16.1 4.6 1.1 1.8 14.5 5.2 16.9 9.3 9.4 4.1 5.0

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
4.7	5.2	7.8	6.5	4.3	9.3	5.3	6.3	5.0	7.7
52.4	41.4	45.7	48.4	45.7	39.8	46.2	43.1	43.0	51.7
22.5	23.3	18.9	22.6	24.6	21.3	25.0	20.8	21.0	19.8
8.4	11.2	9.8	8.6	7.8	8.3	6.8	9.1	12.8	5.3
4.2	7.8	6.7	2.2	5.5	6.5	6.8	8.4	5.8	4.5
2.1	3.4	5.6	3.2	5.9	5.3	4.5	4.3	5.4	5.0
5.8	7.8	4.7	7.5	5.7	8.3	4.5	6.9	6.3	5.8
—	—	0.7	1.1	0.6	1.3	0.8	1.0	0.6	0.3
31.9	20.9	30.8	34.9	26.2	26.9	29.8	30.7	37.1	35.5
42.3	38.2	39.7	31.4	41.4	36.1	37.1	37.0	33.1	38.1
13.2	15.5	13.5	12.8	15.1	14.6	13.7	15.6	12.0	8.3
3.8	6.4	3.5	5.8	5.8	5.3	6.5	6.0	6.1	4.6
1.1	3.6	3.7	3.5	3.0	4.2	4.0	3.0	3.2	3.7
1.1	5.5	2.6	1.2	2.6	2.2	1.6	1.4	2.2	1.7
5.5	8.2	5.1	7.0	4.2	8.1	5.6	4.4	4.9	6.9
1.1	1.8	1.1	3.5	1.8	2.5	1.6	1.9	1.4	1.1
35.6	31.9	40.3	34.4	33.8	33.1	34.8	27.7	26.3	31.4
53.4	51.7	41.5	51.6	50.7	52.1	42.4	49.7	50.8	46.2
14.7	9.5	17.7	9.7	21.2	16.5	9.1	14.0	16.0	9.0
25.7	28.4	24.6	25.8	28.5	30.6	35.6	27.4	31.5	27.4
17.3	16.4	16.3	19.4	15.5	16.3	15.9	15.2	15.8	20.8
4.2	11.2	6.2	5.4	11.2	5.8	9.1	7.1	7.1	5.0
8.4	11.2	8.1	10.8	7.8	6.5	8.3	6.9	8.0	7.1
19.4	12.9	15.5	15.1	16.8	17.3	16.7	17.5	16.4	18.7
5.2	7.8	5.6	4.3	7.2	4.8	4.5	2.5	5.6	5.5
0.5	—	—	1.1	0.2	1.5	0.8	0.3	0.6	1.3
3.1	0.9	4.8	1.1	2.5	3.3	3.8	1.3	1.7	2.4
12.6	14.7	18.0	19.4	15.5	13.8	7.6	15.5	13.0	11.6
3.1	7.8	8.2	7.5	4.3	6.3	6.8	5.8	6.7	5.5
17.8	19.8	14.5	22.6	16.1	15.3	18.9	18.8	14.9	19.3
9.4	8.6	8.4	4.3	8.5	6.3	4.5	9.1	9.1	9.0
7.9	7.8	7.5	8.6	7.8	7.0	8.3	7.6	7.4	6.6
4.7	6.0	4.3	4.3	2.3	4.5	3.8	4.1	3.7	4.5
2.6	2.6	4.7	2.2	3.4	3.5	5.3	7.1	4.5	5.0

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	行 政 別							地方本部別		
				全 道 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
<Q9> 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか	①(恒常的な業務なら)正規職員化をはかるべき ②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原紙を非正規職員優先で配分すべき ③均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件)をはかるべき ④現行のままがいい ⑤わからない ⑥N・A	37.0 18.1 21.4 7.9 14.5 1.1	40.5 15.2 22.2 6.7 14.1 1.3	36.2 14.3 21.9 11.2 15.1 1.2	34.5 18.7 20.4 8.6 16.9 1.0	38.0 20.9 21.6 7.1 11.5 0.9	46.9 20.3 18.8 4.7 9.4 —	31.9 22.5 23.8 5.6 15.0 1.3	32.6 30.4 21.7 3.3 9.8 2.2	38.0 15.6 21.5 10.3 13.8 1.0	31.8 20.4 22.5 6.7 18.1 0.5	38.6 19.9 22.8 6.0 11.9 0.8	
<Q10> 地方公務員法の改正により、2016年4月から各自治体において人事評価制度が導入されています。あなたは導入された制度について理解していますか	①十分理解している ②ある程度理解している ③あまり理解していない ④理解していない ⑤わからない ⑥N・A	5.0 44.5 32.7 11.2 5.8 0.7	40.5 15.2 22.2 6.7 14.1 1.3	36.2 14.3 21.9 11.2 15.1 1.2	34.5 18.7 20.4 8.6 16.9 1.0	38.0 20.9 21.6 7.1 11.5 0.9	46.9 20.3 18.8 4.7 9.4 —	31.9 22.5 23.8 5.6 15.0 1.3	32.6 30.4 21.7 3.3 9.8 2.2	4.8 34.1 35.0 18.9 6.3 0.9	4.1 49.6 33.1 7.0 5.2 1.0	5.4 42.3 36.6 10.9 3.9 0.8	
<Q11> 2017国民春闘で、特に重点をおくべきだと考えるものを選んでください(いくつでも選択可)	①賃金引き上げ・改善の取り組み ②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み ③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み ④労働時間短縮・人員確保の取り組み ⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み ⑥職場の男女平等の取り組み ⑦育児・介護など両立支援の取り組み ⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み ⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み ⑩最低賃金制度の改善 ⑪年金・医療・介護など社会保障制度改革の取り組み ⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み ⑬労働基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み ⑭労働法制改悪に反対する取り組み ⑮14 その他 ⑯N・A	75.2 22.9 35.7 56.3 29.5 10.1 29.9 10.3 14.1 21.3 34.5 9.4 12.2 14.0 2.4 3.9	75.7 40.8 28.8 54.8 24.3 9.3 25.3 8.4 16.7 19.6 38.2 10.0 12.4 15.0 3.1 4.2	79.6 14.3 30.9 53.0 25.3 11.7 34.6 18.8 11.4 23.8 41.7 7.7 13.1 12.6 2.9 4.1	75.2 18.9 35.3 58.7 29.3 9.2 31.7 9.9 12.9 21.3 34.6 9.0 12.0 13.2 2.2 3.8	72.5 19.1 40.8 58.2 37.8 11.8 29.2 8.7 15.5 20.5 27.5 11.1 13.1 15.3 1.9 3.7	70.3 21.9 29.7 51.6 35.9 10.9 31.3 7.8 9.4 15.6 34.4 7.8 10.9 15.6 1.6 1.6	73.8 13.1 63.1 45.6 22.5 6.9 28.1 7.5 13.1 30.0 35.0 4.4 3.8 12.5 0.6 3.1	80.4 3.3 62.0 47.8 21.7 5.4 28.3 3.3 8.7 25.0 26.1 4.3 3.3 13.0 2.2 5.4	77.6 21.7 32.4 53.3 25.4 10.4 31.8 13.4 11.3 22.3 38.6 7.8 11.1 12.6 2.4 3.8	73.4 23.8 32.3 62.8 35.4 10.6 27.9 8.0 13.2 22.2 34.9 9.3 14.7 16.8 2.1 3.4	70.4 24.9 39.4 57.2 33.1 9.8 32.2 9.3 12.2 23.1 30.1 10.1 10.9 14.5 2.4 3.3	

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
30.9	28.4	34.8	36.6	33.5	38.8	31.8	43.4	42.6	36.1
27.7	19.0	17.2	20.4	18.9	17.8	21.2	13.7	16.8	21.9
14.1	30.2	21.7	26.9	22.3	20.1	25.0	17.3	19.6	22.4
11.0	6.0	8.1	5.4	5.9	7.5	9.1	8.6	6.9	6.9
15.7	15.5	17.3	7.5	18.0	14.8	11.4	14.7	13.4	11.9
0.5	0.9	1.0	3.2	1.5	1.0	1.5	2.3	0.7	0.8
2.1	8.6	5.1	6.5	5.5	4.8	7.6	4.1	4.7	5.0
53.9	59.5	42.8	52.7	53.7	49.1	53.0	51.8	44.5	54.6
36.6	19.8	28.6	29.0	27.2	32.3	24.2	33.2	37.1	31.4
3.7	6.9	13.2	5.4	7.0	7.0	10.6	6.6	8.2	5.8
3.1	5.2	9.8	3.2	5.9	6.0	4.5	3.3	5.0	2.9
0.5	—	0.4	3.2	0.8	0.8	—	1.0	0.6	0.3
77.5	75.9	78.2	72.0	78.3	74.9	73.5	71.1	72.3	73.4
27.2	31.0	19.6	35.5	20.6	21.8	24.2	26.9	25.3	22.4
35.1	33.6	38.6	36.6	35.2	31.6	41.7	31.5	43.2	32.5
59.7	57.8	56.2	61.3	58.2	59.1	56.1	59.4	56.2	51.7
24.6	36.2	26.4	32.3	33.1	27.8	41.7	33.5	30.4	29.0
8.4	8.6	9.7	10.8	11.5	7.8	13.6	8.6	11.4	10.8
32.5	25.0	30.9	20.4	31.8	29.3	31.1	26.6	27.7	25.3
4.7	11.2	10.7	5.4	6.6	9.3	9.1	11.4	14.7	4.7
17.8	25.9	15.4	19.4	18.1	12.0	18.9	16.8	16.0	11.9
15.2	31.9	22.3	21.5	21.2	19.0	19.7	17.3	20.7	18.5
30.9	26.7	38.1	39.8	35.9	32.8	34.1	27.9	32.8	31.7
8.9	13.8	10.7	10.8	10.0	5.0	13.6	10.7	12.7	8.2
7.9	17.2	13.0	11.8	12.9	9.8	14.4	13.2	16.2	11.3
9.4	16.4	13.8	15.1	14.9	10.8	12.1	15.0	19.9	12.1
1.0	5.2	2.5	3.2	1.1	3.8	3.0	1.0	3.2	2.1
1.6	—	4.1	5.4	3.2	3.0	3.8	4.3	5.2	6.3